

令和 4 年 6 月 8 日（水）

（第 1 日 目）

令和4年第3回苓北町議会定例会会議録（第1日目）

令和4年第3回苓北町議会定例会は、令和4年6月8日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

2番	野田 謙二	3番	廣田 幸英
4番	高戸 幸雄	5番	松本 良人
6番	石田 みどり	7番	浜口 雅英
8番	野崎 幸洋	9番	山本 政人
10番	倉田 明	11番	田嶋 豊昭（副議長）
12番	錦戸 俊春（議長）		

3. 不応招議員は次のとおりである。

1番 山口 利生

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局 長 龍岡 学 書記 田中 めぐみ

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	山崎 秀典
教 育 長	濱崎 敏和	総務課長	福田 誠一
税務住民課長	吉本 英明	企画政策課長	宮崎 良成
教 育 課 長	西川 文孝	土木管理課長	田尻 悟
農林水産課長	松井 徹也	商工観光課長	錦戸 雅志
水道環境課長	松本 康秀	福祉保健課長	本田 保
健康増進室長	田尻 康彦	会 計 課 長	松村 保則
行革デジタル対策室長	山下 晃弘		

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

9. 議事の顚末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） おはようございます。

山口議員より欠席届が出ております。只今の出席議員は11人です。定足数に達しておりますので、只今から令和4年第3回苓北町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（錦戸俊春君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番、石田みどり君、7番、浜口雅英君を指名します。

—————○—————

日程第2 会期決定の件

○議長（錦戸俊春君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月10日までの3日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月10日までの3日間に決定しました。

—————○—————

日程第3 諸般の報告

○議長（錦戸俊春君） 日程第3、諸般の報告を行います。

4月10日、農村運動広場で開催されました、令和4年度苓北町消防団辞令交付式に、消防委員会委員長の廣田幸英議員とともに出席しました。

5月10日、天草広域連合で開催されました、令和4年度島原・天草・長島架橋建設促進期成会総会に出席しました。

5月13日、熊本市、市町村自治会館で開催されました、県町村議会議長会の第1回理事会に出席しました。

5月16日、天草広域連合で開催されました、天草広域連合議会運営委員会に出席しました。

5月19日、熊本市、市町村自治会館で開催されました、県町村議会議長会、議長研修会・臨時総会に出席しました。役員の選挙が行われました。私、錦戸俊春は、県町村議会議長会会長職務代理者・副会長にまた、引き続き、県市町村総合事務組合議会議員にも就任します。任期として、令和5年2月4日までとなります。

5月21日、(仮称)第二天草瀬戸大橋下島側仮棧橋で開催されました、熊本天草幹線道路本渡道路上部工桁連結式に出席しました。

5月22日、熊本城ホールで開催されました、第38回全国都市緑化くまもとフェアの閉会式に出席しました。

5月24日、天草広域連合で開催されました、天草広域連合議会全員協議会・令和4年第2回天草広域連合議会臨時会に出席しました。

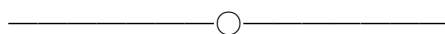
5月30日、東京国際フォーラムで開催されました、全国町村議会議長会主催の議長・副議長研修に田嶋副議長とともに出席しました。翌5月31日、東京・グラウンドアーク半蔵門での県関係国会議員への要望活動にも、田嶋副議長とともに出席しました。

6月1日、富岡海水浴場で開催されました、富岡海水浴場・白岩崎キャンプ場安全祈願祭に出席しました。

苓北町監査委員から、令和3年度2月分・3月分・4月分、令和4年度4月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されました。

なお、資料は議会事務局に保管してありますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。



日程第4 行政報告

○議長（錦戸俊春君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がっております。町長。

○町長（田嶋章二君） 行政報告をさせていただきます。

皆さまご承知のように、全国的に、新型コロナウイルスの新規感染者数の減り方が鈍り、陽性者数が高止まりしている状況でございます。

苓北町におきましては、最初の陽性者確認から、4月末日までは40人程度でしたが、ゴールデンウィーク以降、昨日までは、累計で102名の陽性者が確認されております。苓北町といたしましても、施設の利用制限や不要不急の移動・外出自粛のお願いをさせていただいており、町民皆さまには、長期間にわたり、感染拡大防止対策にご理解・ご協力をいただいていることに対し、感謝を申し上げます。今後も引き続き、感染拡大予防にご協力をいただき、苓北町から感染者が発生しないように願っております。

なお新型コロナウイルスのワクチン接種につきましては、苓北町では、5月末現在で3回目接種5,260人、これは人口に対しての81.9%の接種率、実績でございます。ワクチンの接種に係る情報につきましては、今後も、随時、広報等により、町民皆様方にお知らせしてまいります。

次に4月からこれまでの主な行事についての報告でございます。まず、令和4年度の

町内小中学校の入学式が、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、新入学の児童・生徒とその保護者及び教職員と一部在校生のみとして、4月11日にそれぞれ開催されました。今年度の入学者数は、小学校が坂瀬川小学校10名、志岐小学校18名、富岡小学校15名、都呂々小学校4名の合計47名。苓北中学校の入学者数は52名でありました。

次に消防団辞令交付式を4月10日（日曜日）、農村運動広場で開催いたしました。宮内新団長が就任され、今年度の消防団員は、団長以下254名でございます。

次に、5月1日から5月5日までのゴールデンウィーク期間中、苓北町4窯元、天草市天草町2窯元が参加して、天草西海岸春の窯元めぐりが開催されました。コロナ禍の中でもあり、規模を縮小した中での開催となりましたが、町内の4窯元には、3,489名の来場者がありました。

なお、例年4月に開催しております、苓北町戦没者追悼式は中止とさせていただきます。また、長崎苓北会総会も昨年引き続き中止となっております。次に、今後の諸行事についてであります。令和4年度苓北さわやかクリーン作戦を7月の10日（日曜日）、午前7時から8時30分までの1時間30分以内として、時間を短縮して実施をお願いすることとしております。なお、当日悪天候の場合は中止といたします。中止の場合は、防災行政無線並びに各家庭に配備しているIP告知端末にてお知らせをいたします。

学校関係では、1学期の終業式は7月20日、夏休みが7月21日から8月31日まで、2学期の始業式を9月1日とする予定となっております。

今後の諸行事等で中止が決定されているものは、福祉スポーツ大会、関西ふるさと苓北会、苓北じゃつと祭が中止となっております。またクリーン作戦と同日に開催しております苓北町避難訓練についても、新型コロナウイルス感染症の再拡大が続いている状況であり、また、暑さ対策等の区長会からの意見を受け、延期することといたしました。

各種団体等における諸行事等につきましても、新型コロナウイルス感染症の今後の状況により、開催の有無を検討されているようでございます。

以上、行政報告をさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） これで行政報告を終わります。

—————○—————

日程第5 一般質問

○議長（錦戸俊春君） 日程第5、一般質問を通告順に行います。

通告1番、倉田明君。

○10番（倉田 明君） おはようございます。通告1番、倉田です。

通告の3件につき、質問をさせていただきます。

最初に、町営住宅の現状についてお尋ねをいたします。昭和30年、町村合併の苓北町は、30年代半ば頃より富岡轟地区に公営住宅10棟が建設されたと資料等に記されております。以来、今日までの関連したまた老朽化した建物は解体し、新たに建築され、現在、町営住宅として104戸あり、これらは平成15年3月の苓北町の「公営住宅ストック総合活用計画」また、平成16年3月の「苓北町住宅マスタープラン」などをもとに、進められ大きく前進してきました。言うまでもなく、これらの住宅政策は、人口確保とともに地域社会形成の一翼を担い、地域活性化に欠かすことの出来ない事案でその役割は大きいですが、次の4点について質問をいたします。

①この104戸は種別として公営住宅84戸、特定賃貸住宅4戸、一般住宅16戸となっておりますが、それらの入居状況と空室があるとすれば、その理由についてお尋ねをいたします。

②公営住宅の鞍付団地A棟2戸、B棟2戸が平成3年度、C棟2戸、D棟2戸は平成4年度、いずれも木造二階建てで、築後30年、31年を迎えます。一般的に、建物の耐用年数（標準管理期間）は30年、鉄筋と木造の組合せの場合が45年とされておりますが、これらの物件の耐用年数について、町の考え方をお尋ねいたします。

③令和4年度新規事業として、公営住宅の長寿命化計画策定委託料として、530万円が計上されております。既に木造住宅は耐用年数（標準管理期間）を迎え、今後、新富団地の木造築25年6戸、衝鉦団地24年など10戸ありますが、今回、計画策定対象物件の範囲と、長寿命化計画策定書の完成時期はいつ頃になるのか。そしてまた、現存する町営住宅耐震強度の状況についてお尋ねをいたします。

④町営住宅（公営住宅法）家賃は法及び条例等を基に、低所得者等への入所基準があり、所得超過認定者に対し、住宅を明渡す努力義務があり、そこに住み続ける場合は、相当額の家賃が設定されておりますが、所得超過認定者に対し最高限度額の上限設定はあるのか、ないのか。あるとすれば最高限度額はいくらか。また、特定及び一般住宅はどうなのか。そしてまた、関係法令上、特例を除き条例で家賃の増減変更はできないのか、お尋ねをいたします。

次に、2件目の苓北町立小学校の統合についてお尋ねをいたします。この件については、これまで議会の委員会や一般質問等で、取上げられておりますが、ご承知のとおり、近年の少子化に伴い全国的に小中学校の統廃合が進んでおります。苓北町においては、昭和54年3月に坂瀬川小学校鶴分校が閉校、平成10年志岐小学校上津深江分校の閉校、平成15年には都呂々木場小学校が、都呂々小学校に統廃合されました。

そのような中、児童数の減少で少人数学級や複式学級を増え続けている現状の中、先ほど、町長からもお話がありましたが、今年、苓北町の小学1年生の入学児童数は、坂

瀬川小学校10人、志岐小学校18人、富岡小学校15人、都呂々小学校4人の計47人で、前年より11人減少し、現在、小学校、全児童数は314人で、複式学級は2校で、今後増えていく状況下であり、このまま推移すると、令和10年度は、182人となり、132人減少すると推測されております。

平成29年第16回定例会一般質問で、小学校の統廃合についての教育長答弁は「現時点で、統合は考えていない。・・・ただ、この問題は地域・保護者の方のご意見を伺いながら、対応していきたいと思っている。」また町長も、「小学校の統合については、教育長答弁とほとんど一緒です。」との答弁でした。現在、児童数は当時の356人より42人減少し、314人となっております。

その小人数学級や、複式学級においては、長所、短所的なことがあると同時に、統廃合により周辺地域の長年の歴史と伝統文化等にも影響が生じ、その善し悪しは一概には言えませんが、子どもたちにおいて何がベストかに重きを置き、対応していかなければならないと考えております。そこで、

①現在、小学校統廃合についての考え方と、統廃合検討委員会及び教育委員会の動向についてお尋ねをいたします。

②統合についてどのように思っているかを、町内、就学前児童保護者等を対象に意向調査実施等の考えはないかをお尋ねいたします。

最後に、苓北中学校の改修計画についてお尋ねをいたします。この件については、令和元年6月議会一般質問でお尋ねをいたしましたが、ご承知のとおり、現在の苓北中学校は昭和52年落成いたしました。平成17年には耐震測定、平成21年に耐震補強が施されましたが、築42年が経過し、コンクリートには多数のひび割れが生じている。などを質しました。教育長の答弁は、「本年度、苓北町学校教育充実検討委員会を立ち上げているので、今後の改築を含めた学校規模等の調査・研究を考えている」とのことでありました。

また、平成27年6月議会で、平成27年4月にスタートいたしました新苓北中学校の第1回体育祭には、保護者など多くの方が来校され、駐車場が満杯のため近くの道路や広場等を利用されていたので、学校近くの遊休地等の所有者に相談できないかの質問に、「地権者の同意を得られれば近くの不耕作地を買収したい」との答弁でありました。

その駐車場の件は、先の令和元年6月議会で、「学校周辺で駐車場として適地は見つからなかった。今後も体育祭等で駐車場が不足の場合、旧苓北病院の土地をご厚意により利用したい」との答弁でありました。

今年5月の体育祭には、多くの車が旧病院の土地に駐車されていまして。現在、築45年になる中学校の改築計画に可能であれば、駐車場を含めた対応ができればと思い、2点についてお尋ねをいたします。

①現在、「苓北町学校教育充実検討委員会」の動向について。

②苓北中学校近くの電柱に海拔4メートルの表示があります。苓北町においては、最大想定震度は6弱で、最大津波高3.0メートル以上、3.5メートル未満と、「苓北町地域防災計画」で規定されております。学校校舎、グラウンドが実際何メートルあるのかは承知していませんが、改築される場合、学校用地選定地の考え方についてお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の倉田議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、1点目の町営住宅における5月末現在の住宅種別ごとの入居状況につきましては、公営住宅84戸のうち79戸が入居され、空室が5戸となっております。一般住宅は、16戸のうち11戸が入居され、空室が5戸、特定公共賃貸住宅の4戸につきましては、全戸入居されており、町営住宅合計で104戸のうち10戸の空室がございます。

空室の理由といたしましては、入居募集中の住宅が東折山団地2戸、新富団地1戸の計3戸、入居準備中住宅が公営衝鉈団地、都呂々松原団地各1戸の計2戸、修繕が必要な住宅が鞍付団地1戸、一般衝鉈団地4戸の計5戸となっております。

2点目の公営住宅の耐用年限については、非耐火構造の木造住宅が30年、準耐火構造の住宅が45年、耐火構造の住宅が70年となっております。

耐用年限は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律により、国土交通大臣に対する手続きを行うことなく、公営住宅を廃止することができる年限として定められております。

実際、町の使用期限の考え方におきましては、建設後において修繕等実施しなかった場合は、非耐火構造の木造住宅の場合では、35年を標準期限と設定し、町営住宅長寿命化計画において、計画的な修繕等を実施し、標準使用期限から10年以上は使用する計画としております。

3点目の令和4年度に実施する公営住宅長寿命化計画の策定範囲は、町営の住宅全ての31棟、104戸分について策定を計画しており、策定業務期間は、国の施工承認後、8カ月を計画しております。また、現在の町営住宅の耐震強度につきましては、一般衝鉈住宅を除く町営の住宅は、昭和57年以降の建築物であり、基準を満たしております。なお、一般衝鉈住宅につきましては、平成26年に耐震診断を実施し、基準内の耐震強度であることを確認しております。

4点目の所得超過者に対する公営住宅の家賃上限は、政令で定める月収を超える所得を有する方につきましては、公営住宅に入居していない者との公平性を確保するため、各戸ごとの建設基礎価格に利息、償却額、修繕費、管理事務費損害保険料、公課、空家

等引当金を加えた総額を12カ月で除した額が月例上限家賃となります。本算出方法により算出した場合の令和4年度の一番高額な上限額は、公営衝鉈団地で9万4,900円、一番低額な上限額は公営鞍付住宅の3万1,700円となっております。

また、特定公共賃貸住宅は、所得により減額がございます。家賃6万5,000円、一般住宅は、住宅タイプにより2万円から3万円の固定家賃を設定しております。

また、条例での家賃の増減変更はできないかとの質問についてであります。公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者のために、良質な住宅を供給することを目的に公営住宅法に基づき整備しており、国から地方公共団体に対しましては、「高額所得者に対する明渡しの促進等の措置の実施について」等の通知があっており、収入超過者のための家賃の増減変更については、町条例では難しいと考えております。

収入超過世帯の対応といたしましては、引き続き、町内に居住いただくよう、空き家、空き地、支援制度等の各種情報の提供などを行い、町内での新たな居住地の確保に向けての支援を実施してまいります。

以上、倉田議員の質問に答えさせていただきました。なお、2点目の教育関係の質問に対しましては、教育長から答弁がございます。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 只今の倉田議員のご質問に答えさせていただきます。

まず初めに、苓北町立小学校の統廃合についての考え方でございますが、令和元年度に諮問機関として設置した学校教育充実検討委員会において児童数の減少状況と、授業の充実度、集団活動に及ぼす影響等について各学校の意見を集約しながら協議をしてきたところです。検討委員会の意見としては、「町内小学校の1校が、完全複式かつ全校児童数が30名を下回る事となる令和7年頃か児童数が全学年1クラスになる時期に、志岐小学校の校舎を利用することが考えられる」とまとめられております。

教育委員会としましては、この意見を踏まえて対応していきたいと思いますが、今後の推計値で申し上げますと、令和7年から1校が3年間のみの完全複式校となります。3年間過ぎますと、また4学年の複式と、単式学級が2クラスと3学年のみの完全複式や、ただ、その段階ではほかの学校でも、一部、複式学級が入ってまいります。1校が3年間の完全複式かつ、全国児童数が30名を下回ります。しかし、全学年1クラスになるのは令和10年度以降になる予定でございます。ただ、令和10年度には学校によっては入学児童が1名という状況も生まれてまいります。これらのことから、検討委員会でいただいた意見そのものが完全に当てはまる年代というのは現在のところは見つかっておりません。

児童数の減少は教職員定数の減少につながるようになります。子どもたちの学力保障や学校組織の運営への影響が非常に危惧されるところでございます。

これらの状況を踏まえ、今月、6月28日火曜日に予定しております学校教育充実検討委員会では意向調査の内容や時期、調査の対象者等について意見をいただくことにしております。

2点目に苓北中学校の改修計画についてお答えいたします。

先に述べました検討委員会の意見では、「苓北中学校の新築の時期については、当面の間、校舎の老朽化対策を実施することとし、耐用年数、財政の問題等により、令和8年度以降が望ましいと考えられる。ただし、災害対策等により、高率の補助金が出てくれば、前倒し検討する可能性もあると考えられる。場所については、現在の場所のグラウンド側に新築が妥当だと考えると、しかし、自然災害による高さ等の問題を解消する必要がある」と述べられております。教育委員会としましては、この意見を尊重しつつ、生徒、職員にとって、安全な学びの場の提供に努めてまいります。

また、小学校の統廃合について協議する部会と中学校の改修について協議する部会を学校教育充実検討委員会のもとに設け、今後の具体的な改修計画の策定に取り組むとともに学校教育の今後のあり方について審議していただく機関を設置して、より具体的な検討を進めていく予定にしております。

以上、倉田明議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） 町営住宅の件について4点、お尋ねをいたしました。1番目のいわゆる公営住宅の入居状況について104戸のうち10戸が空いてる。入居の準備等や、あるいは、修繕等ということで10戸があるということですが、住宅それぞれいろんな状況によって異なると思うんですが、その主な修繕の内容といいたいでしょうか、状況というのはどういうのが1番あるのか、その点を伺いたいと。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） 主な修繕の状況ということのご質問ですが、老朽化等による傷みが激しい部分が多いところが主な修繕の状況でございます。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） 老朽化等が一番、重いんじゃないかということでございます。空室の10戸、これについては致し方ないと思っております。あとで長寿命化についての策定計画書に基づいて、今後、修繕等なされていくことと思います。そういうことも含めてですね、よろしく願いをいたしたいと思っております。

次に2番目の鞍付団地8戸等が30年、31年を迎えるわけですが、耐用年数についての考えといいたいでしょうか、それは通常、35年、木造の場合ということですがそれを修繕しながら、10年間延長して45年ぐらい目指したいという内

容でございました。確かにですね、30年、35年で取り壊すのはもったいないということを感じております。できたらですね、そういうことで修理をしていただくような形でですね。やはり快適な居住空間をつくっていただければと思っております。そういうことで今後ですね、いろんな住宅等もそういう経過をたどると思うんですけども、傷みが少ないうちにですね、そういうことで対応いただければと思っております。

それで3番目のいわゆる長寿命化、これは町営住宅全ての104戸を対象にしているということでございますし、また耐震強度については一応基準を満たし、衝錠については、平成26年に耐震強度を測定し基準内であったということございますが、このいわゆる耐震といいましょうか、長寿命化、こういったことでこの町営住宅以外の教員住宅、これが22戸、現存するわけでございますが、いわゆる、長寿命化策定計画がどうされるのかその点1点だけをお尋ねをいたします。管轄外で恐縮ですけど、わかる範囲で。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） この長寿命化計画については、町長答弁で申しましたとおり104戸を対象としております。先程、倉田議員のご質問の中で教職員住宅につきましては、現在のところ長寿命化計画の中には考えておりません。ただし、もしできるのであれば、熊本県にお尋ねしながら、ちょっと調査をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） ぜひですね、そういった機関と連絡をとりながらですね、対応いただければと思っております。資料等によりますとやはり昭和57年頃から平成にかけて、つくられた建物が多ございます。適宜、修理等はなされていると思うんですが、その点も配慮しながらよろしく願いをいたしたいと思います。

4番目のいわゆる公営住宅居住者の所得超過の件でございますが、1番高い額は衝錠の月9万4,900円ということでございました。また条例等で、家賃の変更は厳しいということでございました。私、先の3月議会でその点の上限額があるのかなのか、お尋ねしたわけでございますが、私の聞き違いとはっきりしませんでしたので、改めて伺ったわけでございますが、上限があるということで理解していいんですね。その点だけを確認します。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） はい、上限を設定しております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） 確かにですね、いろんな方々が利用されているわけでございますが、これまででもですね、住宅政策についてはいろんな角度から取り組まれ、また町の分譲地等、宅地も現在販売されておりますし、また空き家バンク等も並行して利活

用を促進されております。このところ社会情勢が厳しいためか、分譲宅地の販売が鈍っておりますけども、引き続きですね、いろんな情報を提供しながら、取り組んでいただければと。一応、住宅の件については、終わりたいと思います。

次に学校関係の方をお尋ねいたします。一応、小学校の統廃合については、いろいろ規定といいましようか、条件といいましようか、細かく設定されているようでございます。一言で言えば、令和7年頃が1つの目安になろうかということじゃなかったかと伺ったわけでございますが、やはり先程も言いましたが、いわゆる少人数学級、あるいは複式もいい場面もありますし、ただ短所もあろうかと思えます。やはり妙なもので、地域から学校が消えるということは非常に地域住民にとっては、いろんなこう伝統とか、あるいは文化とかあるいは行事等にも支障があると感じるわけでございますが、やはりですね、子どもの中心に重きを置いていただきたいと思うんですけども、検討委員会といいましようか、そこでいろいろこう議論されているんですけども、非常に今の教育長答弁では令和7年か、8年か、9年か、あるいはそのあとかわからないんですけども、的確にですね、やはりこう判断されて、やはり志岐小学校も利用できるということでございます。統廃合なった場合ですね。あわせていろんな問題も生じるかと思うんですけども、ぜひですね、私は、基本的にはやはり統廃合せざるを得ないんじゃないかと。非常にこう、寂しいんですけども、子どもたちを考える場合、やはりそういうのが理想じゃないかと個人的には考えています。7年というのは1つの線だと思いますけども、改めてですね、先程申されましたけどもその辺の展開の状況を再度、伺いたいと思います。簡単に結構ですのでよろしくお願いします。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 簡単というと、ちょっと複雑なですね。いろんな要素が関わりあっております。検討委員会で当初出しておりましたいろんな条件等ございますけれど、全て当てはまる条件にはなっておりません。いつもですね、どこから、もう少し、もう少しという、私どもも、少しでも長く地域に。という、そういう、地域に学校があるべきだという考え方を持っております。ただ、子どもたちにとって、一番、教育的な効果といいますか、それをどの時点で、今が、この人数で、この教職員数で提供できる教育的なサービスっていうのは、もうきびしいのかなっていうその時点はそれぞれの学校というものがやはり一番知っているわけですので、そこら辺をそれぞれ伺いながら、そしてこの後予定しております審議会っていう、それを立ち上げていきたいというふうに考えておりますが、より多くの皆さん方の意見を集約していきたいというふうに思っております。現在の検討委員会は、今回ですね、アンケート調査、アンケートのその集約までを検討委員会のほうでやって、その資料をもとにして審議会という形へ移行をして意見をいただいていこうというふうに考えております。

それぞれのメリット、デメリットがございますけれども、そこら辺を総合的に、審議会の意見をいただきながら、判断をさせていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） 答弁の中でアンケート等も検討委員会で対応されるということで、理解したわけですが、いわゆる就学前の児童の保護者、あるいは、関係者といひましようか、必要な方々のアンケート調査実施、これについて具体的にされるのか、考えてないのか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） はい、就学前の子どもさんの保護者さんでございますが、やがて小学校、中学校へ入っていただきます。これも含める形で、アンケートのほうは取らせていただきたいなど。ただ今、文言についての吟味をやっているところでございます。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） やはりもちろん保護者の方々のご意見も大事だし、必要といひましようか、ちょっとあれですけども、やはり地域の方々のご意見もあくまでも参考として、やはり参考としなければ多かったから、少なかったからじゃなくてあくまでも参考の形で、アンケート調査を実施できればと思っております。その点、よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

続きまして中学校の改修計画、これも非常に悩ましいといひましようか、大きな問題と理解はしております。当然、生徒数も減ってこようかと思ひます。この改修の時期、先程いろいろと述べられましたが、改めてですね、改修に当たっての問題点といひましようか、時期も含めて、再度、お願ひというか質問をさせていただきます。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） これも審議会の方の意見を伺いながら、そちらを尊重しながらやっていきたいと思ひますけども、耐用年数、コンクリートが60年の中で、苓北中学校、現在45年、6年、そこら辺でございます。校舎によって1年ごとの作りで出来ておりますので。先程申し上げました、その耐用年数と財政の問題。60年のコンクリートがどういふ、ひょっとすればこちらからお返ししなきゃいけない費用も生まれてくるんじゃないかな。まだ詳しい計算はやってはおりませんけども、そこらも含めましての時期っていうのは考えられます。

現在、苓北中学校の校舎そのものにつきましては老朽化しておりますけど、安全性としては確保されている状況ではございますので、ただ、使い勝手の面、バリアフリーの関係とかですね、それから、海拔4メートルっていうところで、今のところでぎりぎり

いっぱいなのかなっていう、校舎をどこへ動かせばいいのか、現在のところで嵩上げをやる、それとも2階建て、3階建てを考えていけばいいのか、そこら辺も含めまして、これから具体的な計画を審議会のほうに委ねていこうというふうに思っております。現在のところ、その状況でございます。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） これまで幾度となく検討委員会といたしまして、これらの回数は重ねておられたものと思いますが、やはりいずれにしても、改築、先程60年余りと耐用年数を言われましたけども、具体的に、今からスタートしなければ、やはりいろんな問題等もあろうかと思えます。そういう中で今ちょっと触れられましたが、用地の件、私は用語で改築とか、あるいは改修とか、あるいは新築とか、いろいろ文言がありますけども、私は現在地での改修という意味で質問させていただいているわけですが、先程答弁の中で、現在地の学校用地の中で、グラウンドの方に新たに建てたらどうかというような話が出ているということでございます。

ご承知かと思いますが、苓北町への津波の波の高さと震度の関係、いろいろとですね、あろうかと思いますが、やはり私は基本的には常に思っているのは、教育と防災には重きを置いて投資すべきだ。このように考えております。そういう意味においてはですね、やはり将来を担う、日本を担う、やはり子どもたちに投資ということもちょっとあれですけども、どんどんつぎ込んでいく。これは大事だと思います。いろんなところでケチってもですね、あれ、こうやったということにならないようにですね、ぜひその辺は、良いものを、せっかくつくるならばつくっていただきたい。

そういう意味でも、やはりいろんなところの情報を収集しながら、できれば、そこもつくるならばある意味、拠点避難地か、そういったところもですね、含めていただければと思っております。

この検討委員会は、いわゆる必要に応じて開催されると思うんですけども、定期的なコースがあるのか、あるいは、臨機応変に開催されるのか、その委員会の開催状況についてお伺いをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 開催してまいりました検討委員会でございますけれども、これ小学校の統廃合、そこら辺を含めて、そして中学校の改修ということも含めて両方検討しておりましたので、それぞれの年度ごとに、子どもたちの入学状況、学校の複式学級の状況ということで、大体、原則的には、その人数を踏まえての開催で年に1回、そして、昨年度は2回寄っていただいて、意見をいただいたところでございます。

この後、予定しております審議会ではその回数というのは、これから、こちらのほうで、規約、その他もですね、考えまして皆さん方にもご提案をしていきたいというふう

に思っております。現在のところ、原則的には、年に1回という形で、開いてきておりました。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） 検討委員会の開催は原則として、年に1回というようなことでございますが、やはりですね、開催を多くすればいいというわけでもございませんが、やはりある程度、回数を増やしながら、検討いただければと思っております。

先程、小学校のほうも令和7年が1つの目途ということがありましたけども、いろんな条件がありますけどもやはり最低といいたししょうか、1つでも条件に合うならば、やはり早く取り組むべきだと思います。いろんな予算等も関係していきませんが、積極的にやはり取り組んでいただきたいと思います。今も積極的に取り組んでおられると思いますけども、もう時期も来ておりますし、急遽ということは、多分、今までの計画ではないと思いますが、回数を増やしてでもですね、ぜひ検討いただければと思っております。

ご承知のとおり、児童生徒数も減ってきております。やはり減ってきておるから、学校の建物、この何て言いますか、言葉は悪いかもしれませんが、良いものにするとか、適当でいいとかじゃなくて、最高のものをですね、やはりつくるように、子どもたちも励みになるし、やはり逆に言えば地域の誇りともなるわけです。もちろん予算も伴いますけども。ぜひですね、実現に向けて、ご尽力いただければと思っております。

終わります。

○議長（錦戸俊春君） これで倉田明君の一般質問を終わります。

次に、通告2番、田嶋豊昭君。

○11番（田嶋豊昭君） 通告2番、11番議員、田嶋豊昭です。

住みなれた環境下で、今後も住み続けるためにを質問いたします。

最近の異常気象で、崖崩れ等の災害が発生し、人命が失われることがあります。町内でも、急傾斜地崩壊危険箇所の整備が進められている箇所があるようです。

しかし、このことに該当しないような危険な場所に建っている住宅が、苓北町内にも複数戸あるのではないかと考えています。

熊本県では、急傾斜地を斜面の角度が30度以上で、がけの高さが5メートル以上の箇所と決められています。斜面の角度が30度以上あっても、がけの高さが5メートル未満の住宅には、少しの補助金しかありません。

熊本県では、「熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業」として、その定義、補助金の交付の対象及び補助額が定められており、上限300万円の補助、一定の条件を満たせば、既存の「がけ地近接等危険住宅移転事業」と併せ、上限1,100万円の補助が可能な場合もあります、とのこと。

ただし、言うまでもありませんが、住宅移転に関してのみの補助制度でしかないよう

です。

ここで、基本的なことになりますが、熊本県における「がけ」・「急傾斜地」・「土砂災害の恐れある区域」のそれぞれの言葉の定義をお知らせください。

さて、先日、町役場に出向き、土木管理課、農林水産課の職員において、町内にある「現地」をご確認いただき、県・町の事業等々、具体的に説明していただいたことがありました。現時点の制度では、交付条件に則した少しの補助金しかありませんでした。

対策工としては、崩れてきた土砂を食い止め、被害を防ぐコンクリート擁壁工、岩盤の風化、崩壊を防ぐコンクリート吹付斜面の崩壊を防止する法枠工などありますが、個人では、その費用負担が多額となり、なかなかその対策工を実施することはできません。しかも、確認いただいた「現地」の、その隣接の土地は全部、第三者の土地なのです。

隣接の山には、木がいっぱい植えてあったり、隣接の畑では、作物を作っていたりもします。

住み慣れた環境下で、今後も続けるためにより良い対応、対策が町として、何かできないものか、お尋ねします。

それでは第2、健康寿命をのばす取り組みの拡充について。

高齢社会というべき状況下での健康増進の取り組みとして、苓北町において、あん摩・はり・きゅう等施術助成が行われています。

この事業は、65歳以上の苓北町民を対象に指定のあん摩・はり・きゅう施術に1人1回600円で年間12回以内の助成がされるものです。

介護予防の観点も併せ持つサービスとして位置づけられると考えますが、隣接する天草市は、国民健康保険被保険者世帯で、1回800円で年間40回以内、75歳以上の市民1人で、1回800円で年間20回以内。近接する上天草市は、国民健康被保険者世帯で、1回700円で年間24回以内、75歳以上の市民1人で、1回700円で、年間12回以内の助成がなされていると聞き及んでいます。

健康寿命の延伸に向け、苓北町でも利用者のニーズに対応できるようサービス内容拡充の検討をお願いしたいと考えます。町長の見解をお尋ねいたします。

以上です。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の田嶋議員のご質問に答えさせていただきます。

1点目のご質問にありました。「がけ」・「急傾斜地」の定義であります、「がけ」とは、地表面が水平面に対して、30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤以外のものを言います。「急傾斜地」とは、斜面の角度が30度以上で、がけの高さが5メートル以上の箇所を言います。「土砂災害の恐れのある区域」としましては、土砂災害危険箇所として、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所がございます。

また、この土砂災害危険箇所をもとに法律により指定された通称イエローゾーン、レッドゾーンと言われる土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び砂防三法に基づく指定区域、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域がございます。

2点目の住宅の防災対策工事を実施する場合は、費用負担が多額のため、なかなかその対策工を個人で実施することは難しいことから、住み慣れた環境下で、今後も住み続けるために、よりよい対応、対策が、町として何かできないかとの質問であります。土砂災害特別警戒区域及び砂防三法の指定区域に該当せず、国や県での補助事業対象とならない住宅背後地の防護対策については、現在、小規模治山事業補助金として事業費2分の1以内の補助限度額20万円の町単独補助事業の中で、家屋への土砂流入防止対策などへの支援を実施しているところでございますが、移転補助にしましても、イエローゾーンにつきましても、レッドゾーンにしましても、補助金がございます。しかし、先程の質問の中にもありましたが、これ移転するか、現在の位置に建て直すかでありますけれども、非常に改築するのには、全く足りないような状況でありますので、その点については、非常に心もとない。町といたしましても、その辺のところをもう少しお助けできないか、考えを巡らせているわけでございます。その辺につきましても、2分の1という補助金、実は非常に素晴らしいと思うんですけど、限度額を20万円にしているというのが、ちょっときついなという思いであります。これは今後、検討させていただきたいと思っております。

次に、健康寿命をのばす取り組みの拡充についてであります。議員のご質問にございますように、苓北町では健康増進の取り組みの1つとして、65歳以上の町民の方々を対象とした「あん摩・はり・きゅう等施術助成事業」を行っております。

また、町内各地域でのサロン活動として、運動指導士による健康指導、レクリエーションの提供、パズルを使ったトレーニングなどを、健康寿命をのばす取り組みも実施しております。

その他、食生活の改善を通じて健康の保持増進を目的に栄養教室の開催等を食生活改善推進委員協議会で取り組んでいただいております。

これらのサービス内容の拡充につきましては、もっともっと我々も研究をしていかなければならないと。やはり長生きとあわせて、健康で長生きをするという、このことを我々は追求していかなければならないと思っておりますので、いろんな団体がいろんなことをやっておられますので、そのことも参考にしながら、今後、今やっている活動にですね、つけ加えられるかどうかを検討させていただきたいと思っております。

以上、田嶋議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 田嶋豊昭君。

○11番（田嶋豊昭君） 町でもいろいろ検討されているというご答弁でしたが、国

や県での補助事業対象とならない、事業費2分の1以内の補助限度額の20万円の町単独補助事業では、家屋への土砂流入防止対策で支援を実施しているとのことですが、この対策事業では、補助金が少なく、なかなか取り組めないと、町長も今言われましたとおりでございます。隣接への相談もできないし、この辺も町では十分検討しているとは思いますが、もう一度視察、検討し、納得できるようにお願いしたいと思っております。

2点目ですけども、今、町では高齢者大学、50代、60代のまだ働いている人たちの利用者も多いと聞いております。もう少し幅を広げて、サービス事業として検討してもらいたいと思います。福祉保健課長もいろいろ検討しているようですけども、何かあったらお願いいたします。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 今後、ご質問とかご指摘がございました。当然のことだと思います。そして65歳以上からということですが、健康、体力促進、運動はですね、60歳、65歳になって急にやってもですね、あんまり意味がありません。やはり若いときから、通常ですね、定期的に体を動かすことをですね、していかないと、もう体力が弱ってしまってもう効果も半減するかと考えておりますので、この辺につきましては年齢をですね、下げてではありますが、どなたでもできるかどうかの検討をさせていただきます。よろしくお願いします。以上です。

○11番（田嶋豊昭君） 終わります。

○議長（錦戸俊春君） これで田嶋豊昭君の一般質問を終わります。

ここで10時55分まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前10時42分

再開 午前10時55分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

一般質問を続けます。

通告3番、廣田幸英君。

ここで、一般質問に係る参考資料の配付願いがありました。著作権法など法令に違反する頒布物、参考資料でないことを確認いたしました。議長として許可するとともに、配布いたします。なお、議会は言論の府であり、言葉で説明すべきものと考えます。当該議員におかれましては、論理的にわかりやすい言葉での説明に十分配慮して発言されるよう申し添えます。一般質問をお願いします。

○3番（廣田幸英君） 通告3番、3番議員、廣田でございます。

自主的避難所開設についてということで、ご質問させていただきたいと思います。

今年も梅雨、台風の季節が近づいてきましたが、近年は、線状降水帯の影響による長時間豪雨、地球温暖化の影響と思われます猛烈な台風の発生、接近等に備え、町執行部に於かれましては、コロナ禍の中、指定避難所、自主避難所の開設等の対策等に頭を痛められておられると思いますが、令和2年6月議会定例会時に、坂瀬川地区の指定避難所として4箇所指定してあるが瞬時に状況が変わることもある。地区の分館を利用することも必要ではないかと一般質問をいたしました。

取り分け、私の住む坂瀬川和田地区、瞬時状況が変わる台風時には、松原川をまたぐ避難移動には「難」があるのではないかと申し上げました。

そのときの町執行部の答弁として、今後、より多くの方が安全に避難できますように、各区の協力をいただきながら、それぞれの区において避難場を開設・運営していただけるような体制を準備してまいりますとの答弁でした。

その後、本年、令和4年4月19日に開催された令和4年度第1回区長・分館長会議において自主的避難所開設における費用の一部支給に関する内規というものが総務課から提示、紹介がなされたようです。

その目的、支給の内容及び支払い方法等、自主的避難所開設時の届出及び確認方法が明記されているのですが、その会議資料23ページに自主的避難所が開設可能な区（ハザードマップ上）として、記載がなされています。

坂瀬川地区で言えば、9地区のうち、小路、鶴の2区になっており、私の住む和田区の分館の記載はありません。坂瀬川地区で言えば、小路区、鶴区の分館しか、自主的避難について認めないということでしょうか。

あるいは、総務課と各区（自主防災組織）との事前協議、すみません、ここに消防団を、苓北町消防団をお願いします。各区、（自主防災組織）と消防団との事前協議、調整の上、自主的避難所の開設は可能だが、ハザードマップ上、自主的避難所が開設可能な区にしか費用の一部を支給しない、なのでしょうか。

一言で「災害」と言っても、その態様は様々だと思うのですが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の廣田議員のご質問にお答えをいたします。

「自主的避難所の開設について、坂瀬川地区では、小路地区と鶴地区の分館以外は認められていないので、それしか認めないのか」についてのお尋ねであります。

昨年の5月に各区長様方へ自主的避難所の開設に関するアンケート調査を実施いたしました。その結果、大多数の区において開設に協力できるとの回答をいただきました。

その調査結果を踏まえ、災害全般において、ハザードマップ上における浸水想定区域やレッドゾーン等以外の危険ではない区域を条件に選んだ結果が、坂瀬川地区では小路

地区と鶴地区の分館の選定となっております。

しかしながら、先程の質問で議員が指摘されました避難すべき自然災害は多種にわたると思いますので、災害の種別ごとにその時々の子報や状況に応じて、個別に判断することも当然、必要であります。

町といたしましても、二次災害にならない安全な避難場所の開設を第一に、そのような考え方の中で、つまり、多種多様であるということを前提にですね、それぞれの地域、地区で前もって自然災害の種類によって、避難所を指定しておくということも大事ではないかなと思っております。

そういった意味で、まずは地元ともですね、しっかり話し合いをして、いろんな災害にですね、対応できる。その都度、その都度と言いますけど、やはりもう前もって、いろんな考えられる災害について指定しておきませんと瞬時の判断というのはなかなか難しくございます。そういう考えの中で、今後、それぞれの区とですね、相談を始めたいと考えております。

以上で、廣田議員の質問に答えさせていただきました。

失礼しました。そして、自主避難場所の費用の一部支給につきましては、自主避難所を開設された場合は、その対象となります。

今後、指定避難所や自主避難所の開所要件等をわかりやすく整理をいたしまして、町民の方の安全な避難場所の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、廣田議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） 再質問をさせていただきます。

もう少し私が再質問しやすいような答弁かと思いましたが、本当ちゃんと答弁をしていただきましてなかなか再質問しにくいところでございますけれども、答弁にもありましたように、開設に協力できると回答された区が大多数だったということでございます。

51区の中で大多数の区が避難所の自主避難、自主的避難所の開設には協力しますという回答だったということでございます。やはり各区の区長さん、また自主防災会の方々、真剣に防災については考えておられると、私も消防委員の1人として、町の防災について、やっぱり真剣に考えていかなければと、また思ったところでございます。

やはり、先程町長もおっしゃられましたように、ハザードマップにだけ頼るのではなくて、区のご意見も伺いながら協議を、役場総務課と協議をしながら決めていくということが大事ではないかと。区と役場とのやりとり、これが1番大事ではないかと私は思いますけれども、そのところ、課長、いかがでしょう。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（福田誠一君） 廣田議員ご提案の分でございますが、当然ながら、多種

多様の災害に対応出来ますよう、総務課といたしましても区長さんと十分協議をして、町長の答弁にもありましたが、二次災害にならないように、指定場所等有効活用しながら災害に備えてまいりたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） はい、ありがとうございます。このことは、私も消防団の経験者として、また自主防災会の一員としてもですけれども、自主防災会が現在、前回質問のときには、51区の中で38の地区が自主防災会を立ち上げておられるということだったんですけれども、それから伸びているのか、伸びていないのか、お願いします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（福田誠一君） 自主防災組織の状況でございます。議員おっしゃったとおり、令和4年4月1日現在が38組織42行政区でございます。今年度に入りまして、出来町において新規結成をされております。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） ということは、39区に伸びたということですね。これは良いことだと思いますので、また積極的に推奨していただきたいと思います。

また心配なのが、先程から消防団の協力もお願いしたいと言っておりましたけれども、消防団員、町長の最初のご挨拶の中で、247名だということでございました。私も出席をしております、これでは大変だなということを実感いたしました。消防委員会におきましては、機能別団員をこれから発掘していくんだということで伺っておりますけれども、機能別団員の推移につきまして、一言、ございましたらお願いします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（福田誠一君） 現在の消防団員の条例定数は330名でございます。令和4年4月1日現在の消防団員は、254名でございます。昨年が275名でしたので、退団等で20数名の分が少なくなっております。

機能別団員につきましては、原則65歳以下の方、消防経験年数が10年以上の方、消防職員の方、苓北町に居住をして昼間に町内におられる方を対象に、今現在、各分団にお願いして団員の勧誘をしていただいております。65歳までということになっておりますので、5年間ぐらい勤めていただくことを前提に、59歳以下の方の先程の条件を満たす方が、100名程度おられますので、その方に町の消防の状況を説明し、できるだけ多くの方に機能別団員になっていただくよう今団長を含めてお願いしている段階で6月中にはある程度の団員数の数が把握できると考えております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 廣田幸英君。

○3番（廣田幸英君） ただ今、機能別団員の勧誘についても積極的に行っていくんだということでございますので、本当に町民の生命、財産を守るための消防団、大変だ

と思いますけれどもこれからも勧誘よろしく願いいたします。終わります。

○議長（錦戸俊春君） これで廣田幸英君の一般質問を終わります。

次に通告４番、浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君） 第３回定例会一般質問、通告４番、７番議員、浜口雅英です。

質問事項１、安心して住めるれいほく。

質問要旨（一）防災対策。

１．ハザードマップの更新と警戒区域対策。

５月２０日の全員協議会開催の折、公告第１４号が配布されました。

この中には令和４年７月に令和５年１月までの業務期間で、予算額４５０万円のハザードマップ更新作業と印刷が記載されております。現在、私たちの手元にあるのは、１枚物の広い地図形式から、Ａ４版の見やすいものに再編され、令和２年３月付けで配布されたものです。

この中で、マップ⑤から⑧、⑩から⑮、⑰、そして⑲から㉑のページでは、地図の上に凡例欄がかぶさり地形が隠れています。ハザードマップは、いろんな災害に備え、予想される被害の種類や程度、地形の状況、その範囲、避難経路等を示す防災地図です。このハザードマップの趣旨からすれば、現在のマップは、山間部の沢等も凡例欄等などによって隠れており、ハザードマップの趣旨から外れてしまいますので、更新に当たっては配慮すべきと考えますがいかがでしょうか。

また、マップの更新と別になりますが、現在のマップには危険箇所の区域が示されています。例えば、土砂災害警戒区域や同特別区域の指定がなされている区域の中に、多数の住家が記載されていますが、これへの対応は考えておられるのでしょうか。

例えば、マップにマークされた箇所区域を現地調査、確認をされ、具体的な防災の取り組み等を振興計画実施計画に計上し、これの実施に向けた施策を遂行することにより、安心して住めるれいほくの町づくりに取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

２．海岸線への対応。

本町では、先の東北震災の被災状況等から、千年に一度と言われた大津波へ一早い対策として、一時避難所や仮設住宅用地等、複数の高台を造成されました。これらは、町内の石炭専焼火力発電所からの石炭灰リサイクル製品を土台に使用する等の手法によって造成されました。このうちの何箇所かは厳しい管理規則の中でサッカー場として使用されています。

防災対策としてこれまでも議会の中で提起してきたのが想定される大規模な災害対策とあわせて、私たちが生活を営む上で、日常的な生活環境への心配りであります。

本町の地形的な特徴は海と山に囲まれた風光明媚な素晴らしい景観に恵まれており、自然豊かな観光振興の基盤として位置づけることができます。

本町の集落は、海岸沿いに北部区域には坂瀬川、上津深江そして富岡地域が海沿いに連なっており、これらの区域は雲仙降ろしの北の風による越波の被害が地域住民を悩ませています。これらの越波対策として消波ブロックの設置は、近年、上津深江から順次施工されていますが、年間の事業量は少なく、いつになったら完了するのか不安がっておられます。さらに、同じ坂瀬川の一部地域では越波防止のために設置されているはずの消波ブロックが、数十年を経過し、他の区域よりも低くなったままの箇所もあります。

また、富岡地区では、砂礫が堆積した曲崎があり、潮害防備保安林として県知事の指定を受けていますが、管理道路先端の岸壁は崩壊したまま放置されています。

さらに、本町沿岸の西側には、富岡から白木尾、内田、年柄を経て都呂々へ続く海岸線があります。この景観を見て江戸時代後期の文人、頼山陽は「雲か山か呉か越か」という天草灘の句を詠んでおられます。近年でも夕日の沈む頃には、このサンセットライン沿いの松林の中の散歩や、沈む夕日にカメラを向けられる人も多く見受けられます。しかし、強風時は、東シナ海からの荒波が打ち寄せるため、海岸沿線住民の不安感は大きなものがあります。

この区間には県内の電気エネルギーの7割を供給するといわれている火力発電所が建設されており、これに隣接する富岡漁港には町の漁業振興の最重要基盤施設として、多くの漁船が係留されています。この漁港の海岸区域の階段護岸の天端には町民や観光客が遊歩道として活用できる散策路も設置されていますが、その一部には長さ約100メートルにわたりクラックが発生し、加えて10センチ程度隆起した段差が見られます。危険表示の看板はありますが、長期間放置されたままです。本箇所は、潮の打ち寄せが強いところと言われていました。護岸の構造は以前と変わってはいますが、なぜこの区間だけにこのような状況が発生しているのか、詳細な調査検討が必要です。

さらに白木尾、内田海岸の護岸高の検討や、年柄海岸の異常な洗堀が見られます。そして、都呂々川河口から漁港を経て天草市境の海岸線には、消波ブロックの設置等海岸保全の施設が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

3. 河川水路への対応。

町内の河川は、延長8,800メートルの都呂々川をはじめ、主な河川23本とその他河川の合計延長は、9万9,510メートルに達しております。そのほかにも、町内のいたるところに大小の水路が見受けられます。これらの河川や水路の現況は、いずれの箇所も、河口を中心に河川全体に大量の土砂の堆積があり、小規模水路はほとんど土水路で底面や側面に雑石が露出し転石となり、円滑な水の流れを果たしていません。国の国土強靱化施策により定期的な河床掘削による土砂の取り除きは行われているようですが、土砂が堆積しない根本的な恒久的な対策が必要ではないでしょうか。

このような中で、上津深江川河口から約300メートル上流の右岸には応急工事用の

トン袋が置かれたままです。数年前の流域の冠水による被害を思い起こし不安です。志岐川流域は町内でも民家が密集している区域を流れていますが、特に、馬場、天神木区の区間には土砂が堆積し、これに暖竹等が植生している状況にあり、これの取り除きも喫緊の課題ではないでしょうか。さらに、志岐川の中流には河岸に巨木が自生している箇所が複数箇所見られます。これらの巨木には多数の枝木が繁茂し、風が強いときなどは暴風垣となる一方、隣接している家屋の屋根に接触し所有者の不安をあおっています。関係者の話を聞かれて適切な対応をすべきです。

志岐の城山ミカン園を源流としてこの下流区域に民家が10数軒あります。この区域には西原川が流れていますが、まさに自然のままの沢で、雨が降らないときは何の問題もありませんが、雨が降ると大量の水が土水路の中や町道の路側ブロック積みの下を、音を立てて流れており、ブロック積みの崩壊やこのことによって、道路が決壊するのではという住民の不安をあおっています。降雨時の流路を確保するため何らかの対策を講じるべきです。

このようなことから、町内の河川水路の災害を防ぐため、現地の状況をよく確認し適切な対応により民生の安寧を図るべきです。

質問要旨（二）新型コロナウイルスの現状。

2019年12月、中国で原因不明の肺炎発症の報告があり、翌年1月、新しいタイプのコロナウイルスによるものとされ、その後、令和4年、2022年5月31日付の報道の感染者数は、全世界の総人口79億5,000万人のうち、5億2,899万人余で、そのうちの死者数は628万7,000人にも達しています。国内でも、同日付けの新聞報道では、感染者数は1億2,550万人のうち883万人にのぼり、死者数は3万人余りとの報道でした。そして全都道府県別に、前日値と増加の数値を、県内では、各市町村別の数値が報道されています。県内の調査表には当然で苓北町の数値も計上されていますが、前日の結果だけで感染状況の推移はつかめないようでしたが、町が把握しておられる感染一覧表によれば、令和2年10月以降、令和4年5月19日までの期間の感染者数は74人という数値が示されています。

このような状況の中で、私たち町民は、74人という人口の1%を超える感染者がありながら新型コロナウイルスの内容と対応をどのくらい知っているのでしょうか。新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査、抗原検査、そして抗体検査等があるようです。これらのことは、厚生労働省のホームページに関係法令等と国民に対して平易な表現でPRをしてあるようですが、濃厚接触者や色々な検査の種類などを初めて聞く要望ばかりです。

もちろん、本コロナに関しては医学的な見地から、国や県の専門部署での取り扱いが主流にならざるを得ないということは理解しますが、町民に一番密接な行政機関は町で

す。これら一連の事案を全て国や県に頼るのではなく、苓北町でも対応できる業務等はないのでしょうか。連日の広報の感染予防手段の告知は大事ですが、これだけでなく関係機関と打ち合わせをされ、感染者の累計、発症に至った経過や完治後の状況などを町民にわかりやすくお知らせし、コロナ感染症による危機感をつくることも大事ではないのでしょうか。以上のことも視野に入れながら、感染防止に努めるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

質問要旨（三）子育て支援。

1. 幼児教育の現状と今後。

幼児教育は、生涯にわたる学習の基礎をつくることにあり、人間形成の基礎を培うための身体感覚を伴う多様な活動の経験を積むことが重要とされています。

そのために、満年齢3歳から小学校就学前の幼児を対象にした文部科学省所管の教育施設として幼稚園が、厚生労働省所管の児童福祉施設として、0歳から小学校就学前の乳幼児を対象にした保育所、保育園の定めがあります。

ところで本年4月1日現在で、総務省が15歳未満の子どもの推計人口の調査結果を発表されました。結果は前年より25万人少ない1,465万人で、41年連続の減少であり、少子化が進んでいることの裏づけである旨の報道がなされています。

苓北町の人口は平成22年8,313人、令和2年6,969人と10年間で1,344人の減少です。さらに、5歳階級による0歳から9歳までの人数は、平成22年と平成27年の5年間で79人減少しています。児童福祉法に基づく町内の支弁保育所は6カ所で、職員総数94人、園児の定数は総数で320人のようです。

比較検討資料に適切な数値を探すことができませんでしたが、この状況を平成27年4月1日の苓北中学校統合の時期に合わせますと、0歳から9歳までの数値を引用しますが、3中学校の廃止が平成27年3月31日で、1つの学校に統合されたのが、同年4月1日です。この統合に向けての検討委員会は遡ること12年の平成15年の12月です。この時の数値の比較は平成15年が712人、平成27年が560人、この12年間で152人の減少となっております。

この数値の流れを幼児教育の対象者に引用すれば、現状の保育園そして小学校児。童を含めた幼児教育の対応はどのようなものになるのでしょうか。この対象人口の減少が予測される中で、町の今後の幼児教育全体を見た場合、検討委員会等の設置が必要な時期に来ているのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

2. バス停の整備。

私がこの問題を提起した発端は、本渡の高校へのバス通学生が、まだ日が昇らない寒い冬の早朝に両手に息を吹きかけながら、背中を丸めてバス停を待っている姿を目の当たりにしたからです。

風よけも何もない表示スタンドだけのバス停に立ちすくんでいる通学生を見たとき、これは何とかしなければと思い、せめて風よけ、雨よけのボードだけでも設置できないかと、これまで議会の中で、町の考えをお尋ねしてきました。先の議会の中で何カ所かは計画に入っているという考えを示されましたが、土地の問題がネックになっているとこのことのようにでした。

私は危険立入禁止の看板が林立している富岡港周辺の土地の状況が知りたくて、地籍調査参考図を閲覧しました。この図によれば、危険表示の看板は熊本県所有の雑種地内のようにです。この雑種地と表示してある土地の中に道路のセンターラインと路側帯を示す白線が映し出されていました。

よく見ますと、現在の1丁目バス停は熊本県の所有地内にあります。もし、町がバス停の補修に土地問題がネックになっているのであれば、この通学生の状況を熊本県に強く伝えられ、熊本県の承諾を得て、とりあえず1丁目バス停から取り組まれてはいかがですか。

バス停の補修費は比較的取り組みやすい価格ではないんですか。バス通学生、保護者の苦悩を解決するためにも、1カ所とか2カ所とか言わず関係する全てのバス停を修築するという気構えを持ち、このことを町民に示すべきです。

そして子育て環境の整備のために、安心して暮らせるまちづくりのために、積極的な取り組みをすべきと考えますが、いかがでしょうか。

質問事項2、いきいきと暮らせるれいほく。

質問要旨（一）脱炭素のまちづくり。

人類の歩み、歴史とエネルギーの関係を振り返れば、人類はその用途を徐々に高度化、多様化させてきました。さらに、エネルギーの利用用途の拡大に加え、石炭や石油、天然ガスなど使い勝手の良いものの普及によりその消費量も上昇しています。

人類とエネルギーの関係は約50万年前に薪などを使って火を利用し始めたときからと言われています。その後、農耕や牧畜をはじめ、穀物の製粉化に水力を活用し、水力を活用した農作業や、物流の移動に風力による帆船を利用して現在に至っているのではないのでしょうか。18世紀に入り、産業の変革と石炭利用によるエネルギー革命、それでしょうか。失礼しました。訂正します。18世紀に入り、産業の変革と石炭利用によるエネルギー革命、それに伴う社会構造の変革、いわゆる産業革命が起こり、今日の化石燃料主体のエネルギー構造になってきました。

このような歴史的経過の中で地球温暖化が進み、このことによる気候変動などが発生しており、今、世界を挙げて、温室効果ガスの排出削減の取り組みが行われています。エネルギー部門では、火力発電を主とした現状エネルギーの再生可能エネルギーへの転換もそのひとつでしょう。

本町には140万キロワット、熊本県の需要電力の7割を供給することができる火力発電所が立地していますが、再生エネルギー化が重視されている中で、1基で1,800世帯分の発電力を有する風力発電施設が3基建設されました。今後、さらに都呂々地区に13基の風力発電所が建設されようとしています。

私は、坂瀬川の風力発電所の建設途中の現場を視察しましたが、あの大きな風車を支える巨大な基礎コンクリートを目の当たりにし、その迫力に圧倒させられました。

このように地球温暖化対策等の1つとして、再生可能エネルギーが注目されている中で、児童・生徒に町内で進められているこの建設状況の現地視察を実施されてはいかですか。このことを、町内の児童・生徒に限らず、近隣自治体へも呼びかけをし、現地研修を進めるべきです。そして子どもたちが成長していく中で、さらに今後の日本を支えていく若者を育てていくために大きな期待が持てます。

質問要旨（二）土地利用の有効利用。

国土を有効かつ効果的に利用するため、地番ごとの地積等の明確化が必要であることから、国土調査が実施されています。市町村が実施主体となる地籍調査、県が実施主体となる土地分類調査と水調査の三つの調査で構成されています。

苓北町における地籍調査は、昭和50年6月に富岡地区から開始され、昭和60年12月に終了しました。このときの調査面積は町の総面積68平方キロメートルのうち66平方キロメートル、調査後の筆数は4万834筆のようです。

最新の測量技術によって実施される地籍調査の成果は、精度の高い地籍図や地籍簿として土地取引等、土地に関する行為のための基礎資料として様々な分野で利活用することができます。例えば、災害発生時の復旧事業では、災害前の元の位置を正確に復元することや、境界紛争等のトラブルを未然に防ぐこと、ほかにも、土地面積を正確につかんでいるために固定資産税の適正な課税も可能です。地籍調査により公共や個人の土地に関する正確な情報と権利が認められることになります。

このような地籍調査による成果や効果は調査手順の中の地元説明会等で、土地所有者、関係者の皆さんにお伝えされているわけです。しかし、現実には土地所有者の一筆調査への立ち会いがなされていない場合や、立ち合いがあつたとしても、境界が決まらない場合もあり、このため所有者、地番、地目、境界が確認できない筆界未定という処理になっている箇所が複数存在しているようです。筆界未定は、隣接する全ての土地が対象になります。その結果、所有者の権利は残りますが、分筆合筆ができない、地目変更が出来ない等事実上動かせない土地になってしまい、このことは、土地開発等に支障を与え、今後の町づくりに悪い影響を与えるのではないかと考えます。

このようなことから、調査面積約66平方キロメートル、筆数4万筆余りのうち、この筆界未定の取り扱いになっている面積と筆数はどのくらいあるのでしょうか。

また、今後これに対してどのような取り組みを考えておられるのかお尋ねします。

質問要旨（三）道路網の整備のため。

町民の福祉向上、教育や産業の振興を考えた場合、道路は人体に例えれば血管の役を果たしている重要な施設の1つであることは万人が認めることでしょう。しかし、人体の血管のつまりは身体に不調起こします。道路も同じではないでしょうか。例えば、路側の崩壊、山側からの崩土、側溝への土砂堆積や不適切な蓋の設置等管理の不備、舗装表面の荒廃、道路へ支障木がかぶさっている状況等々です。このことによっては、道路での事故を起こしかねません。町議会の中でも度々提言してきましたが、未だ目に見える保全はなされていないようです。

先の議会で、上津深江の町道交差点の側溝鋼製蓋に不具合が発生したとの報告がありました。管理者として本事案を教訓に適切な維持管理に努めておられるものと思い、現地と接続する町道に出かけてきました。関連個所の道路の状況は、路面には落ち葉が散乱し、湧水により青のりも生えた状況があり、加えて路側も崩壊していました。このようなことから、先日的一件は一過性のものかと残念でした。これちょっとつけ加えますが、昨日、同じ現場を見てきました。もう手入れを良くされてですね、高速道路のような感じで、スピード違反の心配があるような道路になっていました。今後もできるだけそういう形で取り組んでください。続けます。

町民の生活の安寧のため、道路等を適切に維持していくには、多額の税金を要するということは理解しておりますが、特に道路の整備は、町の振興上重要な手段の1つとして考えますので、なお一層の道路の整備の取り組みを期待します。

ところで町はショベルカーを新規に購入され、日々道路の適切な維持管理に努めておられる姿を目の当たりにし安堵しております。

しかし、このショベルカーの運転席には、運転者を保護する設備が不足しているのではないのでしょうか。運転席周りに風防はありません。道路の整備には1年を通じたの管理と維持作業が求められます。また、集中豪雨等の影響で、崩土が発生するかもしれません。条件次第では雨降る中での作業も視野に入れるべきでしょう。1年のうちには雨の多い春、日差しの強い夏、寒風吹きすさぶ時もある冬の時期もあります。

これらに対応するためにも、作業従事者の作業中の安全と健康管理のために、作業に使用する機械の適切な整備に努めるべきと考えますがいかがでしょうか。

質問事項3 ふるさとと呼べるれいほく。

質問要旨（一）公有地や施設の有効活用。

先程、富岡曲崎先端部の護岸崩壊を指摘しましたが、曲崎入り口の広場は手つかずの状態、廃船処理中の残骸らしきものが置かれ、くぼ地が複数あり、水が溜まっていますし、雑草も伸び放題の状況です。夏になれば、ハマジンチョウの鑑賞客も来られるよ

うですので、町所有のショベルカーで整地されてはいかがですか。

ほかにも、志岐漁港、上津深江港のそれぞれの背後の広大な広場には、工事残土と思われるものが積み上げられたままで、雑草が繁茂しております。町の活性化の手段として海に面したこれらの区域を有効に生かす方法を検討すべきではないでしょうか。

さらに富岡の拓心高校の寮が新しく建てられましたが、旧寮は再利用されることなく放置されたままで、建物周辺は草や竹が伸び放題です。ガラス越しに室内を伺い見れば、当時の寮生の皆さんが使用したと思われるベッド等が見えます。これらの用具が使用可能か、廃棄されるのかは別として、この建物が町の所有物でないことは重々承知しておりますが、観光振興による町づくりを目指す本町の思いや、また富岡港に設置されている看板に掲げられている環境美化推進に関する条例制定の町、という景観環境を守る町の振興策に反するような景観は修正すべきです。よってこの状況と今後の利活用を、県知事に申し立てるべきと考えますが、いかがでしょうか。あわせて、町所有物にこれと同様の状況のものがあれば、同様に対処すべきです。

加えて、富岡東海岸の松枯れ対策への取り組みはどのようになっているのでしょうか。地元住民の方等からの苦情はないのでしょうか。もしあったとすれば、町民からの問題提起を無視されるのですか。お伺いいたします。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の浜口議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、ハザードマップの一部についてのご指摘がございました。これは、今度の改定の際にですね、しっかりと、今ご指摘のあったとおりに直させていただきます。

次に、土砂災害警戒区域や、同特別区域の指定がされている区域内の住家に対する対応についてであります。土砂災害警戒区域及び同特別区域の指定は熊本県が調査を実施し、指定告示されておりますが、区域の指定に伴う住民説明会を各地区で実施し、また、該当する住家へは、個別に文書にて指定の内容について説明がされております。特別区域内いわゆるレッドゾーンから区域外への移転につきましては、熊本県の事業として補助金制度が創設されており、町内では現在までに3件の移転が実施され、本年度新たに1件の移転を実施中でございます。

次に、マップにマークされた区域の現地調査確認を行い、具体的な防災の取り組みについて実施計画に記載すべきではないかということですが、自然災害は多種多様に発生している状況で、専門的な知識を有する方々でも予測がつかないことが多い現状であります。マークされた区域は非常に大きい区域や、種別、箇所数も多数にわたっております。現地での確認調査を行うとした場合、専門的知識を有するコンサルタント等に依頼する必要がある、非常に多くの費用が必要となりますが、既に熊本県において調査を実施された部分でありますので、調査に関しての確認調査についての国や県の補助

事業を見込めない状況でございますから、参考があるわけでありますので、これは町でできる限りのことで、しっかりと判断をしていかなければならない案件だと考えます。

このようなことから、今後は、国及び熊本県が推進しております、もっと細かく地域を分けての地区防災計画作成について着手し、地域ごとに地域の危険箇所を把握し、地域の皆さん方の意見を取り入れながら、避難計画の作成を行うよう準備をしているところでございます。

次に越波防止等、海岸線の問題でございます。

まず、上津深江川河口から約300メートル上流の右岸には、応急工事用のトン袋が置かれたままであります。志岐川流域の特に、馬場、天神木区の区間には土砂が堆積し、これに暖竹等が植生している状況にあり、これの取り除きも喫緊の課題ではないかというご指摘がございました。

志岐のミカン園を源流とした下流域における降雨時の流路を確保するため、何らかの対策を講じるべきではないかというご指摘もございます。

これに対しまして質問項目2の海岸線への対応でございます。

1点目の国道324号の上津深江地区から坂瀬川西川内地区にかけての海岸線の道路防災、越波対策につきましては、令和元年度から熊本県において事業を実施されており、事業計画延長約2キロメートル弱のうち、昨年度までに約600メートルの整備が完了し、現在約140メートルの補正事業での工事が施工中でございます。残る区間の早期工事の実施に向けて、引き続き熊本県に要望を重ねてまいります。この件については、我々も何度も、何度も熊本県に要望し、その成果が少しずつ出てきていると。今回、また要望をいたしましたのは、早く坂瀬川側から工事を進めていただくようお願いをしたところでございます。熊本県も、今までよりは、迅速に工事を進めておられると思いますが、さらに1日でも早く完成できるように、我々も、お願いを続けていきたいと考えております。

2点目の曲崎の管理道路先端の岸壁崩壊についてであります。令和2年12月議会一般質問の折にも回答いたしましたとおり、この道路は、九州大学が今管理をしております。普段の立入りを規制してあります。道路の傷みが激しい箇所もございますが、管理道としての使用において、現時点で早急な対応は必要ないと判断しておられるようでございますが、私はこの辺のところも、しっかりと対応していただきたいと考えている立場でございます。なお、当該箇所は国立公園内でございます。環境省とも打ち合わせをしながら、九州大学の理解も得て、今後、必要に応じた補修等を検討してまいります。

次に、3点目の富岡西海岸階段護岸のクラックについてであります。本海岸保全施設の管理者である熊本県にこの件について指摘をしましたところ、「これらの変状については、完成から20年以上経過したことによる経年劣化によるものと思われ、年1回実

施している定期点検においても、大きな変化はないことから、現状では構造物に致命的な影響を及ぼすものではないと考えられる」という見解であります。

なお、熊本県では今後も、これまで同様、継続して点検を実施し、損傷の拡大が確認されるなど、危険と判断した場合には、緊急対応や補修工事を実施するなどして安全確保を図っていくという見解でございます。我々、町もですね、この件については現状をしっかりと指摘ができるような巡回を続けてまいりたいと考えております。

次に4点目の白木尾海岸、内田海岸の整備についてであります。海岸保全管理者である熊本県へ引き続き要望をしてまいります。年柄海岸については、背後に海岸保全施設が存在するため、管理のあり方について熊本県へ確認しております。また、都呂々漁港から天草市境への海岸線につきましては、国道389号小松海岸の拡幅が今年度予定をされておりますので、これとあわせてしっかり対応していただけるように要望をしてまいります。

次に質問項目3の河川水路への対応についてであります。まず、河川や水路の土砂が堆積しない根本的な恒久的な対策につきましては、自然や生物生息環境の保全など多角的な視点も考慮した中での整備が必要だと考えておりますし、これは町単独ではできる事業ではないと考えておりますので、国・県ともしっかり相談をしながら、どういうやり方が一番いいのか対応策を考えてまいります。そして、その間はですね、やはり、砂がたまったところについては整備をして、また砂がたまってまた整備をするというような、こういうやっぱり息の長いことも必要ではないかと。そして松原川においてはですね、河川沿いに家屋が何軒かありましたがこれが取り除かれております。県有地だと思いますので、県とも今相談をしているところでありまして、これに防波堤をつくるということの準備を今進めているところであります。河川や水路の土砂が堆積しない根本的な・・・失礼しました。二重読みをいたしました。ご指摘の上津深江川河口から約300メートル上流の右岸応急工事用のトン袋、志岐川の馬場、天神木区間の土砂堆積、暖竹等の除去につきましては、毎年、熊本県へ改修や除去工事の実施について要望を行っております。令和4年度は、熊本県において、単県自然債河川改良事業により下流区間の測量設計による用地取得の推進、上流区間の測量設計を計画されております。関係者のお話を伺いながら引き続き、早期工事の実施について要望を重ねてまいります。また、志岐の城山みかん園を源流とした下流域における降雨時の流路確保につきましては、まずは、流域水量や過去の宅地開発の状況調査を実施し、関係機関に相談をいたしながら判断してまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症の現状についてであります。

令和4年6月7日の昨日まで公表されている天草保健所管内における苓北町での発生状況につきましては、これまで累計で102人の新型コロナウイルスへの感染が確認さ

れております。このことにつきましては、国全体では減少しつつあるわけではありますが、苓北町におきましては、4月末現在では、40人程度の感染者であったにもかかわらず、それ以降にですね、クラスターも含めた中で、コロナ感染が増えております。

新型コロナウイルス感染症に関しましては、これまで、防災行政無線等を通じ、感染予防対策の周知を図ってまいりましたが、今年度に入り、特に、5月に先程申し上げましたような高齢者施設のクラスターが発生し、特に現在では保育園児や小学生、要するに小さな子どもさん方で、家庭内感染等により、これまでの町内感染者の約4割に当たる42人の感染者が確認されました。

苓北町といたしましても、この間、対策本部会議を100回以上開催した中で、危機感を持って感染の拡大防止等の対応、対策の協議を行い、特に感染者が出たときにですね、その感染経路をしっかりとつかんでいって、その対策をしていかなければならないと考えますが、ちょっと1、2件ですね、感染経路がわからないのがありまして、保健所に聞いても、もう保健所も手が足りないかどうかわかりませんが、なかなかきちっとした回答が返ってこないということもあります。我々ができることとすれば、施設の利用制限や関係機関への抗原検査キットの配布など、感染拡大防止に努めてまいります。またワクチン接種のお知らせや接種率などの状況、感染した場合の対応についても、町広報紙やホームページに掲載しながら周知を行ってきたところでございます。

今後も、引き続き、このコロナワクチン接種の推奨、感染予防対策の周知など、苓北町としてできること、やるべきことはしっかり実施してまいりたいと考えております。やっぱり広報などで常に丁寧ですね、放送しているわけではありますが、あれだともう、聞き慣れたとか、もうちょっと違う方法はないのかということの意見もあります。そういった意味で、また、皆さんと検討会議をしながらですね、やらなければならないと思いますが、この前6人とか7人かかれたときには、やはり警戒警報という形で町民の皆さんにもお知らせをしたほうがよいのではないかと。ただ通り一遍の、警戒警報放送では、皆さんにしっかりですね、胸に受け止めていただけない部分もあるのではないかと。考えているところであります。

1日も早くこのコロナウイルスが、感染がですね、落ち着くことを祈りながら、それに対応する施策をですね、展開してまいりたいと考えているところであります。

次に、子育て支援についてであります。

1点目の幼児教育の現状と今後についてであります。まず現状につきましては、本年4月1日現在で、町内6園への入所者は、利用定員240人に対しまして、町内・町外合わせて195人でございます。少子化に伴い、年々、園児・児童の数は減少しており、将来へ向けた対策の取り組みは当然必要でございます。これまでも、利用定員の見直し等、町内保育園との協議を行ってまいりましたが、今後も町内保育園関係者や教育

委員会とも連携しながら、幼児教育のあり方について、さらに検討を行ってまいります。

次に、バス停の問題であります。

この点については、今日のご指摘をいただいて、今まで土地の取得がなかなか難しいということであったわけではありますが、1丁目バス停については県有地だとのことでございますので、しっかり調査をした上で、県とも相談をし、なるべく早く、これをやり上げていきたいと。そしてまた、本渡方面へ通学される方たちのところにつきましては、具体的な調査もしておりますので、やはり、必ず乗られるところについては、できるだけ早く、年次的ということじゃなくてできるだけ早い時期に、できれば今年度内にですね、できるように、あくまでも通学者が乗られる場所ということではありますが、よく調査をした上で、そういう対応をしてまいりたいと考えております。

次に、脱炭素についてのご指摘、ご意見がありました。

第7次振興計画において、「再生可能エネルギーを活用した発電施策の推進」を掲げております。再生可能エネルギーの利用推進に向けて事業者と連携を図りながら、協力支援を行っているところでございます。

苓北町といたしましても、脱炭素社会の実現に向け、次代を担う子どもたちの環境意識の向上を図ることは大切なことだと考えております。

このようなことから、昨年度の苓北中学校でのイングリッシュスクール事業においては、班別研修の1コマとして、坂瀬川の風力発電施設の見学も組入れて実施したところでもあり、町内の各小中学校では、毎年、環境学習も行っておりますので、その1つの項目として、風力発電施設の現地視察を検討していただきたいということで、教育委員会に申し込みをしたいと思っております。それとあわせまして、やはり、苓北町はご指摘がありましたように、熊本県の電気のふるさとであります。7割以上発電をしている火力発電所がございまして、九州電力におかれましても、とにかくその7割をですね、発電している発電所が全部やめるというわけにはいかないわけでございますので、国もそういう考え方、ただし、低炭素化を図っていくということを具体的に今年から始めていくと。まずは少量ずつアンモニアを入れて見ながら、状況を見てみるということでありまして、2030年度までには、今使っている石炭の20%、これを減らした中で、アンモニアでも燃やすことで水素化しますので、そのことを進めていくという考え方でおられるということでございます。

またさらに、九州電力も頑張ってくださいですね、もっとその度合いを上げていただきたいという考えです。九州電力にも、国からの補助をいただけるようにですね、我々も頑張っていけないといけないと。そして、今度（株）レノバが13基お作りになります。ぜひですね、1日でも早く着工していただき、早く完成をしていただきたいと思いますと思っております。この件について、ちょっと（株）レノバ側にお伺いしましたが、工

事中の子どもさん方の見学はやっぱ安全性を考えると危ないので、やはりその辺についてはちょっと遠慮していただきたいというようなご意見がございましたので、つけ加えておきます。

また併せましてですね、熊本県にはT S M Cという巨大な半導体事業会社が来ます。もう、立地する菊陽町周辺では、付随する工場等の建設が始まっております。熊本県にお伺いしましたら、道路とか、要するに、働く人たちの道路とかですね、そして、搬入車両等についての道路計画とか、鉄道計画は練っておられますが、電力が足りるのって聞いたら、全く念頭に置いておられなかったもので、電力のことについても、これは必ず足りなくなる。そして、知事はいつも再生可能エネルギーとおっしゃいますけれど、再生可能エネルギーは、条件の悪いときには発電しません。やはりそういうことも考えながら、火力発電との融合、低炭素化した火力発電の活用もですね、県には考えていただくように、この前エネルギー政策課長にも会いましたので、そのことを提案しておきました。

次に土地の有効活用についてであります。昭和61年地籍調査完了時の筆界未定については、17件、71筆、5.19ヘクタールの筆界未定がございました。

また、その後の筆界未定の解決については、不動産登記事務取扱準則に定める「地図の変更又は訂正」の手続きに準じて法務局に地図の訂正を土地の所有者間において申し出をする方法で現在まで行われております。引き続き、土地所有者間で実施していただくことにしております。

次に、質問要旨（三）の道路網整備についてのご質問であります。

道路網整備のためのショベルカー運転席を防護する設備について、安全基準に基づいたショベルカーを購入しており、乗り降りや安全に脱出できる仕様機種を配置しております。また、風防仕様とする場合は、この件がやっぱり抜けていたと思いますね。反省をしております。でもまだ買ったばかりなので。ショベルカー本体の買い換えが必要になるわけですね。ただし、買い換えなくてもできるかどうか、もうちょっと研究、工夫をしてみたいと。その間、作業従事者の作業中の安全と健康のために気候に合わせた空調服、防寒具等を定期的に準備しながら、作業環境の改善に努めてまいります。

次に、曲崎入り口の広場、港湾区域内の用地における廃船処理中の残骸は、所有者を調査し、除去依頼を行うとともにくぼ地につきましては、町有のショベルカーで整地整備を早速行うよう指示をいたします。

次に、2点目の志岐漁港に置かれた工事残土についてであります。現在工事を行っております志岐漁港臨港道路関連の工事が全て完了した後、撤去する方向で検討してまいります。概算で1,300万円ほどの費用がかかりますので、土砂を必要とする他の事業の有無を含めて、熊本県の事業、それぞれあると思います。必要とされるかどうか

かをよく問い合わせをいたしまして、その必要とされる事業とあわせた中で、この土砂撤去が最良だと思っておりますので、まずは、そのことについて注力をしていきたいと、熊本県とも相談しながら、できるだけ早い解消に努めてまいります。

また港湾背後地の活用方法についてであります。現在のところ、災害時の漂着物や土砂、廃棄物等の仮置場として用地と考えております。より有効な活用方法がないか。さらに研究をしてまいりたいと考えております。

次に天草拓心高校の旧寮につきましては、県教育委員会に確認しましたところ、予算的に難しく、具体的な計画はないということで随分無責任な答弁でありましたけど、また、維持管理については、天草拓心高校マリン校舎に適正な管理をお願いしているということでございます。天草拓心高校マリン校舎副校長にもその旨お伝えをいたしました。さらにですね、これをしっかり整備をしていただきたい。もしかしたらこれ使うというところもあるかもしれません。例えば九電の定期点検等ですね。今、宿舎が足りません。なるだけで苓北町を活用していただきたいということで、学校側がそういうお考えであればですね、九州電力とも相談をしながら、九州電力の了解が得られるならば、そういうことを考えてもよいのではないかと考えております。

次に、4点目の富岡東海岸の松枯れ対策ですが、昨年度熊本県におきましては、3回の伐採を実施していただきました。引き続き、松枯れ木の伐採を要望していきます。まだ枯れているところが残っております。そういった意味でですね、これは残しておくところとどんどんまた虫が隣に移って、どんどん今度は飛んで、もう広がります。もう大変な状況になることは想像できますので、熊本県にもですね、私の考えでは、町がいったん立て替えとくから、許可してくれないかというようなこともやっぱ申し上げたいと思います。そうしないともう時間がですね、経過し過ぎて、県もやる気があって、きちっと時間を置かれましたが、ある程度のことをしていただきました。しかし、やはりこの時間差っていうのは相当な痛手になると思いますので、この辺のところも、熊本県とさらに協議をしてまいりたいと考えております。

以上で、浜口議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） ハザードマップの件ですが、この危険区域箇所ですね、指定された危険区域、そこに例えばの話ですが、そういう区域に新築をしようという話があったとき、あるいはそういう情報をつかんだときには、そこは危険区域になっていますが、いいですか、ということを町が伝えるということとはできないんですか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（福田誠一君） ご相談があればお伝えすることはできます。新築住宅につきましては建築基準法とか特に関係はないと思いますが。重複した答弁になります。

すが、相談があった場合はお伝えするということになります。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 今の答弁は現状のままですね。私が言うのは、そういう危険な箇所に家がある人には補助金を出しますよ。移転されませんかという。ところがその補助金が、移転費用にはとても追いつかないわけでしょう。ですから、そうなる前に、町のほうでそういう情報をつかんだら、該当者の方に、実はこういうところなんですけれども、それでもいいですかということを伝えたらどうかということです。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（福田誠一君） 県のほうから危険箇所の説明とかしていらっしゃいますので、その分で町といたしましてもご相談があった場合は、説明をいたしたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） なかなか話が進まない。そういう現状を変えるために、町が積極的に動いてはどうかということ。もちろん、そこに建てさせないということじゃないんですよ。ここはそうなっていますけどもどうされますかと。移転されようとしても、県も町も大した対応はできませんということです。

それから海岸線の対応ですね、曲崎が九州大学の管理だからという話がされました。しかし、あそこは県、この質問書にも書いておりますように県知事がですね、防潮保安林として、潮害防備保安林として県知事が認めて指定しているんですよ。ですからそこら辺のところを強く九州大学が管理するとなれば九州大学に、あるいは県が指定したなら県に強く訴えて改良すべきじゃないですか。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君） 曲崎の件ですけども、さっきおっしゃいましたようにですね、九州大学の土地がずっとあるものですから、保安林になってます。で、一応、県のほうの保安林の指定のいきさつもですね、県に聞きながら、それから九州大学のほうにも状況をですね、ご説明して打ち合わせをして、何とか補修に結びつけていけないかということで検討していきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 質問の中にも書いておりますようにですね、再三言うとりますように、県知事が潮害防備保安林、要するにあそこが大波で突き破られたときには、富岡の集落にも影響があるから、県知事も指定しているんですよ。そのことに何とも思われませんか。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君） 一応保安林のですね、整備について、そのものもで

すけど、そこに行くための管理道として、あの道が必要な場面が出てくると思いますのでですね、先程も言いましたけども、九州大学それから県にも話をしながら、補修に結びつけていけるようにやっていきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 海岸の件ですが、経年劣化は県も認めておられるようですね。ですが、書いておりますように、昔からですね。あそこは潮の引きが大きかった。だから、あそこの分100メートルぐらいがですね、えぐれていきよったんですよ。今はほら、そういうものを考えて階段護岸とか何とかそういうもので、補強はされているんでしょうけども、ここで私が質問したのは、そういうことは影響ないんでしょうかと。今、町長の話ではもう経年劣化だからその問題ないんだということでしたけども、やっぱりそこはですね、あと1回地元の漁師さんあたりにも相談されたらどうかと思います。

それから河川水路の対応についてですけども、上津深江のトン袋はいつまで置いとかれるつもりですか。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） 上津深江の右岸の土囊の件なんですけれども、この件につきましては、熊本県に毎年一応要望しておりますので、また今年につきましても、できるようにですね、実施していきたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） コロナ感染症の現状についてですね、役場で、もうちょっと、住民の皆さんに優しく対応してほしいということ。直接は言うとりませんけどですね。そういうことなんですね。コロナに限らずですよ。福祉保健課、健康増進室は特に。全部町民のためを思って行政の仕事に就いておられるわけですが、特に福祉保健課、健康増進室は、弱い人が、いわゆるですね、弱い人という言葉が適切なのかわかりませんが、そういう方々がどうしたらよかでしょうか。どうしたらいいでしょうかということで相談に来られるわけですので、あなたたちが専門的にですね、何もかも行政事務とか用語とか、十分周知しておられることはわかりますけども、それをそのまま、相談にこられた町民の皆さんに押しつけるんじゃないくて、もうちょっと、態度もですね、ポケットに手を、浜口のようにポケットに手を突っ込んでしゃべるということがないように、やっぱり丁寧な対応をすべきだろうというふうに思います。

そのことについては町長からも丁寧にするとか何とかという話があったので、そういう対応をお願いします。

それから、道路網の整備の件ですが、確かにですね、路面は今おっしゃったショベルカーでよくなっております。先程、質問の中で言いましたように上津深江から坂瀬川に抜ける町道はよく手入れされて、今回の件でですね、今回の何か事故かなんかでよく

手入れされて、高速道路並みになっていますので、ただあわせて道路の支障木っていうですかね、支障木まではなりませんけども、小さい雑木とかが道路に差しかかっている。できればそれもあわせて除去してもらえば、より安全に通行できるというふうに思いますので、対応をよろしくお願いします。

終わります。

○議長（錦戸俊春君） これで浜口雅英君の一般質問を終わります。

ここで、1時10分まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午後 0時09分

再開 午後 1時10分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

一般質問を続けます。

通告5番、高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 通告5番、4番議員、高戸幸雄です。

議長より一般質問の許可を得ましたが、通告内容が今回は少々違っております。内容等については、ほぼ同じでございますので、お許しをいただきながら、質問を行いたいと思います。

6月、いよいよ梅雨本番の時期到来です。町当局におかれましては、日頃から非常時に対応すべく、職員の参集訓練を実施され万全で臨まれている、その姿勢に対し、改めて敬意を表するところでございます。

それでは早速、質問に移りたいと思います。

私は今回、一つ目に学校施設整備事業計画、その中で苓北中学校のプール改修について、二つ目に畜産業に対する支援策、現在、進められております、県畜産農協と天草畜産農協の2畜産農協合併に伴う自治体としての苓北町の対応について、以上の2点にわたり質問を行いたいと思います。

それでは、最初の学校施設整備事業計画。特に苓北中学校のプール改修に特化した質問を行いたいと思います。

さて、先に配布されました苓北町振興計画「ふるさと苓北未来プラン」実施計画書（令和3年度から令和5年度）、基本目標3「ふるさとと呼べるれいほく」、基本方針1「人と歴史文化が輝く教育・文化のまちづくり」、施策1「学校教育の充実」、主な取り組み③「学校施設・設備の整備と学校統合の検討」が掲載されております。

「学校施設の安全対策を計画的に推進するとともに、教育内容の充実に即した設備や教材・器具の整備を図ります」と事業説明があり、年次及び事業ごと予算が計上されて

いるところでございます。

このような情勢下にあつて、現在進行形の形で、温泉プールの改修工事と学校プールの維持管理が関連協議として提案が出されています。この問題は、令和3年第7回議会定例会において、議員一般質問に端を発したかと思っています。その時は、あくまでも使用上適正な安全管理の立場から判断すると、やむを得ない措置だと思ふと意味ある意見だと今でも思っております。そのための現在の状況があるわけでございます。

以前、私は、町職員として在籍していた折、小学校の体育館建設時の起債担当者として、借入に伴うヒアリングを受検していたとき、建築申請坪単価を始めいろいろな問題点があり、再度検討し、申請をとの意見がありましたが、一方で、児童・生徒たちは、皆が平等に教育を受ける権利がございます。そのことに積極的に取り組まれる苓北町は素晴らしいとして意見を得、最終的には許可を受けた実例がございます。義務教育において、維持管理に伴う費用等を念頭に置いた判断については、私は適切ではないと考えますが、当時と比較し、町の考え方は変わってしまったのでしょうか。このことに対する町長の見解をお伺いいたします。

なお、苓北中学校プール改修工事については、学校施設の安全対策を計画的に推進し、教育内容の充実に即した設備の整備を図るとするならば、必要だからこそ、当然のごとく学校内に設置されている施設は、その場所で整備されているのが本来のあるべき姿であると解しますがいかがですか、お尋ねをいたします。

現在、実施計画されている温泉プールを活用した水泳の事業は、令和4年度からいつの時点まで実施される見込みの予定ですか。よもや、当分の間改修の計画は存在しないとの答弁はないとは思いますが、今後の取り組みについて、あわせてお伺いをいたします。

次に、現在進められている熊本県下ひとつの畜産専門農協合併に伴う、自治体として、本町、苓北町の対応について質問を行います。

県畜産農協と天草畜産農協の二つの組合は、2023年4月の合併を目指し、今年4月15日に予備契約に調印し、その後、天草畜産農協では、各地区において、合併に向けた座談会を行い、5月31日合併総会が開催され、可決承認されたところでございます。最終的には、今後、熊本県畜産農協の総代会で承認を得て、行政手続き等諸般の手続きを終え、令和5年4月1日合併の運びとなるようでございます。合併の背景には、組合員の担い手不足、高齢化等が急激に進む中、将来に向け安定した生産基盤の確保が厳しい環境にあり、その解決策として組織強化を図るとともに、基幹事業の家畜市場運営を活性化する狙いがあるとのことでございます。

本町における現状は、志岐・都呂々地区の中山間地帯及び富岡半島の先端部にいたっては、肉用牛繁殖が農業における複合経営の中核をなすものとなっているのはご存じか

と思います。まずは、当事者である天草畜産農協を中心とし、関係の3自治体及び3JAで共通課題である輸送の負担軽減策を図る必要があるかと思いますがいかがですか。見解をお尋ねいたします。

なお、市場が遠くなるため、今後、飼養頭数・戸数推移次第では、そのことから生ずる課題として、経営所得安定対策等事業に係るWC S用稲の作付面積、あるいは、堆肥センターへの畜産ふん尿搬入量によりセンターの運営にも大きな影響があるかと思えます。いかがですか。

今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

以上で、私の最初の一般質問を終わります。なお、答弁を得た後、一問一答方式により自席にて再質問を行いたいと思えます。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の高戸幸雄議員の質問に答えさせていただきます。

学校のプールについては教育長が答える予定だったのですが、私に質問がございましたので、振興計画とともにですね、あわせて答弁させていただきます。

まず、教育の計画、設備変更の計画等ですね、変更というのは、教育関係の法律に反しない限り、そしてその計画変更が、子どもたちの教育にとって、プラスになることであれば、私は、これは容認するものでございます。そういう考えでいるところであります。

2点目の畜産農協の合併に伴う諸問題の解決についてであります。

畜産業に対する支援策、県下3畜産専門農協合併に伴う町の対応についての質問がございました。市場が遠くなることにより、議員ご指摘のとおり畜産農家の輸送負担が増加することが見込まれるため、国の肉用牛ヘルパー事業を有効に活用していくとともに、今後、天草市、上天草市及び畜産専門農協とも協議のうえ、輸送負担の軽減策を検討してまいります。

なお、天草家畜市場につきましては、令和5年4月1日の組織合併から1年間を存続されるとのことでありますので、それまでの間に、前述の輸送負担の問題を含め、町内の畜産農家に不利益が生じることのないよう、現場の声も聞きながら、他方面への影響も踏まえたうえで、適切に対応してまいりたいと考えておりますが、今回の合併劇であります、いわゆる遠方のところについては相当負担が強いられ、片やの球磨郡の畜産農協は反対でありました。片やの天草の畜産農協は、ほとんど大半の方が賛成ということでの意見のまとまりでございました。これには畜産農協の組合長をはじめ、皆さん方の多大なご尽力があったと思えますが、今質問がありましたように、この合併を進めまして、令和5年、1年経って令和6年から実質的な畜産農家への負担が生じるわけでございます。まず、輸送上のコストの負担、これについては私共も、きちっと農家に不利

益にならないような形で対応してまいりたいと思います。あと目に見えないというか、我々素人でわからない部分がございます。いわゆる遠距離輸送のために牛がですね、非常に疲弊して体重を減らす。そういう中で畜産価格の低迷につながるのではないかと。球磨郡農協はそのことを大きく取上げて、反対が多かったということでもあります。

このことについては、専門的な考え方の中で、天草畜産農協組合長はじめ、考えておられると思いますので、ご意見もよく聞きながら、苓北町で畜産をやっておられる方々がお辞めにならないように、もっと増えるような形でできるような後押し策を我々も見出していきたいと考えているところでございます。

以上、高戸議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 失礼します。只今の高戸幸雄議員のご質問に答えさせていただきます。

苓北中学校のプール改修についてのご質問ですが、町内の各小中学校プールにつきましては、薬品代等の管理経費のほか、老朽化に伴う修繕等と維持費が年々増えてまいります。また、数年に1回は、これまでのペースでいきますと、5年から6年に1回でございます。プール槽の防水塗装改修等の大規模な補修工事も必要となります。先にありました小学校の方のプールでは、1,900万円ほどかかっておりました。これにつきましては、前回の全員協議会でもご説明を申し上げたところだというふうに考えております。このようなことも踏まえ、今年度から、特に老朽化が目立つ、町内小・中学校3校（坂瀬川小学校、都呂々小学校、苓北中学校）では、水泳の授業を温泉プールで実施することとしました。温泉プールの授業では、屋内であるため熱中症や日焼けの心配がないこと。天候に左右されず予定どおりの授業ができること。また、使用期間が限定されないこと。併せて、インストラクターによる専門的な指導、助言も受けられることなど大きなメリットがございます。

これらのことから、屋内のプールを利用して授業を行う学校も今後増加していくことが考えられます。屋内プールを使用することとした熊本市の小学校や愛知県豊橋市教育委員会管轄の19の小学校、それから東京都葛飾区では、今後の小中学校の建築に当たっては、プールは建設しないというふうな方針を打ち出しております。

学校内のプール設置につきましては、文部科学省、小中学校設置基準にプールという記載はございません。さらに、指導としまして学習指導要領の中に水に関する運動というのがございます。その中に水泳が入るわけでございますけれども、その中に、その指導要領では地域の実情に合わせて指導をする。水の安全の心得については全学校やってくれというふうな意味合いの記述がございます。適切な水泳場が得られない場合は、地域の実情に応じて柔軟に取り扱うことができるというふうな趣旨でございます。

これらのことから、苓北中学校のプール改修につきましては今の様々な現在の状況を踏まえ、午前中申し上げましたけれども、改修の検討委員会、審議会の中で、十分、学校設置の場所、それから形状、その他ですね、その中に含めまして、審議員の意見を十分聞いていきたいというふうに思います。この場での私個人としての意見を申し上げる立場ではございませんので、審議会の判断を待ちたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） それではですね、早速、再質問を行いたいと思います。

私、質問当初で申し上げましたけれども、義務教育においてですね、維持管理を理由として施設の改廃を行うことは、町長、今でも間違いだと思っております。方針でしょうけれども。教育長、何かの折にはですね、また再三再四、この意見について私は述べたいと思います。それから金額的には私、今わかりませんが、確か学校設置については交付税の応分の金額が見込まれているんじゃないかと思っております。このことについては、本日、答弁をいただけない分は結構でございますけれども、この次何かあったときに行いたいと思います。

いつも言われますけど、ふるさと苓北町ですね、将来を担う子どもたちの育成のためには、私は十分な経費を投入すべき。先行投資というのは、言葉は適切ではないかもしれませんが、そのようなことで、環境の整備には目を向ける必要があるのではないかと思います。温水プールの事業のメリットを教育長、挙げられましたけれども、もう既に温水プールを利用した授業が始まっているかと聞いております。現場の先生たちからですね、いろんな意見があったと思いますけれども、その聴取はいかなものかお尋ねをいたします。メリットばかりでなく、当然、デメリットもあろうかと思えます。お願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） お答えいたします。

現在始まっておりますけれども実質上、今日で4回目でございます。プールの閉館の時期もございましたし、都呂々小学校が2回、これは全学年2回使いました。それから苓北中学校につきましては、1年2組と今日2年1組が行っております。1年1組が最初予定しておりましたけれども、閉館で、それを後ろに回すということで、今、2学年2学級が使っております。ですからメリット、デメリット、当初予定といいますか、それについてはですね、各学校の意見も伺ったところですが、使った後の感想っていうので、ちょっと少のうございますけれども、こちらでまとめた分だけをお知らせしたいと思います。

まず、都呂々小学校ですけれども、授業の終了からスクールバスの出発時間までの時

間が短くて非常に慌てたと。これは学校のほうでもできると思いますけど、ちょっと計算間違いしておりましたが、1年生の着替える時間を5、6年と同じような時間で考えておりましたので、1年生が非常に長くかかってしまったっていうのがございました。これは慣れない場所であったっていうのも影響しているかと思います。それから、保育園と一緒にだったので気を遣った。ただ、自主事業としてプールのほうで、保育園の水遊びもやっていらっしゃいます。これにつきましては、保育園のほうで、先にずっと予約を入れておりましたので、今回、保育園とコースを分ける形でお願いをしている段階で、また気を遣ったということでした。使用についてはですね、支障はないと。子どもたち全体としては非常に楽しそうだったという、先生方の意見をいただいております。中学生の感想としましては楽しかったっていうことと、先生の声が反響でちょっと聞き取りにくかったっていうのが出ておりました。

昨日、実際1時間目、2時間目プールにいたところに教頭の方が直接出向きまして、3、4時間目、5、6時間目眠くなかったかと聞きました。全然そういうことありませんでしたと。また初日でしたので、かなりの喜びも興奮もあったんだろうというふうに思います。ですから、今のところですね、スクールバス等の時間設定、それから保育園とのすみ分け、そこぐらいがちょっと困った点として上がっておりますけれども、先程申し上げましたように、まだ1校と2学級でございますのでこれからいろんな課題も出てくると思います。その都度、指定管理者、私たちそれから学校の方と調整等しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。まだデータとしては少のうございます。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） もう既に授業が行われてですね、2、3意見があるようでございます。私は、やっぱりですね、ほかの団体と同時に行うこと、何て言いますかね、授業外なら結構だと思うんですよ。自分たちが、子どもたちが、そのプールで自主的にといいますか、お金を出していくのは結構だと思うんですけども、義務教育の中で、ほかの団体と混入した場所で行うということに対して、少しだけ違和感を持っております。というのは、以前私たちの頃には学校プールについては、ほかの人たちは一切入れないんだということで、薬剤関係もあったし、これは今、副町長たちが首をかしげておりましたけども、確かに、一般の人には学校プールは開放していないと思います。教育長、そうだったと思うんですけども、そこを誤っていたら訂正をしていただきたいと。いかがですか。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） はい。確かにそのとおりでございます。

私も学校現場おりましたときに、夏休みあたりの保護者さんに監視はお願いしながら

もプールに入らないでくださいというような形でお願いをしてきたところでございます。その根拠については、すいません、私もそういうお願いをしたんですけども、根拠についてははっきりしてないところがございました。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） ちょうど私と教育長は同級生でございますので、そうだったと、改めて確認をしたところでございます。それから、夏休みにですね、学校プール開放というのが以前あってたんですけども、そうすると、苓北中学校、坂瀬川小学校、都呂々小学校については、学校プールの開放については、いかがな考えで臨まれておりますか。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 確かにですね、長い間、PTAの皆様方にお世話になって学校のプールを夏休みに開放しておりました。現実ですね、プール監視をお願いするときには、心肺蘇生法の講習を受けてください、その方が監視にあたってくださいということ。それから、不慮の事故の場合の監視の責任、これは誰も負えないということで。夏休みは、PTAの方々にプールを貸し出すというかたちで開放してやっておりますけれども、PTAの方が、それはもう監視はできない、責任は持てないということで、今まで多くの学校で夏休みの開放はあっておりません。実際、昨年度も行われておりませんし、今年度の予定は、というふうにそれぞれの学校聞いたんですけど、1校につきましては、この次のPTA役員会で話し合いをします。昨年度はやっておりませんと。1校は、もう既に今年は開放しないということで、實際上、学校のプールを使う期間というのは、志岐小学校が今、水が入り始めましたので、早くて今週末から、7月の20日前後、そのくらいの期間でしか、学校のプールは使うことはなくなります。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 私、夏休みの学校プール開放はですね、今まであってるのは当然だという考えを持っていたものですから、プールを設置している学校と、ない学校は、格差が出るのではないですかという質問をしようと思ってたんですけども、もう既に、学校プールの開放について、しないという方針を決められたところもあるようでございますので、いかがなものかなと思いますけれども、学校とPTA間の話し合いの中で、そういうふうに決まったということですから、それに私は従いたいと思っておるところでございます。

それから、プールの維持経費及び改修の答弁の中でですね、やはり、費用、予算が一番問題化されているようでございます。そこで、予算について、2,3質問させていただきたいと思います。

先の議会です、過疎地域指定ということで、苓北町過疎地域持続的発展計画という、こういった資料、冊子が議員に渡されました。その中にですね、36ページなんですけど、事業計画の中に教育の振興ということで学校教育関連施設、そして、校舎ということで苓北中学校改築事業が令和3年度から令和7年度中と掲載されております。

それで、私も私なりにですね、それではどういったものかということで、過疎債について改めて勉強させていただきました。

それによると、令和2年1月30日付で、令和元年度第7回過疎問題懇談会という会合を開かれ、その中に資料が配付されております。私、先程言いましたけども以前、起債の担当をさせていただいておりました。それから長い間、過疎指定は苓北町は除外されていたということで、過疎についてもう苓北は関係ないんだということで、遠ざかっていたわけでございますけれども、改めて、過疎対策事業債に係る改正の経過ということで見たわけでございます。そして、平成22年度にですね、法改正による対象事業の拡充ということで、平成22年度から大きく過疎債の拡充というのが出されているようでございます。そして、平成26年、法改正による対象事業の拡充の中にですね、公立小中学校の屋外運動場とプールというふうに記載をされております。

そこで、苓北中学校の改修が充たの対象となるかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 学校のプールが過疎対策事業の対象となるかどうかということですけども、これは学校プールがってことですよ。

○4番（高戸幸雄君） はい。

○企画政策課長（宮崎良成君） 高戸議員申されたとおりですね、対象となります。ただしですね、高戸議員も申されたんですけども、本町の過疎地域の持続的発展計画の中にはですね、プールの改修については盛り込んでございませんので、今後、必要であればですね、それを変更する必要があります。もちろん、議会の承認も必要となります。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 良いことはですね、議会にどんどん出していただくと、議員もそれに反対する議員はいないと思います。ですから、できるならば、改めてですね、校舎という文言が入っていないなら、私は該当していたと思うんですけども、あえて校舎という文言、二つの文言がありますので、ここにプールという文言をつけ加えた計画書の変更をできるだけ早く議会のほうに提出していただきたいと思います。

そうしますと、企画政策課長が申し上げましたけれども、プールも当然、過疎債の対象となるんだということであれば、財政計画でもですね、先の見込みというか、それがはっきりしてくるとかと思いますので、できるだけ早く事業の変更について提出方お願

いしたいと思います。

それとともにですね、温泉プールと、小・中学校のプールが今、関連して提案されているように私は思います。本来ですね、温泉プールは温泉プールなんだと。学校のプールは学校のプールですよっていうふうに切り離して、こういった場で討論する機会を与えていただいたら、もう少しいろんな事業計画もスムーズに行ったんじゃないかなと思います。これはあくまで私個人の感想でございますので、答弁というか、それは不要でございますけども、とにかくよく言われます。子どもはふるさと苓北の宝です。そして日本の宝です。将来の日本を担っているのは子どもたちなんですとよく言われます。その子どもたちに、先程申しましたけども、応分の経費の投入については十分な計画のもとにやっていただきたいと思います。

次に二つ目の畜産に対する支援について、再質問を行いたいと思います。町長言われたように、5月31日ですね、天草畜協並びに球磨畜協が合併に伴う総会を開催したということでございます。私もちょうど31日が、今定例会の通告の締め切りでございました。ですから午前中にはどうかなと思ってたんですけども、幸いなことに天草畜協の関係については、私の知り合いもそういったことならばということで、総会が終わって、その結果がわかったらすぐ連絡してやるからということで、午前中に結果をいただいて、今回の質問をさせていただいたわけでございます。

球磨畜協については、郷土紙の方に、6月1日付で、球磨組合再び否決ということで、やはり、過半数の賛成はあったようでございますけども、必要とする3分の2には到達しなかったということで、今回も頓挫ということになったようでございます。先程言われたとおり、市場の統合によって輸送が大変遠くなるということで、遠距離郵送で必然的に輸送コストも高くなるのではないかとということ、それから、大きな問題の中に輸送中の事故がやはり肥育農家の、繁殖牛農家の人たちは、一番の心配の材料だというふう聞いておるところでございます。私も合併に伴い、明日を目指す熊本県畜産専門農協合併ということでその座談会に、員外でございましたけれども、許可を得て、参加させて、出席させていただきました。

そこでやはり、遠距離とその途中の事故についてやっぱり心配される方々が多かったようでございます。そこでその輸送コスト等について、何か、今、資料があったらお願いしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君） 牛のですね、運搬は天草の市場から熊本の大津の方になりますけども、畜協さんのほうからちょっとお聞きしたんですけども、畜協さんのほうで、熊本市場になったときの輸送のコストを試算されているんです。あくまでも試算ですけども、苓北から熊本の大津の方の市場に輸送するのに、1頭当たり、1万2,

430円というのが出ていまして、これヘルパー制度でですね、これを輸送すると、これ税込みが1万2,430円なんですけど、税を抜いたところの半分は国の補助がくるというふうに聞いてるんですけど、その差額というのは、農家さんの負担ということになりますのでですね。そこは、町長の答弁にもありましたけども、天草管内の2市1町ですね。それと畜協さんとも話し合いをしながら、必要な支援策をですね、検討していきたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） ですね、もう1つ、今の畜産を取り巻く状況についてこの中に資料がございました。それにはですね、天草畜協の組合員構成比率が組合員412名中、70歳以上が195名、61歳から70歳までが88名となっており、61歳以上の人が283名と、68.7%、もう7割強がですね、もう61歳以上なんですよね。ですから、この先、5年ないし10年がですね、天草における畜産のですね、勝負の時期ではないかなと思っております。私いろんな方々とお話をすると、あと5年は、10年はやっぱりしたかなって。そういった芽をですね、摘むわけにはいきません。ですから、補助金ですね、町長、よく言われます時限立法で結構だと思うんですよ。5年から10年に区切ってその補助金を出してもいいと思うんですけれども、このふるさとの天草でですね、畜産が今後とも持続的に継続して、1つの産業だということで行われるよう、補助金についてもご配慮をお願いしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） この件については、万難を排して、不利益にならないようなそういう対策をとっていききたいと考えております。また、これはどの分野でもですね、後継者がいない実情を今、特に、食料の問題で国民皆さんが痛感なさっておられるんじゃないかと思っております。そういった意味においてですね、食料は軍事の安全保障よりもまだはるかに、地域、国民にとって大変重要なものである。そういう意味でですね、食料の安全保障というのは、この際ですから、この戦争があったことで実感として、皆さん肌で感じておられると思いますので、よく認識をして、そしてこのことについての予算は惜しまない。そういうことをですね、念頭に置きながら、対策を練ってまいりたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 畜産ばかりでなくですね、今度のこのロシアの侵攻によって、いろんな影響がこれから先出てくるだろうと思います。畜産においてはですね、もう必然的に配合飼料が上がるのがわかってるんですよ。小麦等々主体とした配合飼料ですから。それから肥料も上がるだろうし、その一方ではなかなか後継者が育たないということで、今後、農業ばかりでなく、地域産業が持続、そして、ふるさとを守るべき施策

について、今後とも積極的な取り組みをお願いいたしまして、私の今回の定例会における全ての一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君） これで、高戸幸雄君の一般質問を終わります。以上で一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後 1 時 5 0 分

令和 4 年 6 月 9 日（木）

（第 2 日 目）

令和4年第3回苓北町議会定例会会議録（第2日目）

令和4年第3回苓北町議会定例会は、令和4年6月9日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	山口 利生	2 番	野田 謙二
3 番	廣田 幸英	4 番	高戸 幸雄
5 番	松本 良人	6 番	石田 みどり
7 番	浜口 雅英	8 番	野崎 幸洋
9 番	山本 政人	10 番	倉田 明
11 番	田嶋 豊昭（副議長）	12 番	錦戸 俊春（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局 長 龍岡 学 書記 田中 めぐみ

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	山崎 秀典
教 育 長	濱崎 敏和	総務課長	尾脇 宣宏
税務住民課長	吉本 英明	企画政策課長	福田 誠一
教 育 課 長	西川 文孝	土木管理課長	田尻 悟
農林水産課長	宮崎 良成	商工観光課長	錦戸 雅志
水道環境課長	松本 康秀	福祉保健課長	本田 保
健康増進室長	田尻 康彦	会 計 課 長	松村 保則
行革デジタル対策室長	山下 晃弘		

8. 議事日程

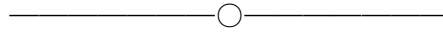
日程第1 一般質問

9. 議事の顚末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） おはようございます。

只今の出席議員は12人です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。



日程第5 一般質問

○議長（錦戸俊春君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を通告順に行います。

通告6番、野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） おはようございます。通告6番、8番議員、野崎幸洋です。通告しておりました2点について伺いいたします。

まず始めに、コロナ禍における町有施設利用制限について質問いたします。

全国的に、新型コロナウイルスの感染者は高止まりではありますが、最近のデータによると若干の減少傾向にあります。そういった中、国は5月24日から、外国人の「訪日実証ツアー」を始め、旅行中に、新型コロナウイルスが広がらないよう、感染対策の課題を検証する。そして、この実証事業を足掛かりに受け入れ体制を整え、6月以降、外国人観光客の入国を段階的に再開する方針を明らかにされました。

また、厚生労働省は屋外で人と2メートル以上の距離が確保できなくても、会話をほとんどしない場合、そして屋内でも2メートル以上の距離があり、会話がほとんどなければ、マスク着用の必要性はないとの方針も示されました。

このように、徐々にではありますが、国は感染対策については緩和傾向にあるように思われます。しかし、熊本県の現在の感染状況は、本日の新聞では18日間、前の週の感染者数を下回っておりますが、リスクレベルは2となっております。そして、直近1週間の人口10万人当たりの感染者数が約145人と、全国でワースト5番目となっております。

わが苓北町、そして天草市の感染者数を見ますと、5月に入り高齢者施設や福祉施設等で発生したクラスター、また、学校・保育園で感染者が出るなど、天草管内での感染者が急増しており、まだまだ予断を許さない状況にあります。

そういった中ではありますが、これまで苓北町独自の感染予防対策として、町有施設の利用制限に係る判断基準が制定されております。その内容は、「苓北町の屋内施設（体育館・公民館等）・屋外施設（グラウンド等）・温泉施設においては、熊本県のリスクレベルが2となった場合は、全施設とも、天草管内の人のみの利用とする。ただし、天草管内（上天草市・天草市）での感染者数が10名または、天草市での感染者数が5名となった場合、そして、隣接の五和町、天草町、旧本渡市での感染者数が3名以上と

なった場合は、利用者を苓北町内の人、及び会員券利用者に制限する。」として制定されています。

このように、町は県のリスクレベルと、天草管内の感染者数によってですが、屋内の温泉施設は、年会費を払っている町外の方の利用はできるようになっています。

しかし、社会体育等のクラブチームや各スポーツ協会に年会費等を払って登録している町外の人たちは、感染リスクが比較的少ない屋外の町有施設であっても、制限がかかっている期間は使用することができません。チームプレーで行うサッカーやハンドボール等の競技については練習の際は、苓北町内の人のみで行うか、使用制限のない天草市の施設で使用料を払って、練習や試合を行っているのが現状だと聞きます。

以前は、上天草市も苓北町同様、市民以外の使用については制限があっていたようですが、県のまん延防止対策制限解除後は、そういった使用制限はなくなり、県内者であればフリーで受け入れていると聞きます。

感染防止対策の観点から言えば、当然、苓北町の町有施設の利用制限はやむを得ない措置だとは思いますが、しかし、現状のように同じ町有施設でありながら、町外利用者の使用に差があるのは整合性がとれていないとの話も聞きます。

また、今後このように頻繁に町外の施設を使用することになれば、町内の施設使用料等の収入の減少にもつながります。今後、このコロナ禍がいつ完全終息するかまだまだわかりませんが、町有施設利用制限についてはもう一度、統一した見解の中で天草市、上天草市と同じような使用制限の見直しを行う時期に来ているのではないかと考えます。

それとまた、町の判断基準の中で「町外会員については、天草市における累計数が100名を超えた場合は、利用中止とする。この場合、利用中止に係る判断基準日を金曜日とし、感染者数は、前週の金曜日から基準日前の木曜日までの累計数で、基準日後の月曜日から最低1週間単位とする」ということになっています。

先月の5月10日火曜日に高齢者施設のクラスター等により5名以上の感染が確認されました。そのため、庁内告知放送では、2日後の5月12日の木曜日から18日の水曜日まで、町有施設の利用を休止するとして周知されておりました。感染防止を第一の目的とするならば、2日後の木曜日ではなく、クラスターが確認された当日か、せめて翌日には町有施設の利用制限をかけるべきではないかと考えますが、その判断の決定内容についてお伺いいたします。

次に、行革デジタル対策室の業務内容について質問いたします。

今年度から、総務課内に新たに行革デジタル対策室が発足いたしました。一口にデジタル対策といっても、様々な仕事があると思いますが、主にどのような内容があるのか。

また、今後、この行革デジタル対策室ができたことにより、町としてどのようなメリットがあるのか、お尋ねをいたします。

例えば、これまで様々な電算クラウドシステムにより年間に多額な業務委託費等がかかっておりました。今後は町の大幅な経費削減につながるのか、お尋ねをいたします。

また、今年度、新たな取り組みとして、国からの推奨事業「デジタル田園都市国家構想交付金事業」により「双方向型情報配信システム導入」が計画されております。この事業は、現在の防災無線を兼ねたＩＰ告知端末に代わり各個人所有のスマホ・タブレット等に町からの情報を配信し、また、独居高齢者や高齢者のみ世帯等でスマホをお持ちでない世帯には専用タブレットを貸与し、町からの情報を視覚・聴覚から得られる新たな情報配信システムを行うことになっております。「双方向型情報配信システムの導入」については全員協議会において、二度ほど説明が行われましたが、その中で、今後のスケジュールとして、独居高齢者、高齢者のみの世帯、（約７３０世帯）に対して、地域包括支援センターと連携し、訪問等の機会を捉えて、現況調査と長期的にきめ細やかに、専用タブレットの使用法の説明を行う。また、住民皆さんに対しては、テスト運用の準備が出来次第、各行政区または、各種団体の集まり、各スマホ教室などを利用し３０回程度の説明会を予定しており、令和５年４月からの正式運用開始を予定しているとの説明でありました。ぜひ、高齢者等への説明は十分行い、分かりやすくきめ細やかな説明をお願いしたいと思います。

そこで２、３お尋ねいたしますが、これまでのＩＰ告知端末には町内無料電話が併設されていましたが、今回もこれまで同様に使用することができるのか。

また、この前の説明では今回使用するタブレットの耐用年数は５年とのことでしたが、経年劣化による交換が必要となった場合は、国からの補助金等の優遇措置があるのか、お尋ねをいたします。

今回の事業は、国からの推奨事業として、現在のＩＰ告知端末に代わり双方向型情報配信システムを導入することを目的とされておりますので、目的外使用は認められないことは承知しておりますが、以前、議会の中で、議案書、資料等については、ペーパーレス化に向けタブレットを導入してはどうかとの意見を出しましたが、結果的に、現状では予算的に難しいとの答弁でありました。

今後、議員専用タブレットとしても配布し、議員への諸連絡、議会への資料等を送信し、閲覧できるようにしてはどうかと考えますが、見解をお伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の野崎議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、社会体育クラブチームや各スポーツ協会等に所属されている町外の方と会員券利用者の町有施設利用制限について統一した見解の中で、利用制限の見直しを行う時期ではないかについてのお尋ねでございました。

議員ご意見のとおり、苓北町新型コロナウイルス等対策本部での公共施設の利用制限についての内規により、熊本県のリスクレベルが2となった場合、全施設ともに天草管内の人のみに制限することにしており、さらに、天草管内での感染者が10名または天草市での感染者が5名となった場合、苓北町内の人及び普段から利用されている施設と個人会員として契約されている利用者に制限することとしております。

従って、現状では、町外の方で町内の社会体育のクラブチーム、各スポーツ協会に所属されている方は個人使用ではなく、団体の一員としての使用のため利用できないことになっております。と申しますのも、片やでは会員を許して、方やでは許してない、方や個人で来られて、しょっちゅうそこを利用される方と交わっておられる。そういう状況の中でございますので利用を可としている。このスポーツ団体は、いつも同じ方が来られるわけではないと聞いておりますので、そういうことのためにですね、利用できないことになっております。

この件に関しましては、各クラブとも協議を行い、町外利用者に係るワクチン接種証明の提示などの対応ができないか、そういう条件を付けてですね、今後、使用をしていただくようなことになるかと思いますが、そういう対応ができないか検討してまいります。これはもう来週、議会が終わったらすぐ検討会を開きたいと思っております。

次に、利用休止は感染防止を第一の目的とするならば、2日後ではなく、当日か、せめて翌日に利用制限をかけるべきではないかについてのお尋ねであります。熊本県のリスクレベルが2の場合、町内において感染者が急増した場合及びクラスター等が発生し、さらに感染の拡大が懸念される場合は利用を休止することにしております。

5月12日から5月18日までの利用休止措置については、苓北町で、高齢者施設のクラスターにより感染者が急増したため、5月10日の対策会議において、5月12日からの利用休止といたしました。2日後の理由といたしましては、施設内クラスターであったため、感染経路がある程度把握できていた状況であり、施設入所者は、もちろん施設職員についても行動制限をとられ、公共施設を利用する機会は、ほぼないこと等により2日後といたしました。

しかしながら、5月31日からの利用休止措置につきましては、5月30日の対策会議において、町内小学校、町内保育園、町外施設等で感染者が急増し、感染経路が不明な部分もあったため、5月30日の対策会議において、翌日の31日から6月6日までの間、利用休止としたところでございます。

判断基準の見直し等につきましては、対策本部会議におきまして、感染経路等十分状況を確認しながら、感染予防対策を第一に検討してまいりたいと考えておりますので、先程申し上げましたような形で、もろもろの条件等も付けながらですね、今までとは、少し違うような対応をしていくことになるかと思っております。

次に、2点目の行革デジタル対策室の業務内容についてのご質問でございますが、行革デジタル対策室は、行財政改革と行政及び住民に対するデジタル化の推進を主な業務としており、昨年度策定いたしました苓北町行財政改革基本計画に基づき、行政のデジタル化を始めとした事務の効率や住民サービスの向上のほか、スマホ教室などを進めてまいります。

このことにつきましては、国もですね、都市地域と過疎地域とのいろんな差が出てきているので、デジタル化を進めることによって、都市でも、過疎地域でも、同じような情報が伝達できる。そういうことを考えてですね、デジタル田園都市国家構想を出しておられるということをお伺いしております。

また、今後は、国主導のもと、全国の自治体で基幹電算システムの標準化、クラウド化も予定されており、町におきましても、今年度新たに情報の専門職員も採用したことから、基幹電算システムの委託料が少しでも節減できるようにあらゆる努力をしてまいりたいと考えております。全国一律にですね、クラウド化が進めば、今よりも大分、予算を削減することができるという判断をしておりますが、なるべく早くやっていただきたいと思っているところでございます。

次に、今年度取り組むデジタル田園都市国家構想推進交付金による双方向型情報配信システムの導入についてであります。まず、現在利用しております町内無料電話は、ご存じのとおり、告知端末に電話線を差し込んで利用しております関係上、告知端末の廃止とともに利用できなくなります。

しかしながら、告知端末はあと2年程度を使うことができ、それまで無料電話も利用できますので、その間に、その無料電話の代替手段を模索・研究してまいります。併せまして、以前、野崎議員の停電のときはどうするんだという質問もございました。このシステムでは、停電のときでも充電さえしてあれば、ずっと使えることができるという利点も、新たに加わったわけでございます。

次に、タブレットの経年劣化の場合に、国からの補助金等優遇措置はあるかという質問であります。残念ながら、国の補助金制度は初期費用には適用されますが、その後の更新には適用されませんので、今現在の制度運用におきまして補助金等はないと考えております。これが変わってくれるように我々も国にお願いをしてまいらなければならないと考えます。

最後に、議員専用タブレットを配布、活用して、各議員への連絡や資料等の送信ができないかとのことでありますが、本事業で導入するタブレットを議員への連絡用に使うことはできませんが、別途タブレットを用意すれば、本事業に関係なく可能でございます。タブレットを使うかどうかは、議会の中で、ご議論をいただいて、そしてその中で検討していただいた上で導入を決定されたならばですね、町といたしましても、予算に

つきましては、対応させていただきたいと考えているところでございます。

以上、野崎議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） それでは再質問をさせていただきます。

まず、町有施設の利用制限について再質問いたしますけども、先程の答弁では、今後、クラブチーム、各スポーツ協会に所属されている町外の方については、ワクチン接種証明の提示などの検討をしていくということでご答弁をいただきました。確かにワクチン接種証明によりですね、少しでも町内、そしてクラスターでの感染リスクは、少なくなるような対応は必要だと思いますけども、そこでお尋ねしますけど、現在、温泉施設においては、そういった町外の方の接種証明の提示をされているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（福田誠一君） 長期滞在されている方には接種証明の提示を行っていたいております。長期滞在の定義につきましては、苓北町に2週間以上長期滞在されている方でございます。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） それでは、短期での、短期といいますか、近隣の町、例えば五和町とか天草市からお見えになる1週間に1回程度、会員券を持って来られる方の、それはもう1回提示すればわかると思うんですけども、そういう方たちに対しては1回もされてないということに理解していいですか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 先程も説明をいたしましたようにですね、会員券を持っている方は四六時中来ておられます。これはもう年間いくらって決まっておりますので、来なければ損ですから。そういう方たちはしょっちゅう利用者の方と交わっておられるということで、そういう理屈でですね、要するに町外の方の中で、絶対、会員券を持っていても使えない条件のときもあります。ただし、使えるときには、そういうパス券を持っておられるということは、コロナ感染をですね、防ぐ意味でもですね、この人たちは町内の方と同じような条件で、毎日来ておられますので、許可をしたということでございます。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） それでは施設利用休止が2日後になった経緯の件ですけども、先程の答弁では、施設内のクラスターであったため、感染経路がある程度把握できた状況であり、入所者はもちろん、施設職員についても行動制限をとられ、公共施設を利用する機会はないということで、2日後としたということでした。

また、5月31日からの利用休止については、町内の小学校・保育園、町外施設等で感染者が急増し、感染経路が不明の部分もあったため、翌日からの利用休止としたということでありましたけども、感染経路がある程度は把握できた状況にあったにせよ、クラスター発生という状況下であるならば、町民がですね、1人でも感染しないための対策なので、これはもう1日でも早く施設の利用休止を行うべきではないかと思うんですけども、その辺の考え方をもう一度お尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） この件につきましてもですね、今の理由でいたしましたけど、やはりこの件についても、今後検討いたしまして、やっぱり翌日までにはですね、休止にするようなことで検討をしていきたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） ぜひ、その辺はもう早急な措置をよろしくお願ひしたいと思います。今後ですね、判断基準を、今議会終了後にでも見直しを早期でも行うということで先程答弁いただきましたけども、施設利用者の中にですね、利用時間が2時間という、例えばこれ、グラウンドの場合だと思うんですけども、制限がかかっているため、グラウンドゴルフ等で利用する場合は非常に難しいと、2時間内で終わるのは難しいと。そういった特にですね、屋外グラウンド等での利用の場合は、その時間の制限は設けなくてもいいんじゃないかという声も上がっておりますので、その点もですね、ぜひ、その利用制限、時間的な制限、その辺もぜひ見直しのほうをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） この件については各スポーツ、適切な時間がどの程度か、よく検討いたしまして、延ばしてもいいスポーツと、延ばされないスポーツもあるかと思っておりますので、よく検討させていただきたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） これも、現況なんですけども、町有施設の利用制限がかかっている場合にあってなんですけども、現在は毎回、利用者全員のもので、名簿を提出するようになっております。これも代表者からの話なんですけども、実際、名簿は出しているけども、そういった施設利用者の中から感染者が出たことあるんでしょうかっていう話も聞きます。そしてまた、使用するその団体の代表者の名前だけの記入でもいいんじゃないんでしょうかという話も聞いておりますけども、今後、改正予定のときにその辺はどうなんですか。お尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） この件についてはですね、温泉センターも1人ずつ書いても

らっています。どうしてかという、そこで雇った場合、どういう方が来ておられるかっていうのはわからない。そういった意味でですね、出場者全員に、名前と住所、電話番号を書いていただく。このことは検討いたしますが、やはり何かあった場合、今まで雇ってないかもしれません、今後またわかりませんので、やはりこの件につきましても、検討はしてみたいと思っておりますが、これはやっぱり名前書くぐらい簡単じゃないかと思うんです。ちょっと面倒くさいなと思うときがあるかもしれませんが、そういう考え方でですね、もし、雇った場合に一体誰が来ておられたのかって、それはやっぱり確認することが大事だと思いますので、そこはちょっと面倒臭くてもご協力いただければと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 例えば、各行政区の老人会、そして各地区でのグラウンドゴルフ大会をやる場合は、よその方は当然入られないわけですから、代表者の方は、誰々が今日来てたんだということは、当然把握もされているでしょうし、わかっていると思いますので、もし感染者が出た場合はそういった諸連絡等もできるわけですから。例えば大きな大会、町外の方の集まりでの大会をする場合は当然全員の名簿を出したほうがいいとは思いますが、毎週、例えば、2日に1回ぐらいグラウンドゴルフしよるばつてん、毎回出さないとやんなって、そういう方たちに毎回毎回出せっていうのは、ちょっとやっぱり面倒くさいっていう部分も当然あるんじゃないかと。だからその部分は、代表者、行政区の代表者の名前だけでも、いいんじゃないかという気がします。当然今、答弁の中に見直しを今後行っていくということですので、ぜひやっていただきたいと思います。

まだ感染もですね、完全に下火になったわけじゃありませんので、当然感染対策は行いながら、十分その辺も検討していただいて、施設利用がですね、もう少し町民の方が使いやすく、そして感染をさせないような、難しいんですけども、その辺を見ながらの改正をぜひよろしくお願いしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） その区長さんなり、代表者の人は全てを管理できる。名前も、どこの誰々が来とったというようなことをですね、把握できるような範囲の地域だったら、この検討に値するんじゃないかと思っておりますので、どうしてこういうことを言うかという、ですね、全国的には減少傾向にあります。ただ熊本県は減少しているといえ、かなり、人口当たり、10万人当たりでも多い。そして、苓北町においては、連休まで、4月いっぱいまでまだ40数人だったのが、もう昨日、一昨日までで102人に増えているわけです。要するに5月以降、増えているわけですね。だから、全体では減っておりますけれど、苓北町においては、数は少ないけれども増えている。これはやっぱり用

心していかなければならない。そういう思いの中で、検討会を開いておりますが、今、多々おっしゃった中で、検討に値する面もありますので、よく検討した上で、なるべく早く、皆さん方が安心して施設を利用できるような形で対応をしていきたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） ぜひ検討方よろしく願いいたしたいと思います。

次に、行革デジタル対策室の業務内容について再質問させていただきます。

先程の答弁では、行政事務の効率化や住民サービスの向上、ほかスマホ教室などを進めていくということでありました。行革デジタル化により、具体的にはどのような住民サービスを考えておられるのか。またスマホ教室においても、専門業者に委託せず、デジタル対策室の職員が行う予定にしているのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） 野崎議員のご質問にお答えさせていただきます。まず1点目のデジタル化による住民サービスについてのご質問ですけれども、現在、住民に直接関係があるものとしましては1つにオンライン申請を考えております。

現在、住民の方がですね、何か手続きをしようと思いますと、役場に来て、申請書を書いてもらっておりますが、これがいつでもどこでも、例えばスマホなどを使って手続きができるようになります。

令和4年度には国が示しております31の手続きについて、オンライン申請ができるようにする予定ですし、またそのほかの各種手続きにつきましても、オンライン申請ができるよう検討を進めてまいります。

また、スマホ教室についてですが、今のところ行革デジタル対策室で考えております事業では、専門業者にお願いするものになります。ただしこれは国の事業になりますので、特に委託料等が発生するものではございません。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） はい、わかりました。

次にですね、議員専用タブレットとしても配付してですね、議員に配付して、諸連絡、議会への資料等を送信し、閲覧できるようにしてはどうかとお尋ねをしたところ、本事業で導入するタブレットを議員への連絡用に使用することはできないとのことでありました。確認の意味でお尋ねをしますが、本事業の目的外使用によって使用できないのか、それともアプリ等のシステムの的なもので使用できないのか、お尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） 只今のご質問ですけれども、議員の皆さん方であっても町民でもあられますので、例えばスマホをお持ちでないという議員の方が

ほしいと言われた場合、タブレットをお配りすることは当然、できるものであります。

自宅にそれを置いておいて、役場からですね、連絡が行く分には、特に目的外とは言えないんですけれども、例えば、そのタブレットをこちらに、議場に持ってこられてですね、議会用に使われるとなると明らかに目的外使用となります。

あと、技術的な面で言いますと、一応住民の方にお配りする以上、専用端末として設定する予定でございますので、もしそういうお使い方をするとすると、議員の方だけそういう設定を変えるということが必要になってまいりますので、ちょっとそこは難しいところかなと思います。

あと1つは、この間ですね、全員協議会のときにデモンストレーションをさせていただきましたけれども、あのときにですね、10時だったと思いますけれども、突然、音になり始めました。あのままの設定でいきますと、議会中であってもあのようになり出しますので、やはり、別のものを用意したほうが安全かなというふうに思っております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） はい、わかりました。

せっかくのですね、新事業でシステム導入なのでですね、有効的な利用の仕方も、今後ですね、ぜひ考えていただきたいと思いますけれども、これ例えばなんですけれども、独居老人の、高齢者のですね、例えば安否確認、そういったものにですね、当然、登録されるときに、どここの家庭が1人で住んでいらっしゃる高齢者がいらっしゃるというのは当然わかると思いますので、そういった家庭向けに、例えば、朝夕での安否確認等の、役場からの何らかの、これ双方向型なので、そういったことにもですね、今後は使い方として、ぜひしていけばですね、いいんじゃないかという気がするんですけども、その辺の将来的なものとかはどうなんでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） 只今のご質問ですけれども、議員おっしゃるとおりですね、双方向型となっておりますので、こちらから一方的に配信するだけでなく、向こうから返事をするということは当然、できるようなシステムになっております。議員がおっしゃるように例えば高齢者の方の見守りとかっていうのも、そういう機能もつけることが可能なものを選定したいというふうに考えておりますので、対応はできるというふうに考えております。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 双方向型と言っておりますが、なかなかですね、役場職員の対応もすぐにはできないと思っておりますので、今、ご提案のあった、その安否確認をまず、双方向型のモデルとしてですね、この、機械設置ができましたら、まずそれだけ

をやってみて、それに慣れてからまた次の段階ということにしていきたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） ぜひそういったですね、有効な使い方を、早急に進めていただきたいと。

次に、現在、告知端末に併設して使用している無料電話についてですけども、これも新システムに移行することによりですね、使用できなくなりますとの答弁でありました。確かに移行するまでの2年間は使用できるでしょうが、これまで町を挙げて無料電話の推奨を行ってきて、わざわざ無料電話に対応できる機器まで、購入された方にとっては非常にですね、残念と憤りを感じておられる方もいらっしゃるのではないかと思います。

そこでですね、今後、先程答弁では代替手段がないか、模索研究されるということですけども、そのことについて、その無料電話については、どういうふうにお考えなのかもう一度お尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） 議員おっしゃるとおりですね、町のほうでは、過去にですね、無料電話を皆さん、設置しましょうみたいな感じで進めてきたところは、確かにございましたので、今さらという感がないわけではないんですけども、今後ですね、新しいシステムにおいてはもちろん議員がおっしゃったとおり、双方向型というのもありますけれども、今までのでは、音声のみしかお知らせすることができなかったし、また家にいないと聞こえない、停電のときにもまた聞こえないというようなそういう弱点もございましたので、その点を改善していくという点でですね、若干の、例えば無料電話が使えなくなるというような、ご不便をおかけいたしますけれども、それにつきましてもできるだけですね、今後、新しい技術がどんどん出てきておりますので、それにかわるような、何らかの手段があれば、それをできるだけ取り入れていけるように努めてまいりたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 今後、移行することによってですね、無料電話ができなくなることに對する、やっぱり町民への十分な説明とお詫び、これは、必ず移行する前にですね、今後は使えなくなりますということは、町民に早くお知らせして、お詫びじゃないですけども、ある程度の、納得していただけるような説明はすべきだと思いますので、その点をよろしくお願ひしたいと思ひます。

先程、このデジタル対策室が発足したことにより、どのようなメリットがありますかということでお尋ねをしました。今後は、国指導のもと、全国の自治体で、基幹電算システムの標準化、クラウド化も予定されている。今年度新たに情報の専門職員も採用し

たことから、電算システムの委託料が少しでも、節減できるよう、あらゆる努力をしていくという答弁をいただきました。これまでもですね、年間の電算システムの委託料が多額であるため、何とか削減はできないかと予算審査や決算審査の折に、各議員より質問が上がっておりました。

そこでお尋ねしますけれども、この電算システムに係る委託料は、年間の総額で幾らかかっているのかお尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） ご質問ですけれども、令和4年度の予算ベースということでお答えさせていただきます。ご質問のですね、委託料につきましては、一般会計とあと特別会計の介護、国保、水道のほうで予算を組んでおりまして、その総額は、4,663万円になります。ただこれは委託料だけになりますので、これ以外にも、システムを使う以上は使用料というのも発生いたしますので、そちらも一般会計、介護特別会計合わせまして、162万8,000円。それ以外に全国で共同でシステムを使うような場合は負担金というのが発生いたしますので、その負担金が一般会計で211万6,000円。それら合計いたしますと、令和4年度予算では、5,037万4,000円が総額になります。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 約5,000万円という、莫大なこの電算システムにかかっておりますので、今後ですね、このデジタル対策室の発足によってですね、この金額が少しでも減るように、ぜひ努力方をお願いしておきたいと思います。

そしてですね、この双方向型情報システムが導入されるわけですが、これまで町内で火災等が発生した場合は、屋外の防災無線と屋内告知端末によって緊急放送が流れておりました。この新システムに移行した場合、例えば、スマホやタブレットへの緊急連絡はどのような形で入ってくるのか、例えばこういった会議の場、当然、仕事をされてる場合に、先程言われましたように、大きな音とか出せないわけですから、その場合の緊急連絡的な周知はどのようになっているのか、お尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） 只今のご質問ですけれども、タブレットにつきましては、今の告知端末と同じような使い方ということになりますので、例えば自宅に置いておれば、火災のときには今と同じように、最大音量でですね、なり出すということになります。

一方でスマホにつきましては、放送が流れるということはありませんけれども、プッシュ通知といいまして画面上に、恐らく、音が出るようにしてれば着信音のようなものと、あとは画面上に、そういう表示が出るようにはなっております。そのためですね、

一応消防団の方には全員、この新しいシステムを導入した場合には、スマホをお持ちの方には全部入れていただいて、消防団の方はどこにいても、そういう情報が入るようというふうにはしたいというふうに考えております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） はい、わかりました。それと6月6日、つい先日なんですけれども、新聞報道によるとですね、総務省の推進により、火災や風水害などの災害情報を自治体がテレビ局の地上デジタル放送を使って住民に届ける取り組みが始まっているとして、事前にですね、自治体とテレビ局は協定を締結、自治体が出す火災や風水害に伴う避難指示などの情報を、地デジ放送を使って発信し、住民は音声や文字情報を自宅の専用端末やスマートフォン、屋外スピーカーで受信する。家庭用の地デジアンテナを使って受信可能で、警報発令や避難指示をランプの点滅で知らせたり、すぐに避難といった文字や映像を表示したりできる、実証実験の結果、停電や回線へのデータ集中が起きても、防災行政無線と同程度の機能を維持できることが確認されたとの記事が掲載されておりました。

今回、苓北町が取り組もうとしている事業とよく似ていますが、1つ違うのではないかと感じたのがですね。自治体とテレビ局が、協定を締結し、家庭用の地デジアンテナを使って、警報発令や避難指示をランプの点滅で知らせたり、すぐに避難といった文字や映像を表示できたり、できる点だと思いますが、今回の事業と同じものなのでしょうか。それとも今後、このようなシステムに移行していくのかをお尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） 6月6日の新聞報道の方に載っておりますものですが、あちらはですね現在、防災行政無線であるものを、テレビ局の電波を地上波のデジタル波を使いまして、各家庭に配信するというものになります。

今回、苓北町で導入いたしますものは、携帯電話の電波を使って各家庭に配信するものでして、事業としては別になるんですけれども、基本的な考え方といたしましては、今まで音声のみで、住民の皆さんに告知していたものを、スマホやタブレットを使うことによって個人の方に、できるだけ確実にお届けするという、そういう基本的な考え方の部分は同じものということになります。

苓北町においてはですね、防災行政無線が確かに今回、タブレットとかスマホに切替えたとしても、継続して残していく予定にはしておりますけれども、将来的にですね、いずれ更新とかという話が出てまいりますのでそのときには、こういった事業のことにつきましても、検討していく必要があるかとは思っております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 別物ということなんですけれども、せっかく、今後新しいもの

を導入するわけですから、国もこういうふうな新しい取り組みをされたということなので、逆に言えば、そういったもう、例えば、テレビ局との提携ができるのであれば、それこそ最新の取り組みになると思うんですけども、そっちは後回しってということですか。要するにその、そういうことができるようになれば、うちもやりますよってということなんですけど、もう国がやっているんだから、どうせならばもうこっちのほうに移行したほうが、早いんじゃないかという気はするんですけど、その辺どうなんですか。

○議長（錦戸俊春君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） 今回のですね、苓北町で導入いたします事業そのものはですね、もう国のデジタル田園都市国家構想の推進交付金の方を使って、交付決定を受けておりますので、この事業自体は実施するように進めさせていただいております。野崎議員がおっしゃいます、このテレビのですね、電波を使ってするもの自体はですね、確かに、今始まったばかりのものでして、あと、国からの補助金等がどうなってくるかっていうのがまだ全然わからない状況です。やっと実証実験が終わった部分ですので、恐らく今後、その辺りも示されてくるかと思っておりますので、その際には、検討の1つとしてさせていただきたいと思えます。

特に先程申しましたとおり、防災行政無線、いずれはまた老朽化が進んでまいりまして、新聞記事でもですね、人口10万人規模のところでは13億円、その更新費用がかかるというふうな形で、紹介されておりましたので、さすがに、それだけのお金を出すのは、うちの町ではきついものがありますので、十分検討させていただきたいと思えます。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） わかりました。この新事業ももう予算、国からの予算が、当然降りてきている、承諾されているわけでしょうから、ぜひ、今回の新システムで頑張って、そして、苓北町住民のですね、サービスの充実と、先程言いました年間の電算システムの委託料、これの大幅な削減ができればいいんじゃないかというふうに思っておりますので、大いに期待しておりますので、今後、頑張ってくださいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（錦戸俊春君） これで、野崎幸洋君の一般質問を終わります。

次に、通告7番、松本良人君。

ここで一般質問に係る参考資料の配付願いがありました。著作権法など、法令に違反する頒布物、参考資料でないことを確認いたしました。議長として許可するとともに、配布いたします。なお、議会は言論の府であり、言葉で説明すべきと考えます。当議員におかれましては、論理的にわかりやすい言葉での説明を十分配慮して発言されますよう申し添えます。一般質問をお願いします。

○5番（松本良人君） おはようございます。通告7番、5番議員、松本良人です。

通告に基づき、質問をいたします。

最初に、町道での事故発生に伴う町長としての管理責任についてお尋ねをいたします。

先の3月議会において、上津深江地区内において、町道側溝蓋の跳ね上がりによる車両破損事故の発生による損害賠償額の報告がありました。報告によると、自動車のその部分が破損したということで、幸い、人身事故に至らなかったということでした。この事故発生現場は、三差路でかなり勾配があるところで、自動車の底には、ブレーキ関係のケーブル等重要な機器が取付けられており、ひとつ間違えると生命、身体にかかる大きな事故になりかねないものであったと推測します。

これまで一般質問、委員会等において、町道はじめとした町管理施設の事故防止と、危険箇所の表示等について、ことある毎にその必要性と管理責任を述べ、その対策を要求してまいりました。

しかしながら、ほとんど聞き入れられず、現在に至っております。

これまで、職員の不祥事に伴う謝罪が度々行われ、町長、副町長の給料、一部カット等の処置も取られてきましたが、今回の事故は、行政の長の自らの管理の怠慢に伴うものであり、職員のミスによるものとは言い難い。今回の事故発生の責任をどのようにお考えかお尋ねをします。

また、町内の至るところに、危険箇所は存在し、手つかずのままのところではありますが、この実態をどのように捉えられているか。併せて今後の対応についてお尋ねをします。

2番目でございます。富岡～下田間産交バス路線廃止後のこれまでの対応不足と今後の計画についてお尋ねをします。

このことについても、議会一般質問はもとより、本会議、委員会等において必要性を主張してきました。昨年、後半から、1台増車され、2台となり、本年度から本格的な運行で、大いに期待していたところでございますが、全くの期待外れのございます。福祉バスの名目であるが、温泉バスとささやかれている中にその形態は激化し、温泉の休館日に合わせ、町民の足となる路線バスが運休されている現状等は実に納得しがたいものです。

これまで、小中学校のスクールバスを有効に活用し、運行計画に利便性を増すことができないかと、ことある毎にお願いをしてきました。しかしながら、一部、前日に電話予約をし、乗車ができるということですが、その程度の進展であり、現実には程遠いやり方です。

原油生産国の生産調整やロシアのウクライナ侵攻、円安等により、原油の価格は高騰し、国費の上乗せによる燃料の高騰が抑えられている状況の中、効率、利便性を考

慮した運行計画のあり方が求められる。

また、地球温暖化に伴うCO₂削減は、全世界が最も重要視している問題です。スクールバスの有効活用による運行計画は、今後大いに活用を検討しなければなりません。

このことから、都呂々方面の中学校及び都呂々小学校のスクールバスによる運行計画を、私なりに作成をしました。通学と併用して、富岡～下田間往復8便、それに準じた都呂々～木場方面往復10便が運行でき、また、最終便の調整によりそれぞれ増便もできるようです。今回、議長のご配慮により、中学校及び都呂々小学校のスクールバスにより、通学用として、富岡～下田間、都呂々、木場方面の運行を併用した表を配布いたしました。ご覧いただきたいと思います。ほかにも、坂瀬川方面スクールバス、町営バス2台、計3台がありますので、町費削減のためにも運行計画の見直しを大いに進めるべきではないでしょうか。

今後は、高齢者の事故防止の観点から、運転免許返納がさらに加速すると思われる中、利便性のある路線バスの運行が大いに求められます。また、平成27年、富岡～下田間のバス路線廃止に伴い、町営バスの運行になったと聞いていますが、崎津集落の世界遺産登録と富岡城との観光振興の上でも、バス路線の充実は欠かすことのできない重要な施策であり、富岡～長崎間の高速船の利用拡大にも大きく関係するものと思われます。

今後の対応についてお尋ねをします。

3番目でございます。通ってよかば～い通いの場についてお尋ねをします。

このパンフレットです。多分、町民の皆様には全戸配布してあると思いますけれども、先に、通ってよかば～い通いの場、くまモンが主人公になって呼びかけているパンフレットが各戸に配布されました。

その表紙に「通いの場って、なに」、これに近所の高齢者の皆さん同士で公民館などに集まり、体操や口の運動、趣味活動やレクリエーションなど様々な活動を定期的に行う場所です。二つ目に、「通い場って、どこにあるの」ということで、市町村の公民館など、様々な場所で行われています。お近くでない場合は、新たに開設することもできますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。それから、「通いの場って、何かいいことあるの」ということで、心と体の健康維持・向上につながります。参加者から、つまずきにくくなった、重いものが持てるようになった、はっきり話せるようになったなどの声が上がっています。と書かれています。

また、表紙の右下に、「市町村によっては、通いの場に対して様々な支援行っていますので、まずはお住まいの市町村にお問い合わせください」となっています。まず、このことについて、本町の支援の対応をお尋ねいたします。まず1つ目ですね。

2つ目でございます。このパンフレットによる通いの場は、「近所の高齢者の皆さん

同士で公民館などに集まり、体操や口の運動、趣味活動やレクリエーションなど様々な活動を定期的に行う場」であり、「市町村の公民館など様々な場所で行われています」となっています。本町の実施状況はどのようになっているか、お尋ねをします。

3番目でございます。通い通いの場合は、「心と体の健康維持・向上につながります。参加者からは、つまずきにくくなった、重いものが持てるようになった、はっきり話せるようになったなどの声が上がっています」となっています。本町の実態と実績を教えてください。

4番目でございます。「通ってよかば〜い通いの場」の町民への周知はどのように行われているか、お尋ねをいたします。

大きなタイトルの4番目でございます。町道城下草場線交通事故防止対策についてお尋ねをします。町道城下草場線と温泉センターから、城下集落に通じる町道の四差路、消防分署前でございますけれども、交通事故が多発していると聞いておりますが、これまでの対応と今後の事故防止対策についてお尋ねをします。また、ここには、町道を挟んで天草消防署苓北分署が建設されることになっています。今後は建物が建てられることにより、見通しはますます悪くなり、これまで以上に事故が発生すると思われませんが、どのようなお考えをお持ちか、お尋ねをします。

最後の5つ目でございます。水田の保全と稲作農家の保護対策についてお尋ねをします。水田の保全は、治水の観点から、国土を守るためにダムの数倍の保水力があると言われ、この水田の確保こそ必要不可欠であり、このことについても再三お願いしてきましたが、休耕田が急速に目立つようになってきております。

本町において、水田の荒廃防止の対策はどのように行われているか、お尋ねをします。

近年の豪雨は予想以上の被害をもたらし、我々を苦しめています。水田の保全に欠かすことができないのが稲作です。しかしながら、コロナ禍の中で、先に掲げたとおりウクライナの問題等が山積し、生産資材の高騰、反面、米価下落による水稻の作付けは年々減少傾向にあります。豪雨による災害を食い止めるためには、国土の保全に一役買っている山間部の水田の放棄を防止する必要があります。

稲作についてはこれまでも、採算すれすれの生産ラインではありますが、農家の方々は、国道を守るという一心で、農地、水田ですが、守り続けてきているのが現実でございます。

しかしながら、燃料、肥料、農薬、機材の修繕料、消耗品、流通経費等取り上げるときりはありませんが、軒並みに物価の上昇でございます。

コロナ禍の中、様々な保護的な予算が計上され、給付金、支援金等数々の救済措置がとられておりますが、小規模農家に対する措置はありません。稲作農家に対する何らかの支援が必要と思われます。町としての今後の対応をお尋ねいたします。

以上、ご質問をいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の松本議員のご質問に答えさせていただきます。

令和4年3月議会において報告を申し上げました、令和3年12月7日に発生しました、上津深江地区の町道萩の平線と町道椎葉線交差点において、側溝蓋の跳ね上がりにより、軽トラックの下部にあるウォーターポンプが損傷し、冷却水が漏れ、走行不能となった破損事故の責任につきましては、事故現場を確認し、側溝に段差を生じていたことが原因であったことから、管理に瑕疵がありましたので、損害賠償金による補償を、これは保険で行っております。

事故により損害を受けられた被害者の方には、町の対応にご理解をいただきましたので、責任を果たしたものと考えておりますが、

今後、このようなことがないように、現在は週1回の危険箇所調査を行い、道路パトロールを強化しながら、危険箇所の早期把握と改善に努めていることではありますが、さらに細心の注意をもって、こういった事故が起こらないような道路になるような対応をしていかなければならないと考えます。

また、課題といたしましては、経年劣化による道路の老朽化への対応、激甚化する災害への対応による業務量の増加、道路の整備及び維持管理に従事する建設就業者の担い手不足、地域の高齢化による道路周辺の山林、農地等の荒廃化など、維持管理を取り巻く状況は大きく変化しております。

さらに、地域の人口減少によるマンパワー不足、そして気づきの場も少なくなっていますことから、全国の道路管理の新技术や好事例を参考にしながら、各行政区に協力をいただいている道路愛護作業制度の拡大も研究しながら、町道の維持管理の問題解決に向けて努力をしておりますが、これは特に、先程申し上げましたように、常に、道路の状況等をしっかりと見定めた中で、対応をやっていくような細心の注意が必要であると。そして、道路を都度、都度、回りながら、損傷したところを、いち早く探していく、これが大事だと思います。私の責任につきましては、こういう作業ですね、職員がしっかりやっていくように指導をしていくことが、私の責任と感じているところでございます。

次に、2点目の富岡～下田間産交バス路線廃止後のこれまでの対応不足と今後の計画についてであります。

苓北町巡回バスは、令和3年10月に2台での運行を開始し、地域住民の生活及び福祉向上を図るための移動手段として、その役割を果たしているものと考えております。

なお、長引くコロナ禍で利用の低迷が続いておりますが、本年4月には改めて、巡回バスの運行表を各戸に配布させていただき、先の区長・分館長会議の折には、巡回バス

利用のお願いと併せて、区民の皆様方からの運行ルート・時刻等へのご意見の聴取をお願いしたところであります。

引き続き、スクールバスの活用を含め、苓北町在宅高齢者等移送サービス事業や、民間の移動販売事業の状況も、精査のうえ、改めて、苓北町巡回バスの運行目的である地域住民の生活及び福祉向上を図るための移動手段としての役割を果たせるように、その充実を図ってまいるように努めてまいります。

次に、3点目の、通ってよかば〜い、通いの場についてであります。

苓北町の支援の対応につきましては、体操の指導、レクリエーションの提供、パズルを使ったトレーニング等を行っております。苓北町の実施状況でございますが、町内27箇所で計画しておりますが、現在では、新型コロナウイルス感染症予防のために、うち11箇所が休止をしている状況でございます。残りの16箇所では、月に1回から2回のペースで実施をしております。実績等につきましては、年に2回体力テストを実施しており、現状の体力を把握する役割や、仲間・居場所をつくることにより、閉じこもりを防ぐ役割を果たしております。

周知につきましては、看護師が訪問した際に、通いの場を紹介しておりますし、地域の民生委員を通じて参加を呼びかけておりますが、まだこれでは足りないと考えておりますので、今年の5月からは、町広報紙にも随時紹介していくようにいたしますし、なるべく多くの方に認識をしていただけるように、ほかの広報のやり方を研究してまいりたいと思っております。

次に、4点目の町道城下草場線交通事故防止の対策についてであります。天草消防組合苓北分署が建設されることにより、見通しがますます悪くなり、交通事故が発生するのではないかと。についてのお尋ねであります。令和4年度予算審査特別委員会でも説明いたしましたが、今年度、町において、敷地造成工事を施工いたします。その中で、入り口側のフェンス撤去、現在の敷地内の改良、花壇の撤去や周辺樹木の伐採、道路標識の移設等で、現在より入り口側の道路幅が広くなり、見通しはよくなると考えております。交通安全に関しましては、事前に、交差点の形状や道路標識の位置等を含め、警察と十分に協議を行いながら、交通安全対策に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、5点目の水田の保全と、稲作農家の保護対策についてであります。現在、山間部の農地に対し、中山間地域等直接支払い交付金制度を活用し、農業生産活動の継続、多面的機能の確保を目指しております。これらに加えて、担い手の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加といった、人と農地の問題を解決することを目的に、各地域に、農業者及び農地所有者などによる話し合い活動を進めております。その中で、5年後、10年後、地域の農地を誰になってもらうのか、担い手がいらない場合どうするのかなど集落ごとの将来方針を決めていただいくこととしており、今後、全庁的にこの人農地プ

ランを策定し、それぞれの地域の将来方針に基づき、国の各種補助事業も活用しながら、山間部の稲作農家、小規模農家も含め、町としまして、必要な支援策を検討してまいります。

このことについては、今、食糧不足が、もっと大きな課題になっております。このことを解消するためにも、やはり、水田をしっかり守った中での稲作の充実が考えられます。ただし、今申し上げましたように、後継者不足等ですね、荒廃地が増えていっておるのは事実であります。

しかし、この水田の多面的な活用、ご指摘がありました保水能力というのは、これは、水田の持つ大きな多面的な活用方法だと考えておりますので、今申し上げましたように、なるべく水田が減らないように、しかし、後継者がいなくなったあと、どういうふうな活用の仕方をするか。これも、解決をしていかなければなりません。非常に難しい問題であります、避けては通れない問題として、真正面から、担当とも一緒になって頑張っていきたいと考えております。

以上で、松本議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） ここで質問の途中ですが、10時55分まで休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午前10時43分

再開 午前10時55分

—————○—————

○議長（錦戸俊春君） 本会議を再開します。

一般質問を続けます。松本良人君。

○5番（松本良人君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、町道の事故発生に伴う町長の管理責任でございますけれども、今回についての経過報告、対応については聞いておりません。ここで報告がございましたので。

この今回の事故発生の責任について、管理者として、町長として、どのように考えているか。先程、ちょっとだけ、私は指示をしておりませんとか何かおっしゃいましたが、これ人身事故があったらどうなるのでしょうか。飲酒運転の場合は、第三者が起こしたので、ですね、それはもうしよんなかやっかということです。これは自分ですね、管理を怠ったと一緒ですよ。今、町内にいっぱいありますよ。そこら辺、心からすっとなら。部下のしたことは、俺のしたことだと。俺がしたこと事故があったら、俺はそれなりの責任を持つぞと。どっかの首長が申されておりましたけれども、私の責任でということと言われておりましたけれども、命令系統に不備があったなら、私の責任でも不備があったと。

今後はこういうことに慎重に反省しながら、町民の方にも、私はこういうことで事故

を起こしましたと。今後はそういったことのないように頑張りますということを周知しなければいけないと思いますけれども、その点どうお考えですか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 今おっしゃったことはもう当然のことだと思います。これは、部下が起こしたことは私の責任であると。ただ私の責任をとるべきことについては、諸々の道路の問題等については、細心に細心を重ねた中で、しっかりと道路の状況を見ていく。そして、問題があるところは早く直していく。これの指導をしなければならない。そういうことに対して反省をしております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 私は、町管理施設は町道とか河川だけじゃないんですよ。相当ありますよ。道路とか河川じゃなくても、身近なところで庁舎玄関の透水性アスファルト。ここが壊れているのは、もう数年になりますよ。そこにコーンポストが立ててあって、ごまかされて、手つかずのままですよ。これについても申し上げましたよ。

裏の保健センターに行くところも割れておりましたけれど、そこも、今はコンクリートでこう盛り上げてありますけれど、あれじゃ補修にならんですよ。弱者の方が通られれば、ひっかかって倒れた時とか、大腿骨なんかば折られた場合は、誰が責任持つんですか。町の管理責任ですよ。町長は、裏から多分おいでになると思いますので、わからないと思いますけど、玄関の透水性のアスファルトがデコボコなって、1番引っ込んだところはコーンポスト、三角柱を立てて時間が経過している。ご存じですか。この前台風のときに、飛んどって、誰も立てとらんやっかって、私持ってきて立てましたよ。

役場の庁舎の玄関の前しゃがですたい、指示はしてなかったですか。私の指示不足と言う。それから先程、町長は週1回、危険箇所を調査すると言う。この前大雨が降りました。そのずっと前に、農道に大きな石がある。転がった石が落ちてきたままなんです。させますということでございましたけれども、なっとらんとですよ。そういうことをです、どがんですか。町長。玄関、ご存じなかったですか。もう1回、町長お尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 私は存じ上げておりませんでした、報告をしてほしかったなと思います。すぐに、ここの玄関ですから、直すべきところではあると思っております。先程も申し上げましたように、細心に細心を、注意の中で、しっかり見届けて、そして修理すべきところは早く修理していく。そういうことを、改めて、それぞれの担当に指示をしたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 先程ですね、町道の維持管理については、道路愛護作業制度

などを研究しながら、町道の維持管理の課題に向けて努力していくという回答がございました。ただ、先程申し上げましたとおり町管理の施設は、町道だけではございません。河川、漁港、港湾、農道、観光施設、教育施設、数を挙げれば、キリがありませんので、町民が安心して暮らせるように、危険箇所の掘り起こしと安全対策に努められるようにお願いをします。

続いて、富岡～下田間産交バス路線の廃止の関係でございますけれども、これまで私はこの件についてはずっと質問をしてまいりました。前回の質問の中で、1台増やしたらどうなるのかということで、大丈夫かということで申し上げましたけど、その路線で大丈夫かと申し上げましたけれども、その質問の中で新しい実績を見ながら、対応していくということでございますので、新しい体制に伴う実績について、1年間のですね、今までのを教えてください。

路線バス等の実績、それから温泉に何人降りられたか、それからあわせて、1人当たりの原価計算も多分してあると思いますので、もう1年経過しとるからですね。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 巡回バスの利用の実績でございますけども、昨年度、上半期は1台の運行でございました。1台での運行がですね、昨年の上半期の実績がですね…。

○5番（松本良人君） 2台になってから。

○企画政策課長（宮崎良成君） 2台になってからは、2,193人です。

○5番（松本良人君） 1年間ですか。

○企画政策課長（宮崎良成君） 半年です。

すいません、温泉バスですね、利用者については、すぐにちょっと即答できません。それから、経費についてはですね、まだ決算をここまで詳細に計算しておりませんので、この場で回答できません。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 新しい体制になってからは、集計してないということです。

そうせろば1カ月分ぐらいを出してから12を掛けてみてください。例えば、4月、5月分のはあるはずですね。日報が来るはずでしょうから。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 経費の資料が手元にございませんで、回答できません。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 回答がほしかつですよ。それなら休憩してから資料いただいて。いいですか。議長お願いします。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 費用についてはですね、準備をいたします。しばらくお待ちください。

○議長（錦戸俊春君） 進めていいですか。ほかの質問を。松本良人君。

○5番（松本良人君） 町営バス運行についてですね、週休2日制でありますね。路線バス運休、休みがあります。それから、大雨や台風等の予告により、また休むときがあります。避難警告があつたり、避難指示があつた場合、町のせっかくのバスが休みですよ。避難ができない方、足がない方、それに合わせて路線バスがない場合はどのようなことをすべきか、担当者にお尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 大雨時等の交通対策でございますけども、この巡回バスっていうのは、地域住民の生活及び福祉の向上を図るためを目的として運行しております。その運行規程の中にですね、巡回バスの運行、運休について定めてございます。その中にですね、天候等の事情により、運行することが危険であると判断される場合は、休止、また、運行を中止することができると定めてございます。

運転手の安全を確保する観点からですね、そういう状況に応じて、運休はやむを得ないものだと考えております。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） すばらしい運休規定だと思いますけれども、これ誰が決めたんですか。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） これは町としてですね、この巡回バスを運行するに当たって定めておる規則でございます。

○5番（松本良人君） 誰が決めたかって聞きよると。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 町で決めております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 私は避難警告があつた場合は、避難できない弱者は、路線バスがない場合は誰がどがんするのかということを尋ねましたけれども。避難せろ、避難せろっておめくとしてしょうね。企画に対応してもらわんちゃよかですよ。担当課がやっていただければ。大変ですよ。近所の方に、路線バスが、あるいは町の町営バスが運行せんとにですよ。隣の方から、危なかばってん、町のバスが運行せんけん連れて行ってくれなって言いきりますか。お尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） 只今の避難の関係ですけれども、避難対策が難しい困難な方、要配慮者、こういった方々につきましては、事前にですね、要配慮者名簿によりまして、避難が必要な方の支援が必要な体制、そういうときが発生した場合は、どなたかに支援をしていただくということをきちんと決めております。その方個別、個別にですね、そういう配慮者名簿を作っておりますので、それによって対応しているところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） それが十分動きよると思いますか。副町長、改めてお尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） これにつきましては毎年、地元の区長さん、それから民生委員さんとそれぞれ協議をしながら、要配慮者の方の状況に応じて、毎年更新をしておりますので十分機能していると考えております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） このことについて余り質問したくなかったですけれども。時間の関係で。えらいことを言われたから。

もう何年前にですね、これがつくられたとき、兄弟さんでしとってですね、弟が兄貴に頼んでですよ。兄貴さんはもう認知にかかりかけとらしてです。そういった作り方があったんですよ。うちの集落ですけれども。大丈夫かって聞いた経緯があります。こういったことをですね、形だけつくったっちゃ、何もならんとですよ。この町の福祉バスが運行してですね、避難をしてくださいというような時に、私、産交バスに電話したんですよ。参考バスは運行しよっですか。ああ、参考バスは運行しよっです。止まったところはなかですということです。一緒でしょ。路線バスだから。今の形態はこういうことで、2日制はどうですか。週休2日制は。要するにバスっていうのは、足がなかから、利用するわけでしょ。これ休んどったっちゃ何もならんでしょもん。2台もあって。交代でもよかですよ。お尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 週休2日で休んでいる実態はございません。月に2回ですね、休みはございますけれども、そこはですね、こちらである程度、月の運行計画、一週間の運行計画を立てた中で、それに基づいてですね、運転手を募集している状況がございます。その中でですね、3名雇用しておりますけれども、年間の勤務の状況等を含めてですね、今の運行計画となっております。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 運転手にですね、時間差あたりを付けて運行したらですね、

1人ずつ休まれる。そういったことは考えたことはございませんか。もうちょっとですね、頭を使った運行計画を立てていただきたい。路線バスなんか休日はないんですから。山手線が休んでみんですか。週休2日制にして。東京、大混乱すっですよ。それから、今ですね、同時に2台のバスが並行して走っている。この体制について、どのようにお考えか。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 2台のバスが同じ時刻に、例えば木場に上ることがある、坂瀬川方面に行くことはございますけども、この件についてはですね、以前から、前課長も回答しておりますとおり、その後の運行ルートが違いますので、それは、運行ルート上、支障がないものだと考えております。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 運行ルートが少し違うということは私も重々知っております。その現状とですね、先程C O 2の問題等もございましたけれども、利用形態です。そこら辺はもう1回、その言葉だけではいかんとですよ。この小さな町で実情に合わせていただきたい。金もなかつてしょ、苓北町には。財源難でしょう。やっぱり町民の方々もそこまでは歩いて行ってよかよと言われる方がおらっですよ。そこら辺もう1回。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 運行ルート、それから時間等の決め方につきましてはですね、先程町長からも答弁がありましたとおり、それについては地域の方、区長様を通じてですね、いろいろなご意見をいただきながらですね、随時、改善を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 前ですね、なぜこうやっとかと、お一人の方から依頼があったのでそこまで回しますということです。私はこういうことはですね、上から眺めた、町内を眺めた上でじっくり考えてですよ。もう少しですね、実のあるやり方をせんば。ほんなら全戸に回してくださいちゅうたら、全戸回しますか。回さんでしょ。そして2台も3台も回さんばでしょう。これ5台、10台になっですよ。町民の方々は辛抱する道ちゃ知っとうですよ。町がそこら辺をちゃんと納得させるような話術をもってですよ。今の財政状況、地域の状況等に合わせたやっぱダイヤの組み方ですよ。同じところ、うちあたりに2台来っですよ。坂瀬川に、ここから出ていくとも2台ですよ。帰ってくるときも2台でしょう。ちょこっと違うだけでしょ。そこら辺を遠くからおいでの方は、役場に電話してください。役場の庁用車で向かい行ってそこまで送りますと言うような体制にせろば、何も何台も行かんちゃよかつですよ。そういったことで上手にやってる町村があつですよ。以上です。そこら辺、ようっと、町長考えてみてください。それ

から、運転免許返納に伴う、高齢者の返納に伴う対策ですが、それはどのようにお考えですかね。それにかわる体制がこの利便性の問題だと思うのですが、それは考えたことございますか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（福田誠一君） 巡回バスの件がございまして、町のほうでも福祉の移送サービス、先程町長の答弁にありました、移動販売ですね、等、町の中で、引き続き進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） ようわからんやったばってん。いや、やはり利便性を、今後。このことをですね、考慮に入れて、やはり利便性、便数ですね、ぜひ、整えてください。

私、この前ですね、運転講習に行ってきました。うちはおかげでバスに乗るごてなつたばってん、免許証返すごてなかけんか、講習は受けが来ましたという、私と同じぐらいの年代の方が、もう危なかもんない。ということで話をして、まだ元気かっですばってんというようなことですね、来ておりましたけれども、やはり、ここでは、体が悪かばってん、利便性が悪かから、免許証返納しきらんという方が大半ですよ、苓北町では。逆ですよ。天草市の方でしたけれども、天草市と逆ですよ。福祉の町づくりでしょう。頑張ってください。それから、JAバスと、病院の送迎バスに、ほとんど何回なつとというか、JAバスが行ってくるいけんよとか。話し合いましょうとか、路線バスが入らん、そうじゃなかでしょう。路線バスがどうしても行けんけん、ごめんばってん、どがんかしてくれんかなって。全部今、バスは、JAバスと病院バスに頼とととでしょう。そこら辺どがん思われますか。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） JAなり、病院なり、それぞれですね、バス運行されておりますけれども、全ての方が、そういうところを利用されるわけではございませんし、特に大型のバスについてはですね、行けない部分もありますので、そういった部分をですね、この巡回バスでカバーできればと考えております。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 言い方悪かですけども、これはどなたかこの内でも一緒に話を聞かれた方がおいでだと思うんです。隣にある、ある人に頼んだら、本渡まで1万円かかったと。乗せていってくれろって、払ろた。お年寄りがですよ。そういうのが現実ですよ。私、たまたま聞き合わせたもんですから、1万いくらじゃろ払ろたって言わった。そういった現状ですよ。ここから、都呂々からですね、仮に志岐までのバスの利便性がよければ、バスで行かっですよ。全く利便性が。1万、1万やったところがそんままとったもんないって、そういったことが横行しととですよ。そこら辺どう思わ

れますか。まさに福祉バスの弱体のところが1番、管理だけの、格好だけのバスでしょ。私、これについて再度申し上げますけれども、今私はこれに、バスの表をつくりました。これはですね、小学校、中学校のスクールバスです。スクールバスのみです。そして、富岡港から下田まで、そして、都呂々から、木場まで、その場所をつくっております。これは、そして、中学校・小学校の、登校、下校に合わせてつくっております。できます。油代もそう要らんとですよ。志岐から都呂々まできよっとですけんね。連れに来て、また戻って行って、また帰ってきよるです。それを利用しただけです。

町長さん、燃料代もあんまりかからんと思う。町で運営せろば、人件費は要らんから、全く一緒だと思いますけど、今どういう形態か、契約方法しとるかわかりませんが、これ見てください。今まで教育委員会に相当申し上げてきましたけれども。これが作りきつとか、作りきらんか、わからなかったから、私作ってきました。一晩か、二晩くらいで作ったんですけど、見てみて、検討してみてください。

ぜひですね、町営バスはですね、スクールバスの活用、合わせた活用の問題があつとですよ。やっぱり高齢化社会、脱炭素、観光振興、車を持たない運転免許証を持たない人の対策などを考慮した町づくりのために、路線バス、コミュニティーバスはあると思うとですけども、再度見直して豊かな町づくりを作っていただきたい。

それから3番目、通ってよかば〜い通いの場ということでございます。通いの場が近所の高齢者の皆さん同士で公民館ということでございますけど、公民館は開放されておりますか。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 利用計画が上がった際に、主に行政区の公民館であります、申請をして借用をしております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） なかなか公民館は開放されておらないのが現実だと思います。それから27箇所で開催されておることですが、実施状況が月1回から2回ということですね。これが1、2回で効果があるのかどうか。今回、年2回の体力テストの結果を教えてください。それから、筋トレとか、そういったやつはですね、筋肉は3日休むと元に戻ると言われておるわけです。それに月に1回か2回ぐらいのそういったことでできるかどうか。答弁を聞いた限りはですね、全く形だけのものにすぎない。くまモンのパンフレットのように掲げたような通いの場は、通ってよかば〜い、まさにそのとおりですけども、苓北町は、形だけじゃないですか。形だけ。月に1回じゃろ、2回じゃろしとったっちゃ、本当にお年寄りのためにはならんとですよ。1週間、せめて1週間に1回。私はそう思います。それから、水田の、農家の関係ですけども、先程町長さんおっしゃいました、米は余っとなじやもんない。ですね。ただ、米は余って、

価格が安かったですよ。それで、米農家は相当困つとります。もう止むって言いよります。そこで、ぜひですね、このコロナ対策の補助金なんかもあろう、そこら辺を十分につけて、できれば今年度ぐらいからでもですね、対応していただきたいと思っております。

一応やめますけど、そちらを聞いてから。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 最初にありました、巡回バスのですよね、半年間の経費ですけども、544万4,000円でございます。以上です。

○5番（松本良人君） 全部でですか。温泉バスには。

○企画政策課長（宮崎良成君） これ巡回バスの経費でございます。

○5番（松本良人君） 温泉に行くのでしょ。バスは。

○企画政策課長（宮崎良成君） 巡回バス運行に係る費用です。はい、それは温泉に行く分も含めてですね。

○5番（松本良人君） 実績が、5,400人。

○企画政策課長（宮崎良成君） 今のは金額です。金額です。金額をお示ししてくれろと。

○議長（錦戸俊春君） 時間です。後でまたよく答弁をしてください。これで松本良人君の一般……。いやもう時間が来ましたので。

○5番（松本良人君） このなからんば、次のあれができんやったんですよ。

○議長（錦戸俊春君） 発言時間が過ぎましたので、これで松本良人君の一般質問を終わります。

○5番（松本良人君） 私は、これの実績が出てから、質問をしようと思っと思ったですよ。一分か二分しかかかりませんので、これに対する質問……。

○議長（錦戸俊春君） 会議規則に決められていますので、もう時間が経過いたしましたので、これで終わります。次、通告8番……。

○5番（松本良人君） ちょっと待ってください。意見です。そしたら、執行部が都合が悪くなったとき、資料はありませんのでちょっと待ってください。その次の質問がされんとですよ、それが今のこの議会民主主義の根本ですか。そうすれば、いつでもこれわかりません。わかりません。調査します。おかしかじやなかですか。

○議長（錦戸俊春君） お尋ねされた件については、今、企画政策課長が答弁をされました。そして、松本良人君の一般質問は時間30分経過いたしました。一般質問は終わります。

○5番（松本良人君） 普通ならばですよ。休憩取っていただいて、出てきてから続きばしてもらう。

○議長（錦戸俊春君） 休憩をとっても30分で同じです。休憩等をしても、制限時間

はあくまでも30分です。それだけです。

○5番（松本良人君） ほかんとば、止めっとですから、私は。そのつもりでつくってきとっとですから。

○議長（錦戸俊春君） 以上です。これで松本良人君の一般質問を終わります。

次、通告8番、野田謙二君。

○2番（野田謙二君） お世話になります。通告8番、2番議員、野田謙二でございます。今回は、町長及び教育長に質問をさせていただきます。

それぞれの権限及び責任の区分が私には不明確ですので、それぞれの責任の範囲内でお答えをいただければ幸いです。

さて、私の今回の一般質問ですが、前々回の議会定例会では廣田議員が一般質問をし、前回の定例会では執行部から予算提出がされましたが、議会から否決された温泉プール改修についての一般質問をさせていただきます。

さて、一度は否定された温泉プールの改修事業ですが、3月定例会の開催中でありましたが、現場の被害状況を全ての議員が目にし、現状ではあくまで一般論としてですが、改修が必要であるという認識は全ての議員にあると思っています。ただ、運営会社への役場からの赤字の補てんであったり、また、役場の執行部からの議員への説明不足であったりが問題点となり、前回の議会定例会では否決という結果を招いているのではないかと認識をしています。

そういう状況ではありますが、私の結論は改修すべきであると思っています。

ここで突然ですが、実を申しますと私は高校時代に水泳部に属しておりました。

また、私が小学校3年生のときに、当時通っていた木場小学校にプールが開設され、これが苓北町の第一号プールであったと記憶しております。つまりここにいる議員の皆様は私より、同学年かそれ以上の年齢であり、プールの利用経験が少ないのではないかと思います。

ただ、それだけの個人的な思考で、また私が、水泳が好きということだけで賛成しているわけではないつもりでおります。そのつもりですが、それでも思いが出すぎているかもしれません。気をつけて聞いておいてください。

まず、高齢の皆さんの健康づくりやストレス解消に利用されているというのは、自治体としてのプールの利用として間違っていることではないと確信しています。

町長には、苓北町温泉プールの存在価値をどのように評価されているのかをお尋ねいたします。

また、先にも述べましたが、反対された議員の皆様たちは、学校でのプールの利用経験が少なく、同時に、水泳という授業課題についての認識も少ないのではないのかと心配をしております。

今年度から、苓北中学校と都呂々小学校、坂瀬川小学校の3校が水泳の授業を行う計画と聞いております。

教育長には、文科省から出されているであろう「学校単位で行う授業としての水泳」という課題の、各学年での必要授業時間数から述べていただき、同時に各学年で違うであろうその目的や目標もお伺いします。

今の時代、全国各地の小学校中学校にはプールがあるのが大前提になっていると思います。中には、過疎地であったり、離島であったり、プールがない学校もありうるでしょう。しかし、今の30歳以下の日本国民で全く泳げないという人はほとんどいないらしいのです。アメリカやヨーロッパの先進国でも、泳げない人はそれなりにいるらしいので、日本の学校教育のおかげらしいです。

私は、その学校でのプールでの水泳の授業に、温泉プールの利用を行うというのは、画期的であるとさえ思っております。

苓北町内の各学校にプールはございますが、その連続した維持管理には、児童・生徒数にかかわらず、同じだけ維持費がかかるということです。それを一カ所の温泉プールの改修だけで済むのであれば、各学校のプール改修の費用が浮くということです。

苓北町にある小中学校は全て公立学校です。小中学校は義務教育ですから、赤字でも何でも維持するのが大前提です。その費用を結果的には国が出すとは言っても、財政の名目上は、維持管理する苓北町の負担になります。つまり、町の赤字が増えるということです。しかも3校分です。あとの2校はいつまでもつのかわかりません。仮に他の2校のプールに補修が必要な事態になっても、授業のタイミングも、夏にこだわる必要がないのです。一年の空いた時間で可能だと思います。

さて、加えて、運営会社への町からの赤字補てんの件ですが、実際に、現在の利用者の声を伺うと、「改修はぜひやってほしい」とのことでした。たまたま私が伺った方々の声だけかもしれませんが、プールを利用されている方々には、プールの存続は絶対ではないかと感じました。

ただ、だからと言って、それが「赤字でも絶対に存続」とはならないのも事実です。当然、運営会社には赤字にならないよう努力し続ける必要はあります。

しかし、町民の人口は減り続け、普通に考えれば、プールの会員数だけでは赤字を埋め尽くすような会員の増加は期待できないのが事実であろうと思います。そこでは、赤字でしようがないと、無意識に努力がおざなりになるのも人間だろうと思います。

そこで、町営スポーツとして、小中学生の希望者だけでも結構ですから、「競泳」を積極的に開設されてはいかがでしょうか。もちろん希望者がおられるなら、高校生でも成人でも構わないと思います。

あくまで私の認識ですが、事業で行われる「水泳」とタイムを競う「競泳」とは別物

と思っております。あくまで私の個人的な感想ですので、教育長にはその解説もお願いいたします。なにせ私の経験では、小学校時代は、体育の「水泳」の授業は生徒の希望で行われ、7月と9月第1週まで泳いでいた記憶がございます。中学時代は学校への関心がなく、授業がどのようなものだったのかさえ認識しておりません。よろしくお願いいたします。

さて、町営スポーツとしての競泳ですが、単純に言うと、競泳は持って生まれた才能がないと勝てないスポーツだと思っています。

日本では、かつてオリンピックで「水泳日本！」と言われたほどの人気スポーツです。一時は、世界で勝てなくなる時期もございましたが、北島康介選手のオリンピック2連覇以降は、再びテレビの視聴率も高くなっているようです。

話を戻します。私の息子は小学生のときに、福岡市のイトマンスイミングスクールで、週に一度のペースで6年間通っていました。それで高校生のときに天草高校の水泳部に入り、インターハイの県予選の予選落ちではありましたが、50メートル平泳ぎの記録で、私の高校時代よりも8秒も速いタイムでした。

先に「競泳は持って生まれた才能」と申しましたが、私の息子は私より才能はありませんでした。私は生まれて初めて泳ごうと思ったら泳げたので、泳げない人の気持ちがまるっきりわかりません。ところが、私の息子は泳げるまでに週1回で4週ほどかかりました。そこでは、イトマンスイミングスクールの教育方針もあり、一概に比較はできませんが、本人曰く、最初は苦労したようです。

ちなみに、私の水泳部入部のいきさつですが、高校2年生の時の体育の授業課題が平泳ぎだったのです。小学校以来の平泳ぎだったのですが、そのときの結果が、クラスで1番速く、同時に授業を受けた水泳部のキャプテンにスカウトされるといういきさつです。クラスで一番とは言ってもあくまで25メートルのタイムであり、スカウトした水泳部長とは仲が良かったこともありの入部でしかありません。3年生のときにインターハイの県予選に出場したのですが、25メートルまでは先頭争いをしたのですが、体力不足でいきなり全身の疲労に襲われ、急落することしかできませんでした。明らかな体力不足という結果です。

ちなみに私の息子ですが、週に1回、フォームの大切さを教わり続けていたようです。それを小学生のときに地道に続けたおかげで、水泳が好きになり、中学時代は、苓北の温泉プールにも行きましたが、むしろ知り合いが少ないのを幸いに、本渡のプールに時々通うほどでした。

つまり町を挙げての「競泳」という町営スポーツを実施しようというのは、希望者だけで結構ですので、小中学生を中心に、週に1回、1時間で結構ですので、フォームの講習を行っていただくというものです。

また、「競泳」は100分の1秒を争う競技ではありますので、学校の授業で行わない飛び込みやターンの練習もそれなりに必要かとは思いますが。それを年間を通して行えるのは大変有意義だと思っています。

私の高校時代は、実際に泳げるのはゴールデンウィーク以降で、6月にはインターハイ予選でしたから一年中を泳げるのは、今の時代では必要なことです。ただ、週に1回の講習でも、タイムを計れば、才能の有無は解ると思います。あとは個々人の判断で、それを毎日意識的に練習できるかどうかだけだと思っています。そこで、才能があると思った人は、ぜひ、全国大会を目指していただきたいと思っています。

現実として、特に、女子の「競泳」は、今を時めく池江璃花子選手が初めて日本一になったのは中学生のときです。過去には、バルセロナオリンピックの200メートル平泳ぎで金メダルをとった岩崎恭子選手は、当時中学2年生でした。中学生でも世界一になれるかもしれない競技が競泳ということです。

これはつまり、才能のある選手は、「フォームが美しければ速い」という単純な論理が成立するのではないかと思っています。しかし、才能だけで勝てないのも競泳です。

「才能の有無」を言っているわけですが、私は世界を目指せと言っているわけではありません。世界を目指せる才能が苓北町に埋まっているかもしれないと言っているだけです。ここで申し上げたいのは、あくまで「苓北町の子供たちの中から、競泳の才能のある人がいるかもしれないので探しましょう」ということです。

競泳の才能のある人を探そうというだけですが、苓北町としては、仮に国体やインターハイなど全国大会に出場するだけでも、新聞紙面に「苓北」の名前が載る可能性が出てきます。ましてや、決勝戦まで進めば、テレビ放送のテロップに「苓北」の文字が載る可能性もございます。

例えば、今年の全日本選手権女子平泳ぎ200メートル決勝のテレビ中継を見たのですが、8人の選手のうち、中学生が1人、高校生が3人という若さでした。つまり、全国中継で、本来なら数千万円の予算が必要なテレビの活動に、タダで放送される可能性が出るということになります。これが苓北中学校かもしれないし、天草拓心高校苓北マリン校舎かもしれません。高校生以上の年齢になると、優勝でもしないと「苓北」の文字は出ませんが、そういう苓北のアピール活動にはなるとしています。

実際に、それで苓北町温泉プールの名前が売れて、会員数も下田や高浜、二江や鬼池といった天草市の近隣地域から入会希望者が増えれば、むしろ新たに、現在よりも広いプールの増設の必要が出るのかもしれません。

以上を踏まえて、町民スポーツ車の「競泳」を開設するのはいかがでしょうか。

「競泳」という町民スポーツの開設だけでしたら、教育長なのかもしれませんが、これには苓北町の全国に対する広報という一面が目的として必然にあります。広報の意味で、町

長にもお話を伺いたいと思います。それぞれの立場でお願いいたします。

さて、続きまして、ここ2回の定例会では、執行部の提案予算が、結果として修正可決という展開になっております。

修正といっても、要は予算の削減であり、それはつまり、苓北町の経済を縮小させるということでもあります。

議会議員は、あくまで町民の中の代表です。その町民の代表の声として、町経済の意味の理解ができにくい縮小が続くのは、私はあってはならないのでは。とさえ感じております。

その原因の1つになっているのが、役場執行部からの議員に対する説明不足ではないかと思っている次第です。

苓北町経済の縮小は、計画の段階で、結果として必要以上の赤字が増えるとか、その手続き上に違法性があるとか、そうでなければ本来は不必要なはずです。それが2回も続くとは、各議員の政治的理念の違いからというものだけの修正可決とは感じられません。特に前回の3月定例会においては、議会開会中に全議員が温泉プールを訪問するという事態でした。

そういう状態を正当ではないと批判してもしょうがないし、議員、個々人の政治的判断があるので、尊重するしかない。それが議会です。

これは執行部の説明不足と捉えられても仕方ないのではないかと感じております。

役場執行部の皆様は、国会で言えば、各国務大臣であり、同時に官僚でもあるという難しいポジションだと思います。課長、室長というポジションにつくまで、どれだけ適切に仕事をこなしていたとしても、ここ議会では、様々な思想上の違いを前提とした意見が述べられます。それが良いか悪いか置いといて、役場だけの職務経験では、思いつきもしないような意見が出るかもしれないのが議会です。

実際に、それは全てを予測して、準備して、答えを用意しておくのは無理だとは思いますが、でも、できる限り用意して、準備しておくのは当たり前です。そのうえで、予想外の質問にも対応ができ、初めて、一人前となるのが、役場の執行部ではないでしょうか。

つまり、執行部で必須の能力は、職員が理解していた事実を、議員の価値観に対応して表す表現力です。言葉にすれば面倒くさいですが、どうすれば分かりやすいかを考える能力が必要ということです。

加えて、予算事案の対象を全ての議員が知っているという保証もないのです。これは、議会以前に、例えば全員協議会あたりで説明が必要だ、とかの事前準備が必要なのか、議会中の説明で大丈夫かなども十分に考えてもらいたいと思っております。

せめて、修正可決となるなら、各議員の政治的信念だけでの修正可決となりうるよう

な、議会、執行部であってほしいと願っています。

その結果としての苓北町の経済縮小なら、次の選挙で結果責任を取るのは議員だという健全な状態に戻るではないかと期待しています。

この議会執行部の説明不足について、町長はどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の野田議員のご質問に答えさせていただきます。

温泉プールの存在価値、その評価について、まずお尋ねがございました。

学校における水泳事業のことについては、私の答弁の後、教育長より答弁をいたします。

苓北町温泉プールは、町民の体力向上、健康及び福祉の増進を図るため、平成12年7月に社会体育施設整備費補助金7,913万2,000円の交付を受け、総事業費3億1,888万5,000円で建設をいたしました。

以来、町内外からの幼児から高齢者まで幅広い年代の皆様方に利用されており、利用者の皆様からは、「体力向上」、「健康維持」、「ストレス発散」等の声上がるなど、多くの町民の心身の健康維持、増進を図る上で重要な役割を果たしたと考えております。

質問に対しての答えであります。ただし、この件についてですね、もう委託事業者に任せっきり、こういう良い利点があるにもかかわらず、もうちょっとうち利用者を増やそうという意欲がないと、赤字の垂れ流しは私は賛成いたしません。で、この必要性は私は強く思っておりますが、少しでも赤字を減らそうという意欲が、委託事業者にもそれとあわせて、担当課あるいは職員でも含めて、赤字を縮小していくという気持ちがないと、なかなかこういう施設はですね、理解しない人はなかなか理解しにくいわけですよ。これはそれでも当然だと思います。理解してくれている人は、くれているかもしれませんが、実際、泳ぎに来てくれない人もその中でいらっしゃいます。そういう方たちにどう、このプールをですね、使っていただいて、それを使っただいた中で、その方が健康になり、十分な意欲の中で、社会生活を送っていただけると、そういう利点があるにもかかわらず、なかなか増えないのは、私も含めた勧誘の努力不足だと考えております。そういう状況でありますので、この後はですね、ぜひこの室内プールの利点をですね、ご理解いただきながら、我々もこの赤字を少しでも少なくするように、減らしながら、利用者を増やす。逆に利用者を増やしながら、赤字を減らしていく。

そして、子どもたちが、年中やっぱり水泳というスポーツにですね、関わられるような、そういう状況ができてくれれば良いなと思っております。

そして、このプールの改修につきましては、いろんな団体からもですね、改修して、長く続けられるようにしてもらいたいというご意向がっております。

そしてまた、今言われました、指摘がありましたように、プールの委託業者の自主事業の中で、スイミングスクールを行われております。保育園児は、まだ水に親しむような教育ですが、中学生においては、良いスイマーをつくろうということで、フォームから全て直していく。だから私も見ていて、わぁ、良かなあ。この子たちは、なんさま速く泳げるなど。俺たちのときにこれがあれば、まだよかったかもしれんなど、そういう思いもあります。

やはりそういう利点とか、そしてこのプールの良さをしっかりと、議会や町民の皆さんに伝えるのは役場職員の役目であると思っております。

そういった意味でですね、先だって3月議会での改修に対する説明は、もう全く具体性がなくて、議会の方々には大変申し訳なく、反省を私もしております。

この後はですね、職員1人一人が自分の職務をしっかり果たせるように、資質の向上等についてですね、我々が責任を持って努力をしていかなければならないと考えているところでもございます。そういった面で、私も、反省をしているところでございます。

以上で野田議員のご質問に答えさせていただきました。あとは教育長からお願いをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 只今の野田謙二議員の質問に答えさせていただきます。

まず始めに、今回の温泉プールの老朽化に伴う改修についてのお願いに当たりまして、私どもの説明不足により、議員の皆様はじめ、多くの方々にご迷惑をおかけしましたことを、この場をお借りして深くお詫び申し上げます。今後、このようなことがございませぬよう、事務局職員一同、緊張感を新たに、職務に精励する所存でございます。誠に申し訳ありませんでした。

水泳の授業についてのご質問にお答えさせていただきます。

水泳運動系の技能目標として学習指導要領に示されておりますのは、低学年は「水中を移動する遊び」、「もぐる・浮く運動遊び」、と位置づけられ、「水のかけっこ」「水中じゃんけん」等の遊びが紹介されております。中学年では、「浮いて進む運動」、「もぐる・浮く運動」としてプールサイドを蹴ってスーッといく「けのび」、体を丸めてしばらく「だるま浮き」、等ができるようになるということが目標として設定されております。また、高学年では、「姿勢を維持しながらの運動」として「クロール」、「浮き沈みをしながらの運動」として「平泳ぎ」が位置づけられ、中学校の「クロール」、「背泳ぎ」、「バタフライ」、「平泳ぎ」へと発展していきます。

なお、中学校における泳法は学年によって選択履修になりますが、水泳の事故防止に関する心得につきましては、小中学校全児童生徒が、心得については、必ず身につけるものというふうな規定があります。

このことにつきましては、地域の特性に応じて、着衣水泳等の指導も取り入れられているところでございます。また、授業時数は、町内の小学校においては、年間10時間から11時間程度で設定しております。これは、天草郡市の小・中学校体育主任の集まりの中で設定をされているところでございます。文科省そのものにつきましては、各地域の実情に応じてという形で表現をしてありますし、地域の実情の中に、天候や水泳場の都合に合わせて柔軟な取り扱いをというふうな表現で内容の取り扱いについて触れているところでございます。

2点目に、「競泳」への取り組みについてお答えいたします。スピードを競い合う競技スポーツとしての「競泳」と小・中学校の「水泳」とは目標は違いますが、様々な能力や特性を最大限に伸ばすことは、本人のみならず、指導者にとっても大きな喜びであります。

温泉プールは自主事業として、週1回から4回、園によって違うそうですが、保育園授業、学童水泳教室、これは、現在小中学生、週1回、合わせて116名が通っているということです。さらに、選手育成教室として、週4回、これが自分の記録をさらに伸ばしていきたいという、その育成コースになると思います。さらに、成人水泳教室。これは、大人の方が、今、4名ということではございましたけども、インストラクターによる専門性の高い指導を行うとともに、皆勤賞や記録証を発行することによって、参加者がより意欲的に水泳技能の向上を目指すよう取り組んでおります。

これらの取り組みが、1人でも多くの競泳選手の誕生につながることを期待しているところでございます。

以上、野田謙二議員のご質問にお答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 野田謙二君。

○2番（野田謙二君） ありがとうございます。私は苓北の温泉プールは、3回ほど利用をしたことはあるんですけども、過去のことで、実際に、自分が水泳の経験があったもので、泳ぐとすごく疲れるんですね、今。それっていうのは水泳部時代の癖が残っていて、大量に水をかく癖で、ものすごく疲れるっていうフォームになっているらしくて、それが無意識に出てしまうので、今現在、泳ぎたくないというのが実情。実際、私は通っておりません。

それで、スイミングスクールがあるのは知っておりましたが、それで競泳の指導もしているということまでは存じ上げませんでした。どうもありがとうございました。

実際に、今の小・中学生で、全国大会が目指せるような資質を感じるような方、そういうタイムっていうのは出ているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） はい。さきほど、ちょっと申し上げました子どもたちの意

欲をかき立てるためにということで皆勤賞のこういう色紙とかですね、それから、記録もこちらで目にしました1名だけは出ておりました。50メートル平泳ぎ、これ小・中学校目標として、秒速1メートルというのを目標にしているんですけども、50秒で50メートル、その子どもさんの表示が確か40秒7、8だったんじゃないかなと思いついて、この子どもさんは、速いな、楽しみだなという印象を持っているという程度でございます。大変申し訳ありません。その程度のお答えしかできておりません。

○議長（錦戸俊春君） 野田謙二君。

○2番（野田謙二君） 50メートル40秒っていうのは、中学生か、小学生かわかりませんが、それなりに速い、ただ全国大会になりますと、30秒台がほしいんですよね。で、実際に、そのタイムを出すって言ったそれだけの素質がありましたら、毎日、1日1万メートルとか1万5,000メートル、毎日1年間泳いだら達成できるだろうとは思いますが。ただ、そこまで強制が、こちらからはできませんので、ご本人のやる気に期待するしかないというところにはなると思います。実際にそのような活動っていうのが、本当にメディアに載るっていう、メディアが自主的に載せるっていうのが、本当全国大会にならないとないんですよね。全国大会出られたら、例えばその所属している学校なりとかが、新聞に氏名は載りますので、そうやって苓北町の名前が挙がって、苓北町温泉プールが結果的に報道されるということになりましたら、他の市、天草市ですね、苓北町近隣のところからも、そこに通おうという意識になると思うんですよね。

天草市の温水プール、私そこも行っただことあるんですけど、そこらでは、室内に出場した選手とか、そのときのタイムとか飾ってありました。それを見て、そういうふうにしたんです。

ぜひとも苓北町で、プールに通っていらっしゃる方、そういう人たちの中に、実際に、活動していただいて、活躍していただいて、全国大会を目指せるような選手に、もし本人が望まれるなら、なっただきたいなと考える次第であります。ありがとうございます。

それで、あと前回の3月の定例会で議会開催中に全議員がプールを見学に行くというような事態が起きました。これっていうのはもう明らかな役場の説明不足だったんじゃないかと私は思っております。実際にそれが結果にどう影響したかっていうのはそれぞれの各議員の判断なので私どもわかりませんが、その辺の事情の、どういったいきさつで、ああいう事態になったのかっていうのをもし教育課長よろしかったらご説明いただければ幸いです。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 3月の議会におきましては、内壁のですね、老朽化の状

況等、写真での資料による提出もですね、できておりませんで、実際、議員の皆様方に現地をですね、直接見ていただくしか。大変遅れましたけれども、最終日にですね、見ていただくような結果になりまして、事前にそういった資料をですね、提出していれば、しっかりと説明ができたと私自身感じております。大変申し訳ございませんでした。

○議長（錦戸俊春君） 野田謙二君。

○2番（野田謙二君） 実際に議会での執行部側からの説明不足というのが、判断に影響が出る可能性っていうのは常にあるんです。そういったものに対する緊張感というのは、執行部の皆様方には、皆さんそれぞれに自覚していただきたい。これっていうのも、個人の能力差って言ったら語弊があるかもしれませんが、それぞれの人の思いの強さや判断っていうのは、それぞれに差があるのも、これもある意味しょうがないと思います。

ただ、結果として、説明不足と言われるような事態っていうのは起こらないようにぜひ皆さんには注意してお仕事に頑張っていただきたいと思います。

私の質問は以上になります。ありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君） これで、野田謙二君の一般質問を終わります。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

-----○-----
休憩 午前11時58分
再開 午後 1時00分
-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

一般質問を続けます。通告9番、石田みどり君。

○6番（石田みどり君） こんにちは。通告9番、6番議員の石田みどりでございます。

質問要旨で提出してありますが、説明を加えながら質問をさせていただきます。

本日は、3点、大きく3点について質問をいたします。

まず始めでございます。安心安全なまちづくりについて、西川内海岸の越波対策及び台風時の被害対策について、町長にお尋ねをいたします。

一昨年の台風時に西川内長崎浜の近くの国道に大きな流木が打ち上げられて、国道324号が通行止めになったと住民から聞きました。主要な幹線道路でありながら、なかなか撤去してもらえなかったのが、地元の有志で撤去したということで話をしてくれました。地元の人話では、越波対策としてのテトラポットが設置してあるが、砂に埋もれてしまって波よけの役目を果たしていないとの訴えでした。なるほど、大部分が砂に埋まり、波よけの役目を果たしていないどころか、波が砂の上に出ているテトラに

当たって飛んでくる波があるようでございます。

現在、上津深江の海岸は、波よけブロックが数多く積み上げられて、越波対策が進められています。それはそれでいいのですが、実際、台風時に流木が押し上げられて通行止めという事案が、起こったにもかかわらず、西川内海岸の対策をとってもらえないのは何でやと言うことで、住民の方からも疑問が出ておりました。

今までも、ほかの議員さんからも、324号の越波対策については質問が何回も出されております。危険度の高い部分を先行するのが常識ではないかと考えますが、町の考えと、町としてどのように県への要望をなさっているのか、お尋ねをいたします。

二つ目でございます。子育て対策のひとつとして、学校給食の無償化を。

この間の急激な物価高騰の中で、食材費や燃料代の高騰で給食費を値上げした自治体があります。コロナ禍の中でも、子育てについても大変になってきているのに、給食費の値上げは親御さんにとっては大きな負担になっています。少子化対策にも逆効果になるのではないのでしょうか。1人の女性が出産する子どもは1.3人と最低になっているという報道もありました。

学校給食費の全国的平均は、小学校で月4,343円、中学校で4,941円です。苓北町の給食費は月いくらでしょうか。また、値上げの計画などはありますでしょうか、お尋ねをいたします。

値上げしないにしても、唐揚げが2個だったのが1個に減らされたなど、量を減らさざるを得なくなり、栄養基準を満たせない自治体の状況も出てきているようでございます。

私は、今までも給食費の無償化については、2019年3月議会、2021年6月議会と質問をしまいいりました。

コロナ禍と急激な物価高騰の中で、政府も4月26日に策定をした「原油価格、物価高騰等総合緊急対策」の中に、地方創生臨時交付金1兆円の創設があります。

都道府県分4,000億円、市町村分4,000億円、残りの2,000億円は、留保分となっております。

4月28日に文部科学省初等中等教育局長の通知で、学校給食費の負担軽減に向けた自治体の取り組みを強力に促し、必要な支援を迅速に行うこととされています。この通知が苓北町にも、届いていることと思いますが、届いているのか、お尋ねをいたします。コロナ禍における原油価格、物価高騰対応分を活用し、学校給食等の保護者負担の軽減に向けた取り組みを進めていただくようお願いしますと結んであると思います。今でも、全国1,740自治体のうち、小・中学校両方を無償化している実態は76自治体ありますし、そのほかにも一部助成、半額助成をしている自治体も多くなっています。お隣の韓国でさえ、小中学校は無償化していて、高校まで無償化されつつあると聞きま

す。

荅北町でも、この交付金を活用していただき、給食費の無償化を実現するべきだと思うのですが、町長、教育長のお考えをお聞きいたします。

今までの答弁では、給食は児童・生徒が食べるものは当然、親が支払うべきで、無償化の考えはないとのことでしたが、文科省も各自治体へ無償化を促し、お願いの文書まで送付しておりますので、この機会にぜひ、給食費の無償化していただいて、子育て対策、少子化対策の1つとしても実行していただきたいというふうに思います。この交付金を活用しての無償化が全国的に自治体も多くなると思います。

3点目でございます。急激な原油高、物価高騰の中で、農林漁業者、町内の事業者、町民に対しての支援策は。

前の質問とも関連をいたしますが、原油高、急激な物価高騰、円安で、町民の暮らし、農林漁業者、ほかの事業者、各店舗など危機的状況になってきております。

農業資材、家畜飼料、建築資材、電気ガス料金、ガソリン、生活必需品、食料品など、今までに類を見ないような、ほとんどの品目の値上げが相次ぎ、まだまだ6月、7月には食品だけでも3,600品目が予定されていて、値上げの暑い夏だとの報道もあります。

帝国データバンクの公表では、2022年の値上げは1万789品目を突破し、5月19日前回の調査8,385品目から、6月の値上げは1,515品目、8月は、今年最高の1,762品目になるとなる見込みだということです。

この物価高騰は、コロナ禍、ウクライナへのロシアの侵略戦争のせいではなくて、アベノミクスの影響もあり、円安も大胆な金融緩和も原因だと言われています。労働法制の改悪なども進められ、不安定雇用の労働者が増えて、実質賃金は、2012年の年410万円から、2021年は、年381万円と、20万円も減少をしています。

このような状況の中で、前の質問でも申しましたように、政府は臨時交付金の創設で、低所得者に対する支援、漁業者、農林業者に対する経営支援、授業料などの減免支援、地域経済と生活者支援、その他の事業所支援などなど、この交付金は、幅広く活用できるようになっています。

各自治体の判断により、実情に応じて必要な取り組みが行われようにもなっております。

荅北町としては、この臨時交付金を活用して、どのような支援策を考えておられるのか、お尋ねをいたします。

また、21年度の補正予算として、交付を決めた地方創生臨時交付金の地方単独分1兆円も、その8割が22年度への繰越しとなっています。21年度補正の都道府県分5,000億円のうち、3,847億円、市町村分5,000億のうち、3,906億円が未

交付のまま22年度へ繰越しとなっています。この未交付分は、熊本県は都道府県分交付限度額88億3,383万3,000円のうち、73%の60億9,543万5,000円。市町村分交付限度額102億8,696万6,000円のうち、90%の92億8,028万1,000円が22年度への繰越しとなっています。

この21年度未交付分で、苓北町へ交付される額がわかりましたら教えてください。この未交付分と、今年度の物価高騰分を活用していただき、町民全員が少しでもほっと息がつけられるような支援策を考えていただきたいと思うのですが、町長のお考えをお尋ねいたします。

この3点でございます。あとは自席で、再質問をさせていただきます。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の石田議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、一昨年の台風時に、西川内長崎浜の国道324号が長時間通行止めになった件につきましては、熊本県天草広域本部土木部に確認いたしましたが、通行止めを実施した記録はないとのことでありましたが、令和2年9月3日の午前4時50分頃、ほかのところの坂瀬川漁港付近から本渡方面に150メートルほど行ったところで、土砂が打ち上げられ、撤去作業を行ったとのことでありました。

町でも、台風時を含め、特に風が強いときの越波の状況について確認し、道路通行の危険を把握しており、熊本県へも長い間要望を重ねてまいりました。

その結果、令和元年度から国道324号の道路防災、越波対策として、上津深江地区からご指摘の箇所である唐人岩海岸・西川内漁港海岸区間までの約2キロメートル弱を計画され、事業実施中でございます。昨年度までに約600メートルの整備が完了しており、

さらに、今年2月にも要望書を提出し、現在、令和3年度繰り越し事業で約140メートルの工事が施工中で、着々と工事が進んでおりますが、さらに1日でも早く、坂瀬川地区区間も着手をしていただき、越波対策が完成するよう要望を重ねてまいります。

また今年度予算でも、引き続き工事を発注する計画とされておりますので、西川内長崎浜の唐人岩海岸・西川内漁港海岸を含む、坂瀬川地区区間の早期工事の実施に向けて、引き続き熊本県に要望を重ねてまいります。熊本県としては、順々にやっていきたいという考え方であるようでございますので、そうすると予算を倍も3倍もつけなければならない。このことが、お出来になられるのかどうか分かりませんが、我々もなるべく早く、1日でも早く工事が完了するようにお願いを続けていきたいと考えておりますが、その辺は、例えば、天草熊本間基幹道路の要望の折でしたが、八代～姫戸間の架橋の話も出ました。でも両方とも天草に関わるのをやったら半分ずつしか予算はできないということでありましたので、その辺のところは、我々も、注意しながら、少しでも多くつ

けていただけるように頑張りたいと思っていますところでもあります。

次に、子育て対策について、学校給食の無償化をということでございます。コロナ禍の中での学校給食の無償化についての質問であります。

食材の価格高騰により、これまでどおりの栄養バランスや、量を保った学校給食を継続するためには、今後、苓北町においても、給食費の値上げを考えざるを得ない状況ではあります。しかしながら、物価高騰等に直面している保護者に対し、これ以上の負担がないようにするため、国及び県の交付金を活用して、給食費の値上げは行わないという考え方で対応していきます。

また、この交付金を活用し、給食費の無償化を実現するべきだという質問であります。苓北町では現在、経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費をはじめ給食費等を補助する就学援助制度を実施しております。

今のところ、児童・生徒の家庭環境の変動を考慮しながら、これに対して柔軟に対応していきたいと考えておりますが、現時点では、全児童に対して一律に給食費を無償にすることは考えておりませんが、先程申しました柔軟に対応するというのは、非課税家庭においてよりも、むしろそれより上のランクの方たちの方が苦しいわけです。

だからその辺のところをよく精査しまして、まずは第一歩としてはですね、その非課税家庭の方の上のランクの方々に対して、非課税家庭と同様の措置がとれるかどうか、その線引きをまずどこまでにするかを検討をしていきたいと考えているところでございます。

3点目の急激な物価高騰、原油高の中で、農林漁業者、町内の事業者、町民に対しての支援についてであります。

これはもう、とにかくロシア戦争が一番の原因だと思っておりますので、これを早くやめていただく。これが1番の早い方法ではないかと思っておりますが、それはそれとして、それはもう我々の力でできるわけでもありません。日本の力でもできるわけでもありません。

そういった中で、日本も、国もですね、これに対して、この前補正も通しましたし、どうにか皆さんの急激な物価高を助けようという気持ちでいらっしゃいます。

そういう中で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、農業省力化生産資材導入支援事業や貝類等養殖漁業支援事業などの支援を行っているところでありますが、現状におきましても、燃料をはじめ、ご指摘のように、飼料、肥料など全て価格が高騰しているとともに、生産物の輸送・運送業者への影響もあっていることを国も考えた中で、それに対応するために、補正事業を出してきておられるわけでございます。

我々もそれを受けまして、皆さんの値上がりの分をとにかくお困りにならないような

形で、どう配給するかですね。それぞれの団体ともですね、相談をしながら、頑張りたいと思っております。

コロナ禍における中小企業者への経営支援としてこれまで特別対策利子補給のほか、中小企業者等支援事業補助金、感染防止対策事業補助金等による支援を行っております。また、町民に対する支援として、全町民に2回の地域振興券の交付及び昨年度と本年度において、プレミアム付商品券発行事業による支援を行っております。

このたびの原油価格・物価高騰対応分につきましては、今後、国から示される支援対象や支援の基準を十分把握した上で、各分野における支援について、国並びに熊本県とも協議しながら、具体的に検討してまいりたいと考えております。

なお、苓北町に交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の額は、「本省繰越分」と今回の「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を合わせまして、1億4,155万円であります。そのうち、6,779万6,000円を当初予算及び今回の6月補正予算に計上しており、残りの7,375万4,000円について、その活用を検討していくこととしております。このお金で、全ての方のお困りがですね、解消できるかどうか、これから精査していかなければなりません。町の財政もですね、厳しいながらであります。町の財政からも出動しなければならない状況であるとすれば、これはそこで無理をしたいと思っておりますので、まずは、今後の精査の状況を見ながら考えていきたいと思っております。

石田議員への答弁を終わります。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） ご答弁いただきました。

第1点目でございますけども、西川内の越波また台風時のことでございますけども、地元住民の方は、この気候変動の中で、いつ、どんな大きな台風が来るのか予想は出来ないの、早急に対策を講じてほしいというふうに言っているらしいです。気候変動で、雨の降り方も3倍にもなっているという報道もあります。

また台風も、常識では210日、9月上旬前後だったのが、年々早くなってきています。満潮と集中豪雨が重なり、水害も発生しているところもございます。もう今からその時期に差し加かかっていきます。

安心、安全で住みやすい町にしていくためにも、町民の命、暮らし、財産を守るためにも、早急な対策を願うものでございます。そういう事案が、本当にあそこを見ていただいてもわかるように、越波対策のテトラというんですか、あれがもう砂に本当に埋まってしまってるんですね。頭しか出てない。西川内のところは。だからそういう状況があるにもかかわらず、ほかの議員からも、本当に再三再四、越波対策については要望が出ております。そういうところから先に、やっぱり、工事していただくということで、

町も強く県に要望していただいているとは思いますが、もっとこう強く、その危ないところから先にしてくれというような、要望していただきたいと思うんですが、その点ではいかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 熊本県におかれては、今までに比べればですね、格段の決断をしていただいたと思っております。たださらに要望を続けたいと思いますが、あの地域はどこも越波で厳しいんです。だから一遍にするわけにはいかないと思いますので、それを少しでも予算をですね、たくさんつけていただくようお願いをしてみたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） やっぱりそういう危ないところから先にするというのが常識だろうと思いますので、そこら辺をやっぱり町のほうからも強く、強く、言っていたくということをお願いをしておきたいというふうに思います。やっぱり、本当にあそこは、本当砂に埋もれてしまっているんです。町長もご存じかと思いますが、だから本当に危ないなというふうに思っていますので、そこら辺は強くお願いをしてほしいというふうに思っていますので、よろしくをお願いをしておきます。

2点目でございますけども、本当にですね、今、政府が本当に給食費の無償化もということで、手紙を出していると思いますが、そういう文科省からの手紙は届いていると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 国からのですね、通知につきましては、コロナ禍における原油価格物価高騰等総合緊急対策についてということで文書が届いております。

この中でですね、学校給食を実施する学校設置者におかれては、これらのことを踏まえ、関係部局等と緊密に連携し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充により創設されるコロナ禍における原油価格物価高騰対応分を活用し、学校給食等の保護者負担の軽減に向けた取り組みを進めていただくようお願いしますということで文書が届いております。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） と、ということで、ちゃんと文科省から来ていると思うんです。無償化じゃないですけども、保護者負担の軽減ということも入っていますので、無償化も私はずっと言ってきましたけども、第三子から無償にするとか、一部負担を、保護者の負担を和らげるとかいうことで2割を負担してあげるとかそういう自治体もいろいろ出てます。そこら辺をやっぱり、いろいろと考えていただいそうですね、無償化していただければ一番いいんです。私が要求していますように。無償化するところもあ

るわけですから、だからそれでなくても、やっぱり今の、本当にこの物価高騰の中で、大変な状況、給食費の材料も上がっているということもあります。

だからそれを補てんすると、交付金でという町長の答弁もありましたけども、それ以上に、やっぱり保護者さんの負担軽減のためにということでここにもちゃんと文科省から出ております。学校給食等の保護者負担の軽減に向けた取り組みを進めていただくようお願いしますと、いうことでちゃんと文科省からも手紙が出ているわけですね。だから、そこら辺をちょっと重視していただいて、そういうふうにしていきたいと思うんですけども、そこら辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 先程の答弁で申し上げましたように、そういうことも、私は文書を読んでなかったもので、わかりませんでした。非課税世帯よりも、ちょっと収入の多いところ、非課税世帯にならない方たちの方がきついんですよ、実際は。だからそこをまずどこで線を引くかをですね、検討して、まずそのお困りの方たちを救済する。これをまず第一番目にやらしていただきたい。その中で、少しずつ上げていけば、お困りの方の困り事が和らいでくるということでございますので、その辺のところは、ひとつ理解をしていただきたいと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 先程、就学援助制度のことも町長言われました。私が無償化の質問をするときは、いつも就学援助制度のことが答弁に出てくるわけなんですけども、それはそれでいいんです。町長も言われたように、ぎりぎりの人たちのところなんかもすごくやっぱ大変だと思うんです。だからそこをちょっと、見直していただくということでの答弁をいただきましたので、そこら辺を突破口にして、やっぱり第三子が無償にするとか、全児童・生徒の2割を軽減してあげるとか、そういうことも含めた考えを、

ぜひ、考慮して、入れていただきたいなというふうに思うんですけども、町長がおっしゃった、その非課税世帯ぎりぎりのところへの援助というのは本当にありがたいというふうに思っておりますので、そのちょっと上の段ということも考えていただきたいと思うんですけどいかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これから検討しまして、どこまでできるかですね。そして、どこまでしなければならないのかですね、その辺のところを検討して、まず、第一段階として、その非課税家庭より、もうちょっと上のところ、そのちょっと上が何十万上か、今から検討いたしますけれど、まずは第一歩でお困りのところの方々を、少しでも減らしていく。こういう中を検討させていただきます。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） そういうところで、やっぱり政府が、そういうふうには、この交付金の使い道ということですね、政府が出しておりますので、そこを検討していただくということは本当に、前進かなというふうに思いますので、それ以上のことができるように期待をいたしたいというふうに思っております。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 期待していただいた結果がですね、そのようになるように頑張りますが、ただ、今回のコロナ対策というのは、それこそSDGsではありませんが、持続性はありません。だからずっと続けられるような、我々は、それをしていかなければなりませんので、その辺のところは、コロナ交付金はコロナ交付金で、当座は頼れますけど、長くは続かないということもご承知おきいただければと思います。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） その点はわかっております。だから今まで、私が質問をしてまいりました給食費の無償化という部分ですね、一步でも前進できたらというふうに思いますので、今の町長の答弁では、前進かなというふうに思っておりますので、ぜひ、そこら辺も頑張っていただきたいなというふうに思います。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） そういう中で、いろいろ努力した挙句に、医療費も18歳までになったじゃないですか。だから何でも一遍にぱっと出てこれないと思います。そこはね、私も正直ですから、正直なことを申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） そういうことでございますので、だから少子化対策という意味ではですね、第三子だけでも無償化していただければいいかなというふうに思いますので、その辺も含めたご検討をお願いしたいなというふうに思っております。

第3番目のですね、物価の高騰の中での支援なんですけども、町内の農業者がですね、農業資材を買いに行き、いつものようにですね、財布から1,000円札を何枚か取り出して支払いをしようとしたら、これでは足りませんよと言われて、本当にこんだけ上がってんのかということとびっくりしたという話を聞きました。

本当にこのような状況の中ですね、やっぱり農業離れに拍車がかかるのではないかなというふうに思いますので、非課税世帯とかですね、子育て世帯への支援は、今までもしていただいておりますので、本当にそれはありがたいし、助かっているという部分もありますけども、本当に、この交付金で、ほかにも本当、町民の方に、プレミアム商品券、それも発行していただいております。それを利用するという人はやっぱり限られてるんじゃないかなと。それだけのお金を出せる人、一遍にまとめてですね、が恩恵を受ける

ということになると思いますけども、やっぱり、先程も言いました無償化のところで言いましたように、本当に非課税世帯ぎりぎりの部分での人たち、それから年金だけで、国民年金とかそういうものは少ない年金だけで生活をしていらっしゃる人たち、本当に大変だと思います。二食しか今まで食べてないけども、これを一食に減らさないかんのちゃうかと、というようなこともですね、そういう声も聞こえてきております。だから本当にそういう部分では、町民に向けた支援策というのは必要であろうと思いますけども、そこら辺はどうお考えになってますでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 私は日頃から申し上げていますように、農業、漁業は町の基幹産業であります。それに従事しておられる方がいらっしゃるから、我々は三度三度の御飯を食べられるわけでございます。そういった考えの中でいきますと、この方たちがお困りになられて、そして、力が衰えられれば、我々の食糧にまで影響いたします。

これは国民全体の話です。そういった意味で、肥料がですね、94%も上がっています。こんな上がり方なんて今まで見たことも聞いたこともありません。ロシア戦争のおかげですよ。早くやめていただきたい。そしてその中でですね、なかなかそれは我々の意向が通るもんじゃないと思いますので、その間、やはりできることをしっかりやって、やっぱり自分たちのことを見捨ててないんだと、頑張らんばつまらんなんて思っていただけのような対応を、これは、学校給食だけじゃなくて、一般町民がそれぞれの分野で、今お困りでございます。それをしっかりやってまいります。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） しっかりやっていただくということで力強い答弁をいただきましたけども、本当に今、食料自給率が27%を下回っておるわけですよね。このウクライナ戦争で、本当に今、自給率の大切さ、食の安全保障という部分では、見直されるべきだろうと思います。

だから本当にですね、今の農業者、漁業者、そういう人を、本当、町として本当にこう頑張ってもらうように、支援していくというのは大事なことだと思いますので、本当に今の町長の答弁を信じて、頑張ってくださいようお願いをして、私の質問を終わりたいと思います。

今後、予算がね、9月議会とか、臨時議会なんかで、この交付金の予算が上がってくるとは思いますけども、そこへ、町民への支援という部分では、期待をして質問を終わりたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） これで石田みどり君の一般質問を終わります。

次に、通告10番、山口利生君。

○1番（山口利生君） 通告10番、1番議員、山口利生です。

質問通告書に沿って、町長へ質問いたします。

まず、新たな双方向型情報配信システムの導入についてお聞きいたします。

現在、役場からの防災情報やお知らせなどの情報については、防災行政無線と、各家庭に設置してありますＩＰ告知端末を使って、役場からの一方通行での全世帯配信となっていますが、このたび、総務省のデジタル田園都市国家構想推進交付金の交付決定を受け、民間のインターネット通信を活用した、スマートフォンやタブレットへの情報配信するシステムを導入し、役場と各世帯を双方向につなぐ情報網の構築を行うための補正予算が、本６月議会に提案されています。

新たなシステム導入により、役場からの情報がスマホ所有者や専用タブレットに直接音声と文字で情報配信され、町民は、役場から提供される情報を、いつでもどこでも好きなときに見られるようになるということです。

また、双方向通信が可能になることで、福祉や防災面での拡張性が可能になるということでもあり、衛星通信の時代に即した大変すばらしい政策だと考えます。

そこで、新たな情報配信システムの構築にあたり、住民の安全安心な生活を守るため、ぜひ検討していただきたいことがあります。

１点目は、スマホをお持ちでない高齢者世帯等には、町から専用タブレットを貸し出す予定とのことですが、独居高齢者や山間部の高齢者世帯は、町営バス以外公共交通機関もなく、高齢者の運転免許証の更新が大変厳しくなる昨今、免許証の返納を余儀なくされた高齢者にとっては、車がない生活となり危機的な生活環境に追い込まれています。

そこで、町から貸出しするタブレットを活用し、全世帯に敷設している苓北町光ファイバー網を利用した高齢者世代等と役場や地域包括支援センター間でテレビ電話ができるシステムを導入していただけないか提案します。

役場等への各種申請手続きや心配ごと相談がいつでもでき、危険が迫ったときには緊急ブザーで知らせることができれば、自宅で安心して生活ができるようになるのではと思います。

２点目は、近年、これまで経験したことがない大雨が降り、大災害を引き起こす事態が頻繁に発生しています。気象庁では、今年６月１日から大雨をもたらす「線状降水帯」の予測情報を、発生の半日前に予報する取り組みを始めました。

そこで、防災対策を強化するために、気象庁やウェザーニュースの最新の気象情報を新システムで配信することを提案いたします。スマホを使いこなせない住民は、テレビやラジオのニュースしか情報源がありません。今回導入する新システムで、いつでも、簡単に気象情報、気象ニュースが見られるようになれば、自分の置かれている危険性をいち早く認識でき、迅速な避難行動がとれるようになります。

ぜひ、防災対策に威力を発揮できるようなシステム構築をお願いしたいと考えま

す。

新たな双方向型情報配信システムの導入により、苓北町が県下で一番暮らしやすい町となることもできるのではと思いますので、システム開発にあたっては、役場職員の知識と知恵を結集し、町が抱える多種多様な課題等を解決できる情報配信システムの構築に取り組んでいただきたいと思います。今後の取り組みについて、町長へお聞きいたします。

次に、ふるさと納税についてお聞きいたします。

苓北町のふるさと納税寄附金は、令和元年度に225件、400万円余だったのが、令和3年度は、インターネットポータルサイトの「さとふる」や「楽天ふるさと納税」等を積極的に活用されたことで、1,337件、2,100万円余と5倍近くに増加しています。

ふるさと納税寄附金は、自治体の財源確保のみならず、寄附者への返礼品に特産品を送付することで地場産業の振興にも大きく寄与するため、全国の自治体が寄附金を集めるための広報活動や魅力ある返礼品の開発等にしのぎを削っています。

先般、5月の熊日新聞に、人口約1万人の宮崎県都農町のふるさと納税の記事が掲載されました。一部の牛肉の返礼品に注文が殺到し、取扱業者の手に負えず、町が割高な代替品で対応したため、総務省から、今年1月にふるさと納税の返礼品ルールに違反したとして、制度の対象から2年間の除外を決定したとの記事でした。都農町の令和4年度当初予算は、昨年度当初予算で50億円だった寄附金が本年度ゼロ円となり、前年度比44%減の87億円と大幅な減額となったとのことです。寄附金を財源として実施してきた保育料や給食費の無料化等の住民サービスが今後、維持できなくなり、返礼品取扱業者も、売上げが激減したことで、大変な事態となっているとのことでもあります。

そこで、今後のふるさと納税と企業版ふるさと納税の取り組みについて、町長へ質問いたします。

1点目は、令和4年度当初予算にふるさと納税寄附金として前年度比2倍以上の5,600万円の予算が計上されています。寄附金を増加させるため、玉名市の専門業者と契約を結び寄附金の増加対策に取り組むとのことですが、広報宣伝活動や魅力ある返礼品の開発等をどのように展開されるのか、お聞きいたします。

2点目は、平成28年4月に内閣府によって創設された「企業版ふるさと納税制度」が、令和2年度より大幅な制度改正が行われ、企業が自治体に寄附した際に税控除される金額が、最大6割だったのが9割まで引き上げられ、自治体への寄附実績が増加しています。

苓北町も令和4年3月31日に内閣府から地域再生計画の承認を受け、町のホームページで募集を開始されました。企業版ふるさと納税は、経済的な利益を受け取ることは

禁止されており、本社がある自治体への寄附は対象外となっています。

企業の受け取るメリットとして、社会貢献、自治体とのパートナーシップ、新事業展開などが挙げられておりますが、苓北町の発展が、我が社の発展につながると考えていただける社長との緊密な関係構築が重要なカギになるものと思います。

苓北町には、九州電力の苓北火力発電所が立地し、これまで町も多方面で貢献してきました。また大規模風力発電所を坂瀬川に建設した日本風力エネルギー株式会社や都呂々に建設予定の株式会社レノバにも、道路改良や環境面などで支援してきています。

今後も、苓北町とのパートナーシップをさらに深めていただけるのではと考えます。企業版ふるさと納税は、町長の幅広いパイプを最大限発揮されることで企業からの寄付金が集まるのではと思いますが、町長の考えをお聞きいたします。

以上で一般質問を終わります。

町長の答弁に対しまして、一問一答方式により自席にて再質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の山口議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、1項目目の新たな双方向型情報配信システムの導入についてのご提案がございました。

1点目の貸出しするタブレットを活用し、全世帯に敷設している光ファイバー網を利用した高齢者世帯等と役場や地域包括センター間でテレビ電話ができるシステムを導入してはどうかとの提案についてお答えさせていただきます。

今回の事業では、停電の場合でも、確実に住民の皆様にお知らせすることができるよう、携帯電話回線を利用して、スマホやタブレットに配信する方法の導入を予定しております。基本的な機能といたしましては、現在の告知端末と同じく音声による告知と併せて文字や画像でもお伝えするものでありますが、山口議員、ご提案の高齢者の見守りなどの福祉関係にも対応できるものを導入したいと考えております。

まず双方向型と申しましても、いろんなことを取上げましても、なかなかその陣容とかを考えますと一遍にはできません。そういった意味で、まずは高齢者の見守りをしっかりできるようにして、慣れた上で次に進みたいと思っているところでございます。

具体的な方法等につきましては、地域包括支援センターをお願いをして、高齢者にタブレットを実際に使ってもらうなどの検証を行い、実際の現場で活用できるものにしたと考えております。くどいようでございますが、高齢者には、タブレットの使い方自体が、何回かやっぱり本当にマスターされるまで付きっきりで、ご指導をしていかなければならないと思っておりますので、この件につきましては、心がけてまいりたいと思っております。議員ご提案の光ファイバー網を使ったテレビ電話につきましては、今年

度の本事業では対応できませんが、今後の様々な分野での活用方法の一つとして研究させていただきます。

2点目の、気象庁やウェザーニュースの最新の気象情報を新システムで配信してはどうかとの提案でございますが、今回導入するシステムでは、従来の音声だけでなく、文字や映像も配信することができるものを検討しており、例えば気象庁の天気図を配信することは可能でございます。

現在でも台風や大雨のときには、気象情報や避難情報をお知らせしておりますが、議員ご提案のとおり、そこに画像などを加えることで、よりわかりやすくお知らせすることができます。

ただし、画像の使用につきましては著作権等の問題もありますので、その著作権等に問題がないかどうか、よくウェザーニュースの場合ですね、よく、会社とも相談させていただいた上で、実行させていただきます。NHKなどの天気予報は良いそうです。なお、新たな配信システムは、スマホやタブレットに配信する方式としておりますので、システム登録していただきますと、例えば苓北町で避難指示が出た場合、都会にいる子どもさんに配信することができますので、苓北町のお住まいの高齢の親御さんに電話をかけて、避難を促してもらうことなども可能になります。

次に、ふるさと納税についてでございます。ふるさと納税に関する寄附金の増加対策として、広報宣伝活動や、魅力ある返礼品の開発等をどのように展開するのかということですが、広報宣伝活動につきましては、今年度は特に楽天ふるさと納税のページ内のRPP広告を委託業者である玉名市のアースコーポレーションに行っていただいております。

このRPP広告とは、楽天プロモーションプラットフォームの略でございますが、寄附を検討されている方の購買データや閲覧履歴をもとに、最適な商品を配信し、閲覧の際、より多くの方に商品の魅力を伝える効果があり、例えば、岩カキを検索すると検索結果の上位にその苓北町の岩カキが出てくるという広告のやり方であります。

そうなりますと、やはり、最初に見た方を頼む方もかなりおられると思いますので、そのようなことで結果を楽しみにしているところであります。

また昨年度より、町で使用する封筒やふるさと納税の案内や、これまでの寄附者の方々へのダイレクトメール等により、ふるさと納税への誘導を行っております。

現状では、使用できる経費が限られており、安価で効果がある、効果がある程度期待できる広告で運用しております。寄附の増加に伴い、経費の枠が増えましたら、より効果の高い広告を検討してまいりたいと考えております。

返戻品の開発につきましては、業務一括代行事業者や、地域おこし協力隊を含めた月次会議を開催し、情報共有を行っており、町外の方等に意見を聞くことで、苓北町に眠

っている商品の発掘を行うことを目的としており、会議の結果を受けて、返礼品提供事業者へ打診していく計画としております。

なお、広告宣伝費を集まることが少ないときにはやっぱり低くするというのは、私は少し疑問がございまして、やはり最初からある程度効果を狙った金額を使うこともひとつではないかと。そこの辺は今後、検討をしてみたいと思っております。

また返礼品の提供に関しては、ルールを遵守することは当然ながら、返礼品提供事業者の利益につながるよう、ふるさと納税に限らず、販路拡大等のサポートに関しても可能な限り行ってみたいと考えております。

次に、企業版ふるさと納税の獲得に向けての取り組みについてであります。企業版ふるさと納税に関しましては、議員がお話しされたように、法人税等が課税される企業に最大約9割の税控除のほかに、社会貢献やパートナーシップの面で、企業と共栄できる制度となっております。

今後、九州電力や日本風力エネルギー、レノバ等熊本県の「電気のふるさと」としてゆかりのある企業をはじめ関東、関西ふるさと会等で関わりのある企業への寄附のお願いをしてみたいと考えております。

ひとつ制約があるのが、九州電力もいっぱいグループ会社があります。要するに、たくさんあるとその中で、1つでも赤字がある会社が出てきますと、なかなか企業版ふるさと納税がしにくくなる。というようなことがありますので、九州電力も含めてそれぞれの会社がより一層発展していただいた上で、苓北町への寄附をたくさんしていただけるようお願いをしてみたいと考えているところでございます。

以上で、山口議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 具体的な、丁寧なご答弁いただき本当にありがとうございます。

まず、1点目の新たな双方向型情報発信システムについてご質問をいたしたいと思います。先程の答弁の中で、光ファイバー網を使ったテレビ電話の導入については今回の事業では対応できないということであります。

苓北町にはスマートフォンで電波が届かない地域がまだまだございます。特に、私はauを使っているんですが、auの方がやっぱり難聴地域といいますか、電波が届かないところがまだまだ多くあるというふうに感じているところではございますけれども、光ファイバーケーブルは、今、町のほうで全世帯へつないでありますよね。ここにはBBIQさんが今管理をされています。そこでインターネット等の方も今準備をされて、1,000世帯以上契約されているというふうに聞いております。光ファイバーケーブルによるインターネットというのは、非常に通信が安定していて、一般のスマホで使う衛星通

信よりも、機能的には大きな力を発揮するというふうに聞いております。

役場からの情報、防災情報等について、確かにスマホ等に配信するという事は画期的なものだと思います。今、スマホでいろんな情報を収集している中であって、本当に衛星通信を使った、もう本当全世界がつながるとい世界に来ておりますので、それも取り入れるということで大変すばらしいと思いますが、先程申し上げたような、電波が届かない地域が、特に山間部の方はそういうのが多くございますので、そういう人たちには、今回のタブレットで、電話回線、携帯電話の回線を付けた上で、今回のシステムに対応するというようなことですのでけれども、その電話回線を契約するのと、BBIQのインターネット回線をつないでそこで情報配信するといった場合、比較検討というのがどういうふうになっているのかお聞きいたします。

○議長（錦戸俊春君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） 只今、山口議員のご質問なんですけれども、確かにですね、町内、電波、携帯電話の電波が届かないところというのはやはりもちろんエリアによってではありますけれども、届かないところがあるというのは把握しております。

そういった中でですね、先程申されました、タブレットにしてもスマホにしてもですね、電波が届かないところでは、町からの配信が届かないということは確かにあり得る話ではございます。

そういった場合の対応なんですけれども、先程議員がおっしゃいましたとおり、確かに光ケーブルは、ほとんどの世帯に届いておりますので、うまく、その光ケーブルを使うことで、配信ができないかどうかという検討はさせていただきたいと思っております。

ただ元々ですね、今の告知端末が停電のときには鳴らないとかというちょっと弱点がございまして、そこまで、停電時までカバーできるかどうかというのはちょっとまだ研究する余地はあると思うんですけれども、できる限り電波が届かないところであっても、そういうふうな形で届けられるように工夫はしてまいりたいと思います。

現に、私どもが視察に行きました高知県のほうでは、光ファイバーケーブルも併用したような形で配信をしておりまして、方法としては現在でもある、やっているところはあるといことは聞いております。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 私はですね、防災行政無線の告知端末があるところは、よく聞こえる、時々、聞こえないときもありますけれども、やっぱり二階に住んでいたりとかすると、もう全然聞こえないという情報で、役場からの情報がもう途絶えてしまうというのが欠点だろうというふうに、今現在のシステムはですね。

ただ今回、やっぱスマートフォン、多分ですね、今うちの家庭でも私も家内も持って

いますし、子どもたちも当然、熊本にいますが全部持ってます。そういう中で、システムに登録することによって、町外の人たちにもその情報が伝わると、そして、町外の人々がやっぱりその親に向けて、こうこうだから、心配というふうなことで、すぐ連絡することもできるというふうなことも先程申し上げました。

やっぱりこういうふうなのは画期的だと思いますね。そういう面もすごく重要視しながら、考えていただければと思うところですが、BBIQさんの、BBIQという会社、これはもう出してもいいですかね、契約されている業者ですから、光ファイバーの。このインターネット等契約が月額は、大部分は3,000円から4,000円ぐらいじゃないかと思いますが、その契約者が町内で増加するということになれば、逆にその苓北町内で契約してる単価の引き下げというようなことも可能になるのではないかというふうに思います。

やっぱり特に難聴、電波が届かないところ、何ていうのかよくわかんないんですが、やっぱりそういう電波が届かないところの世帯も、今回、高齢者世帯とか、独居老人以外もですね、十分調査をしていただいでですね、せっかくのシステムが、その世帯には届かないというようなことがあったら大変です。

特に山間部の方は、防災情報が届かなければ、本当に誰への連絡もつけられない状態ですので、そういったところをいかにカバーするかということに税金を投入することは、公共を守る、公益性を守るということで重要かと思いますので、ぜひ、そういうことがないような形で、このシステムの導入をお願いしたいと思います。

また、私も光ファイバーを使ったインターネットを接続することです、その差額です、自己負担させる。先程の携帯電話回線を当然登録するにあたっては、通信料等も、町で負担をするわけですので、その負担を差額分は自己負担というふうなことにして、制約はかけないというようなことをすることです、高齢者の人も、いろんなそのインターネットを活用した子どもたちとの電話も可能になってくるしですね。

もしかしたら近所の人たちとも、今電話では無料ですが、システムを使って、隣近所の人とも電話で話ができると。テレビ電話みたいな形で話ができるというようなことが可能になればですね、本当にすばらしい苓北町になるんじゃないかなと思います。

ちょっとした自己負担をお願いしてそれが可能になればですね、かえってこのタブレットはこういうことをしなきゃならん、こういうことしなきゃならんというような制約を付けるよりも、今のよう光ファイバーケーブルを使ったインターネット接続をするということで、より使いやすい、より生活しやすいようなシステムとなればですね、本当に高齢者の人が、楽しみなシステムになるんじゃないかなと。高齢者がタブレットの使い方がわからないっていうもんじゃないと思います。私たちもパソコンが導入されたとき

ですね、本当にこれはどがんすればよかったら。最近絵を見て、ちょんちょんすれば誘導してくれるというふうなことで、私たちもようやく使うことができるようになっていきます。やっぱこれは、タブレットも同じじゃないかと思う。目で見て、目で追って、操作をする。そうすることで、楽しみながら、いろんなことができます。やっぱそこら辺のもう老人だけでなく、障がい者もそうですね、私たちもですけど、やっぱりせっかく町がこういう新たな情報網を配備されるのであれば、それに付加することができるようなことを、ぜひ進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

また気象情報についても、先程、町長がおっしゃいましたが、このシステムで気象情報自体をいつでも見れると。スマホで検索すれば見れますけれども、これらの人はスマホ検索というのが不得手でございます。これがこのシステムでぽんと押せば、気象情報が出ると、遡ってでも見れるというふうになれば、非常にわかりやすくなるのかなと思いますので、これはもう既に検討済みということでございますので、ぜひ導入をお願いいたしたいと思います。料金がどのくらい格差があるかということはまだ、多分、調べていらっしやらないと思いますが、そこで個人負担ができるのか。そこも含めて、町で負担できるのか、維持管理費はですね、ということは今後検討をお願いいたしたいと思います。

次に、ふるさと納税について伺います。

ふるさと納税の寄附金額をそれぞれのホームページで調べましたら、天草市の寄附額が、令和2年度決算で、1億1,230…ちょっと待ってください。これは金額でございました。11万2,308件。金額で16億1,200万円余。上天草市は、3万1,986件の7億5,900万円余というふうになっています。令和3年度の決算はまだ出ていませんでしたけれども、この金額はさらに増加しているかと思います。

非常に苓北町と比較しますと、大幅な伸びを示しているところでございます。特に、大きく増えているのが、令和元年度から急激な伸びを筆頭に、天草市ではしていますね。ですから、やっぱりいかに早く取り組んでいくのかといったところが、この寄附金の増加につながっているのではなかろうかというふうに思います。ほかのところの比較検討をしても、それはもうしょうがないことでございますが、

今回、5,600万円という、昨年に比べて、大きな伸びの目標を持って実施されるということでございます。これは大変素晴らしいことだと思います。実現については、非常に厳しいところもあろうかと思いますが。私もこのふるさと納税を検索しましたらですね、もうたくさんの品物があってですね、どれを選ぼうかと思ったときには、もう途中で諦め、もうどうでもいいかというふうな気持ちになってしまいます。

その中で、苓北町のふるさと納税返礼品を選んでもらうというのは、大変これはもう

厳しいものじゃないかというのは、つくづく感じたところでございます。

ちなみに、令和3年度におけるですね、苓北町の返礼品、ナンバー5はどういうものがあるのか、また先程申し上げた、このふるさと納税については、非常に全国でしのぎを削っています。

先程、例で挙げた宮崎の都農町は50億円という大変な金額を上げながら、1品目で制度から除外されたということで、もう本当に、天国から地獄へ叩き落とされたような、本当にこれはもう町も住民も、全てが大変なことになっております。まだまだ苓北町はそういうことがないかと思いますが、ただ、1つの品目に集中されると、同じようなことがまた起きる、起きないということは限らないと思いますので、その辺りのフォローも、当然考えていくべきかと思います。

そこで、今言った返礼品のベスト5、それと今全国でですね、ふるさと納税を使った返礼品を買い求めるという動きが出ております。当然、苓北町の人でもありますね、やっぱり、あれだけ魅力ある返礼品があればですね、食べてみたいというふうなことは、私も欲望に駆られて、しようかと思ったり。しませんでしたけれども、そういうのは現実としてあるかと思いますので、苓北町における令和3年度の返礼品の納税に基づく住民税等の減収額、それと寄附金の収入額というのがどうなっているのか、教えていただければと思います。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（福田誠一君） 令和3年度のふるさと納税の結果でございます。

令和3年度、全体で1,337件の申し込みがあっておりまして、総額は2,106万6,000円でございます。ベスト5でございます。1位が、黒毛和牛のすきやき・しゃぶしゃぶ用800グラム、320件です。2位が、黒毛和牛のA5ランク切り落とし1キロ、186件、3位が天草天領岩かきセット2.5キロ、100件、4位が旬の野菜・果物セット、63件、5位がみかん不知火5キロ（4L）、68件がベスト5でございます。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） 私のほうからは住民税の減税がどうなるかという部分でお答えをさせていただきます。

先程、総務課長の方が令和3年度決算見込額でおっしゃられましたので、私もそちらのほうで申し上げさせていただきます。まず、苓北の納税者の方が54名、他の市町村へ寄附をなされておまして寄附の金額につきましては、365万9,500円となっております。そちらに基づきます、税額控除ということで、減収分になりますが、163万3,187円の見込みでございます。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） ありがとうございます。もっと、大きいかなと思ったら、それだけ苓北町から税金を出さないというふうなことをされていらっしゃるのかと、一安心したところでございます。ありがとうございます。

私は岩かきが一番かと思ったら、やっぱり黒毛和牛の切り落としが一番、二番を占めていたわけですね。確かに、ふるさと納税のところをクリックするとですね、最近、岩かきが一面にびよんと出てくる。これも今回新たに導入、契約された形での仕組みかなと思っております。そこをクリックすると苓北町の返礼品のほうに飛ぶというふうな形になっておりますので、何か1つを使って、苓北町のそういう返礼品をみんなに知ってもらうというのは有効な手立てかなというふうに考えております。今後も、地域産業の振興という面も相当ありますので、ぜひ、力を注いでいただきたいというふうに思うところでございます。よろしくお願いします。

1点だけ、私は昨年9月の一般質問で、ふるさと納税に再生エネルギーで作った電気が返礼品の方に認められたという質問をいたしたところです。今後、検討するというふうなご回答をいただいたところでございますけれども、だんだんだんだん、今現在は、風力発電所、日本風力発電の3基だけが今稼働しておりますが、今後、数年後には（株）レノバさんの風力発電が13基、都呂々のほうにも稼働する予定でございます。

また前回の全員協議会で、志岐の方にも太陽光の大規模発電所の計画があるというようなことのご説明がありました。そのような中で、今、新聞報道では新電が、非常にきつい思いで今、経営をなされていらっしゃると。再生エネルギーだけでは、どうしても電気の変動が大き過ぎてですね、やっぱり九電さんとか、やっぱり、大規模な電力会社の電気に頼らざるを得ないというようなことで、経営が危機に陥っているというような新聞報道も見ました。

やっぱりそういうふうな人たちとですね、タッグを組みながら、この電気というのは、これから先もずっと私たちにとってはなくてはならないものでございます。もう昔の火をつけてそれで暖をとるということはとてもできない家の構造にもなっておりますので。

本当にこれから先、寄附金を集めようと思うのであれば、この苓北町にある本当に貴重な財産だと思います。風力発電にしろ、太陽光発電にしても。また送電線、配送についても九電から新たに分社化したというようなことでもございますので、今後ますますこの再生エネルギーと、ふるさと納税というのは切っても切れない関係になってこようかと思っておりますので、その辺りもですね、今回、契約した業者の人ともですね、十分話をしてもらってですね、いかに早くそのシステムが稼働できるのかどうかということも含めて検討をお願いいたしたいと思いますが、その点少し進展があっているのかどうか。電力を使った返礼品について伺います。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（福田誠一君） 昨年の議会でご提案いただいた分なんですけど、寄附方式については可能でございます。ただしですね、現在、電気を寄附者へ提供する中間事業者さんのですね、倒産等がちょっと相次いでおりまして、なかなか安定的な供給ができない状況でございます。山口議員が提案された分は、再度、こういったところができるのか、研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 九州では自然電力さんが再生エネルギーを活用した電力の供給をなされているというふうなこともありますので、風力発電所さんとか、太陽光発電所さんの電気がどのように動くのかというものがちょっとあるかもしれません。今後の動きの中でですね、今まで考えたことがないようなダイナミックな動きが出るかもしれませんので、その点、十分アンテナを張り巡らしてですね、寄附金増につながるような取り組みをぜひお願いしたいと思います。

それでは、企業版ふるさと納税について伺いたいします。この企業版ふるさと納税、返礼品が何も要らないものでございますが、その後、市町村が取り組む事業がいかにかいものか。それに対して、企業としては支援してやろうかというようなことが、大変重要なポイントになるというふうなことがございました。

やっぱり確かにこのふるさとコネクトというふうなサイトを閲覧しましたら、カラフルな絵や文字等を使ってですね、わかりやすく、自分のところのプロジェクトを紹介してありました。やっぱりそのくらい気合を入れてですね、この企業版ふるさと納税にも取り組まないと、なかなか企業からの支援、寄附金というものはなかなか難しいと。

私も先程、これこそまだ今、手についたばかりですので、町長の力にまずは頼らないと、とてももらえないかなというふうなことで、ご提案したところでございますが、やっぱりこれからずっと持続的に、この企業からの寄附金をもらおうとすれば、それなりにやっぱり、広報宣伝、それと一番肝心なのは、町として、今後20年、30年先を向けたプロジェクトをきちんと明確に示して、ぜひ、それに対しての支援をお願いしたいというようなことをきちんと構築していかないと、また、ふるさと納税と同じように最下位に転落するということがあろうかと思えます。

ぜひ、これは苓北町、電気のふるさととか、これから最先端のやっぱ脱炭素化に向けた取り組みとかもやっていくことでですね、脚光を浴びることで、ふるさと納税の寄附金が増えてくるかと思えますので、ぜひ、その点も含めて検討をお願いしたいと思えます。

そういう点、ぜひ、お願いいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思えます。

どうもありがとうございました。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

明日は午前9時30分から本会議を開きます。

どなた様も大変お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後 2時19分

令和 4 年 6 月 1 0 日（金）

（第 3 日 目）

令和４年第３回苓北町議会定例会会議録（第３日目）

令和４年第３回苓北町議会定例会は、令和４年６月１０日苓北町議会議場に招集された。

１．午前９時３０分開会

２．応招議員は次のとおりである。

１番	山口 利生	２番	野田 謙二
３番	廣田 幸英	４番	高戸 幸雄
５番	松本 良人	６番	石田 みどり
７番	浜口 雅英	８番	野崎 幸洋
９番	山本 政人	１０番	倉田 明
１１番	田嶋 豊昭（副議長）	１２番	錦戸 俊春（議長）

３．不応招議員 なし

４．出席議員は、応招議員と同じである。

５．欠席議員は、不応招議員と同じである。

６．議会書記

事務局 長 龍岡 学 書記 田中 めぐみ

７．地方自治法第１２１条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	山崎 秀典
教 育 長	濱崎 敏和	総務課長	福田 誠一
税務住民課長	吉本 英明	企画政策課長	宮崎 良成
教 育 課 長	西川 文孝	土木管理課長	田尻 悟
農林水産課長	松井 徹也	商工観光課長	錦戸 雅志
水道環境課長	松本 康秀	福祉保健課長	本田 保
健康増進室長	田尻 康彦	会 計 課 長	松村 保則
行革デジタル対策室長	山下 晃弘		

8. 議事日程

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 承認第 3 号 | 専決処分の承認について |
| | 専決第 2 号 | 令和 3 年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 2 | 承認第 4 号 | 専決処分の承認について |
| | 専決第 3 号 | 苓北町税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 3 | 承認第 5 号 | 専決処分の承認について |
| | 専決第 4 号 | 苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 4 | 承認第 6 号 | 専決処分の承認について |
| | 専決第 5 号 | 令和 3 年度苓北町一般会計補正予算（第 1 2 号） |
| 日程第 5 | 承認第 7 号 | 専決処分の承認について |
| | 専決第 6 号 | 令和 3 年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 6 | 承認第 8 号 | 専決処分の承認について |
| | 専決第 7 号 | 令和 3 年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第 5 号） |
| 日程第 7 | 承認第 9 号 | 専決処分の承認について |
| | 専決第 8 号 | 令和 3 年度苓北町下水道特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 8 | 承認第 10 号 | 専決処分の承認について |
| | 専決第 9 号 | 令和 3 年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 9 | 承認第 11 号 | 専決処分の承認について |
| | 専決第 10 号 | 令和 3 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 10 | 承認第 12 号 | 専決処分の承認について |
| | 専決第 11 号 | 令和 3 年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 11 | 報告第 2 号 | 令和 3 年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町一般会計）の報告について |
| 日程第 12 | 報告第 3 号 | 令和 3 年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町下水道特別会計）の報告について |
| 日程第 13 | 議案第 26 号 | 令和 4 年度苓北町一般会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 14 | 議案第 27 号 | 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について |
| 日程第 15 | 諮問第 1 号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第 16 | 同意第 4 号 | 苓北町固定資産評価審査委員会の委員の選任について |
| 日程第 17 | 陳情第 5 号 | 苓北町温泉プールの継続と安全な利用のための施設の |

	長寿命化についての要望書
日程第 1 8	陳情等文書表について
日程第 1 9	閉会中の継続審査（調査）の件
日程第 2 0	議員派遣の件

9. 議事の顚末

開会 午前9時30分

○議長（錦戸俊春君） おはようございます。只今の出席議員は12人です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 承認第3号 専決処分の承認について

専決第2号 令和3年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第1、承認第3号、専決処分の承認について、専決第2号、令和3年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 承認第3号、令和3年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度苓北町介護保険特別会計補正予算を令和4年3月28日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

これは、介護給付費準備基金の基金預金利子が発生いたしましたので、介護給付費準備積立金として支出をするために補正をする必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をいたしましたものであります。

内容につきましては、福祉保健課長から説明をいたさせますので、よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 承認第3号、専決処分の承認についてご説明いたしますので、次の次のページをお願いします。

専決第2号、令和3年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億276万4,000円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、歳入で財産運用収入と歳出で基金積立金によるものでございます。補正予算の中身についてご説明いたしますので、6ページをお開きください。歳入です。

款6財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金、節1利子及び配当金4万7,000円の増額は、基金預金利子が発生したためでございます。

7 ページをお願いします。これより歳出となります。

款 4 基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 介護給付費準備基金積立金、節 2 4 積立金 4 万 7,000 円の増額は、発生した基金預金利子を基金に積み立てるものでございます。

以上が、令和 3 年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）の内容でございます。
ご承認のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

承認第 3 号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第 3 号、専決処分の承認については承認することに決定しました。

—————○—————

日程第 2 承認第 4 号 専決処分の承認について

専決第 3 号 苓北町税条例の一部を改正する条例

○議長（錦戸俊春君） 日程第 2、承認第 4 号、専決処分の承認について、専決第 3 号、苓北町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 承認第 4 号、専決処分の承認について。

苓北町税条例の一部を改正する条例をご説明いたします。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、苓北町税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

なお、改正の内容につきましては、税務住民課長から説明いたさせますので、よろしくご承認のほどをお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） 承認第 4 号、苓北町税条例の一部を改正する条例の内容についてご説明いたします。

次の次のページ、条例本文の1ページ目をお願いいたします。

令和4年荅北町条例第10号、荅北町税条例の一部を改正する条例。

荅北町税条例（昭和40年荅北町条例第33号）の一部を次のように改正する。

今回の条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令令和4年総務省令第27号）が、令和4年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることとなりました。

これらの法令は、施行日が令和4年4月1日のほか、令和5年1月1日及び令和6年1月1日の施行日が設けられております。このため、今回、令和4年3月31日付で専決処分をいたしましたものは、令和4年4月1日から施行する条文のみを対象として、荅北町税条例の一部改正を行ったものであります。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお願いいたします。新旧対照表の右の欄が改正前、左の欄が改正後で、下線部分が今回改正されたものでございます。

1ページ、第48条第9項及び第15項は、法律改正による項ずれの反映でございます。第73条の2及び第73条の3は、登記事項証明書におけるDV（ドメスティックバイオレンス）被害者等の住所の取り扱いを踏まえ、固定資産税課税台帳の閲覧や証明書の交付においても、DV被害者等である旨の申し出者の住所を記載せず、「住所に代わる事項」を記載することとされたものです。

2ページをお願いします。附則第10条の2は、第2項は、下水道の公害防止用設備に対して課する固定資産税の課税標準の特例割合の見直しに伴い、特例率を4分の3から5分の4へ改正するもので、第3項から第12項までは法律改正による項ずれの反映でございます。

3ページをお願いします。附則第10条の3第9項及び第11項は、省エネ改修工事を行った住宅に係る税額の減額措置の拡充、延長等に伴う改正です。従来の窓等の断熱改修工事のほか、一定の設備の取替え又は取付けに係る工事が追加されたことから、字句を改正するものでございます。

3ページから4ページにかけての附則第12条第1項は、令和4年度に限り、地価が一定以上上昇した商業地等の税額の上昇幅を、評価額の2.5%とする、激変緩和措置が講じられることとなったものでございます。

恐れ入りますが、条例本文の2ページへお戻りください。

附則としまして、第1条、施行期日、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。また、第2条で固定資産税に関する経過措置を規定しております。

以上が、荅北町税条例の一部を改正する条例の内容でございます。ご承認のほど、よ

ろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

承認第4号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号、専決処分の承認については承認することに決定しました。

—————○—————

日程第3 承認第5号 専決処分の承認について

専決第4号 苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（錦戸俊春君） 日程第3、承認第5号、専決処分の承認について、専決第4号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 承認第5号、専決処分の承認について、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

なお、改正の内容につきましては、税務住民課長から説明いたさせますので、よろしくご承認のほどをお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） 承認第5号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容についてご説明いたします。

次の次のページ、条例本文をお願いいたします。

令和4年苓北町条例第11号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

苓北町国民健康保険税条例（昭和40年苓北町条例第35号）の一部を次のように改

正する。

今回の条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第１号）地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和４年政令第１３３号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和４年総務省令第２７号）が令和４年３月３１日にそれぞれ公布され、原則として、同年４月１日から施行されることとなりました。

このうち、国民健康保険税においては、その額が地方税法施行令に規定されております。

このため、今回、令和４年３月３１日付で専決処分をいたしましたものは、令和４年４月１日から施行する条文のみを対象として、苓北町国民健康保険税条例の一部改正を行ったものであります。

改正内容につきまして、新旧対照表によりご説明いたしますので、次のページをお願いいたします。新旧対照表の右の欄が改正前、左の欄が改正後で、下線部分が今回改正されたものでございます。

国民健康保険税の課税額については、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額、並びに介護納付金課税額の合計額とされております。また、国民健康保険制度や事業の円滑な運営を阻害する恐れがあるため、課税額に一定の上限が設定されているところでございます。

令和４年度においては、高齢化の進展等による医療給付費等の増加が見込まれる中で、国民健康保険税の負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税の軽減を図る観点から、課税限度額が３万円引上げられることとなりました。

このうち、各課税額の限度額超過世帯割合のバランスを考慮し、第２条第２項の基礎課税額に係る課税限度額を６３万円から６５万円に、同条第３項の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を１９万円から２０万円にそれぞれ引き上げ、同条第４項の介護納付金課税額に係る課税限度額１７万円は据え置き、合計額を９９万円から１０２万円とすることとなったものでございます。

また、第１５条は、国民健康保険税の減額に関して、第２条第２項本文、また、同条第３項本文が適用されることから、規定の整備を行うものでございます。

恐れ入りますが、前のページの条例本文へお戻りください。

附則としまして、第１条、施行期日、この条例は、令和４年４月１日から施行するものでございます。

また、第２条でこの条例の適用区分を規定しております。

以上が、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容でございます。

ご承認のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

松本良人君。

○5番（松本良人君） ちょっとお尋ねをいたします。

これ国保税が上がることですね。基礎控除が下がるということでございます。

だいたい該当者は何名ぐらいおいでなのでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） 限度額の上限が上がることですね、引き上げに伴う影響でございます。

先程のお尋ねですけれども、当初課税時におきましてですね、当初課税時における限度超過世帯数ですけれども、まず令和3年度では、基礎医療分63万円が8世帯、支援金分19万円が7世帯、介護分17万円が2世帯ございました。

このうち、いずれも限度額に達し、合計上限額99万円、一番最高のランクですね、この世帯は2世帯ございました。

令和4年度ですけれども、基礎医療分65万円が8世帯、支援金分20万円が同じく8世帯、介護分17万円は2世帯でございます。また、このうちいずれも限度額に達し、合計上限額102万円の世帯は同じく2世帯ございまして、この2世帯は、令和3年度と同じ世帯の皆様でございます。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 先程の介護保険も一緒ですけれども、上がるということは、やはり町民の方々に対しては、やはり結構困る方ですよね。ただ、私が申し上げたいのは上がるやつを専決処分でしていいのかな。上がった後に、もう今月から課税するわけですので、要は、我々議員もわからんわけですね。かけましたよって上がったとは。下がるのはいいと思いますよ。専決処分です。そういうことで、私は思いますのでこういったことは、上がるやつは例えば1年ずらすとか、今日、本会で専決じゃなくて、本当の議題として上げて、来年度から課税するという、そういった処置はできないものか。条例ですので。何か私から言わせれば、品物ば売っとして、後から決めたけん、それ高なったとですよって、これ銭とれば一緒じゃなかろうかなと。そんな感じがするのでそういったことはできないわけですか。

やはり事前に上がるやつは前に課税をするんじゃなくて、上がる前に承認を得ると、町民の皆様方の承認を得るというようなシステムはできないものか。これ全体的にと思いますよ。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉本英明君） ちょっと補足で説明をさせていただきます。

先程は上限額の話でございました。

令和4年度の全体の国保税の話をまずさせていただきたいと思います。令和3年度の当初課税時の調定額ですね。こちらが約1億4,900万でございました。令和4年度の全体の課税の調定額、こちらが1億3,700万ということで、税額自体は、令和4年度につきましてはコロナ禍を踏まえ、なるべく上がらないようなということで3月の議会において税率の改正をさせていただいておりまして、約1,200万円程度、総額で下がっております。

ただし、先程の議員ご指摘の上限額の設定につきましては、どうしても法改正に伴うものでございまして、私どももおっしゃることは重々ごもっともだと思います。けれども、期日がございませんでしたので、専決処分をさせていただいたところでございますので、何とぞご理解をいただければと思います。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） どうしても私はですね、国保担当の方にだけ言うべき問題じゃないかなってですよ、これ全体的な問題ですけれども。やはりこういったふうにして金が上がる分について、上がった後に専決をするというシステム自体をやはりもう少しやっぱり考えないかなのじゃなかろうかなと思います。

やっぱり上げるやつは、ここで承認を得た後上げますよと。今後はそういったふうにしてですね、国あたりにも、もしそれをせないかんということであれば、町長さん、そこら辺ですね、令書を送った後に、専決処分したけんよかぞというようなことはおかしかって言われたということで、今後の対応としてですね、やっぱり気をつけていただきまして、もし、町長さんが、私の意見に同調していただくようであれば、今後の対応としてご検討いただければなど。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

承認第5号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号、専決処分の承認については承認することに決定しました。

—————○—————

日程第4 承認第6号 専決処分の承認について

専決第5号 令和3年度苓北町一般会計補正予算（第12号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第4、承認第6号、専決処分の承認について、専決第5号、令和3年度苓北町一般会計補正予算（第12号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 承認第6号、令和3年度苓北町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度苓北町一般会計補正予算を令和4年3月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

これは、令和4年3月31日までに確定いたしました交付金、地方交付税、国県支出金、町債等の歳入項目で最終調整の必要があったもの及び歳出項目における事業費確定により補正をする必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をいたしましたものでございます。

なお、承認第6号以下、承認第12号まで同様の提案をしており、特別会計では、事業費の確定及びそれに伴う会計間の繰り入れ、繰り出し等もございましたので、各特別会計につきましても補正予算の専決処分をいたしております。

内容につきましては、企画政策課長及びそれぞれの担当課長から説明をいたさせますので、よろしくご承認のほどをお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 専決第5号、令和3年度苓北町一般会計補正予算（第12号）の内容について説明いたします。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,502万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、56億5,412万2,000円とするものです。

今回の補正は、令和3年度における地方譲与税、地方交付税、補助金等収入の確定と、歳出における各種事業の事業費確定に伴うものです。

主な点について、説明をさせていただきます。

6ページをお願いします。

第2表、地方債補正、1、廃止ですが、（災害復旧事業債）農地等災害復旧事業について、補助率が増加したことにより、借入不要となったため廃止するものでございます。

9ページをお願いします。

歳入です。款2地方譲与税、項3、目1森林環境譲与税は、確定により3,000円の減額です。

10ページをお願いします。

款 3 利子割交付金、項 1、目 1 利子割交付金は、確定により 8 万円の減額です。

1 1 ページをお願いします。

款 5 株式等譲渡所得割交付金、項 1、目 1 株式等譲渡所得割交付金は、確定により 1 9 5 万 2, 0 0 0 円の増額です。

1 2 ページをお願いします。

款 6 法人事業税交付金、項 1、目 1 法人事業税交付金は、確定により 2 2 5 万 9, 0 0 0 円の増額です。

1 3 ページをお願いします。

款 7 地方消費税交付金、項 1、目 1 地方消費税交付金は、社会保障施策経費充当分を合わせ、確定により 3, 0 2 7 万 9, 0 0 0 円の増額です。

1 4 ページをお願いします。

款 9 地方特例交付金、項 2、目 1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、確定により 8, 0 0 0 円の増額です。

1 5 ページをお願いします。

款 1 0 地方交付税、項 1、目 1 地方交付税は、確定により特別交付税 4, 1 2 2 万 9, 0 0 0 円の増額です。

1 6 ページをお願いします。

款 1 1 交通安全対策特別交付金、項 1 目 1 交通安全対策特別交付金は、確定により 4 万 3, 0 0 0 円の減額です。

1 7 ページをお願いします。

款 1 2 分担金及び負担金、項 1 負担金は、目 1 民生費負担金の老人福祉施設入所扶養義務者負担金から、目 3 衛生費負担金の養育医療保護者負担金まで、確定により合わせて 2 1 万 6, 0 0 0 円の増額です。

1 8 ページをお願いします。

項 2、目 2 農林水産業費分担金は、確定により農地等災害復旧費申請者分担金 2 5 万 5, 0 0 0 円の減額です。

1 9 ページをお願いします。

款 1 3 使用料及び手数料、項 1 使用料は、目 3 農林水産業使用料の町管理漁港使用料から、目 6 教育使用料の社会体育施設使用料まで、確定により合わせて 3 万 1, 0 0 0 円の増額です。

2 0 ページをお願いします。

項 2 手数料は、目 3 農林水産業手数料の下水道汚泥処理手数料及び目 4 災害復旧手数料の農地等災害復旧事業申請者負担分設計手数料の確定により、合わせて 6 0 万 6, 0 0 0 円の減額です。

21 ページをお願いします。

款14 国庫支出金、項1、目1 民生費国庫負担金の子どものための教育・保育給付費国庫負担金から目2 衛生費国庫負担金の未熟児養育医療費等国庫負担金まで、確定により合わせて1,996万9,000円の減額です。

22 ページをお願いします。

項2、目1 総務費国庫補助金の個人番号カード交付事業費補助金から、目4 土木費国庫補助金の道路メンテナンス事業国庫補助金まで、確定により合わせて2,289万1,000円の減額です。

23 ページをお願いします。

款15 県支出金、項1、目1 民生費県負担金の子どものための教育・保育給付費県負担金から、目2 衛生費県負担金の未熟児養育医療費県負担金まで、確定により合わせて1,771万6,000円の減額です。

24 ページをお願いします。

項2、目1 総務費県補助金の熊本県移住支援事業費補助金から、25 ページの目8 災害復旧費県補助金の林道施設災害復旧費補助金まで、確定により合わせて1,087万2,000円の減額です。

26 ページをお願いします。

項3、目1 総務費県委託金は、衆議院議員選挙事務委託金ほか1件の確定により合わせて104万6,000円の減額です。

27 ページをお願いします。

款16 財産収入、項1、目2 利子及び配当金は、財政調整基金預金利子ほか2件の確定により、合わせて41万7,000円の増額です。

28 ページをお願いします。

項2 財産売払収入は、目1 不動産売払収入の土地売払収入から、目3 生産物売払収入の堆肥売払い収入まで、確定により合わせて837万2,000円の減額です。

29 ページをお願いします。

款18 繰入金、項1、目2 宅地造成事業特別会計繰入金は、確定により539万7,000円の減額です。

30 ページをお願いします。

項2 基金繰入金は、目3 森林環境譲与税基金繰入金の森林環境譲与税基金とりくずし、及び目5 中小企業新型コロナウイルス対策特別利子補給事業基金繰入金の中小企業新型コロナウイルス対策特別利子補給事業基金とりくずしの確定により合わせて66万9,000円の減額です。

31 ページをお願いします。

款２０諸収入、項５、目１雑入は、災害対策費用保険金ほか７件の確定により合わせて２１９万６,０００円の減額です。

３２ページをお願いします。

款２１町債、項１、目７災害復旧事業債は、農地等災害復旧事業の補助率確定により１３０万円の減額です。

続いて、歳出です。

３３ページをお願いします。

款２総務費、項１、目１一般管理費は財政調整基金利子積立から減債基金積立まで、合わせて９,３１２万３,０００円の増額です。

目５財産管理費は、宅地造成事業特別会計繰出金１万円の減額です。

目６企画費は申請実績がなかったことにより移住支援事業補助金１００万円の減額です。

目１０交通安全対策費は交通安全対策特別交付金の減額による財源内訳の変更です。

目１４情報化推進費は実績による会議録作成支援システム導入委託料及び備品購入費、合わせて２万６,０００円の減額です。

３４ページをお願いします。

項３、目１戸籍住民基本台帳費は、個人番号カード交付事業費補助金等の減額により財源内訳の変更です。

３５ページをお願いします。

項４、目３衆議院議員選挙費は、実績により投票立会人報酬ほか報酬から、３６ページの車借上料ほか使用料及び賃借料まで、合わせて１０３万８,０００円の減額です。

目４最高裁判所裁判官国民審査費は、実績により消耗品費２,０００円の減額です。

３７ページをお願いします。

項３民生費、項１、目１社会福祉総務費は、実績により事務補助員報酬から国民健康保険特別会計繰出金（出産育児一時金分）ほか１件の繰出金まで、合わせて３０６万１,０００円の減額です。

目２老人福祉費は、実績によりやさしいまちづくり住宅改造補助金２０万円の減額です。

目３老人福祉センター費は、燃料費の高騰によるリスク分担により老人福祉センター指定管理委託料１４万４,０００円の増額です。

３８ページをお願いします。

目４介護保険事業費は、介護保険特別会計繰出金（介護給付費分）１,４８８万５,０００円の減額です。

目６障害福祉費は、実績によりやさしいまちづくり住宅改造助成事業費補助金１０万

円の減額です。

39ページをお願いします。

項2、目1 児童福祉総務費は、実績により消耗品費ほか需用費から保育所運営費補助金ほか2件の負担金補助及び交付金まで、合わせて5,086万7,000円の減額です。

40ページをお願いします。

款4 衛生費、項1、目1 保健衛生総務費は、実績により消耗品費から一般不妊治療医療費助成（補助）ほか2件の扶助費まで、合わせて55万5,000円の減額です。

目2 予防費は、実績により事務補助員報酬から、41ページの新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金返還金まで、合わせて1,003万円の減額です。

目3 環境衛生費は、下水道特別会計繰出金（事務費分）ほか2件の繰出金、合わせて632万3,000円の減額です。

43ページをお願いします。

項2、目1 清掃総務費は、実績により事務補助員報酬から社会保険料等まで、合わせて93万7,000円の減額です。

44ページをお願いします。

款5 農林水産業費、項1、目1 農業委員会費は実績により、備品購入費4万5,000円の減額です。

目3 農業振興費は実績により、時間外勤務手当から短期就労及び観光型移住体験業務委託料まで、合わせて189万6,000円の減額です。

目5 農地費は、農業集落排水特別会計繰出金（事務費分）126万9,000円の減額です。

目7 堆肥センター管理費は、堆肥売払収入等の減額による財源内訳の変更です。

45ページをお願いします。

項2、目1 林業振興費は、森林環境譲与税充当額の減額による財源内訳の変更です。

目2 林道費は、実績により工事請負費（補助）8万2,000円の減額です。

46ページをお願いします。

項3、目2 漁港管理費及び目3 漁港建設費は町管理漁港使用料の増額による財源内訳の変更です。

47ページをお願いします。

款6 商工費、項1、目2 商工業振興費は、実績により時間外勤務手当から天草市消費生活支援センター負担金ほか5件の負担金補助及び交付金まで、合わせて177万8,000円の減額です。

目3 観光費は、実績により看板製作設置委託料96万9,000円の減額です。

48ページをお願いします。

目4温泉センター管理費は、新型コロナウイルス感染防止対策のための利用制限等に伴う影響分実績により温泉センター指定管理委託料209万9,000円の増額です。

目5富岡城公園管理費は、実績によりビジターセンター事務補助員報酬及び社会保険料等合わせて111万1,000円の減額です。

49ページをお願いします。

款7土木費、項2、目2道路維持費は、実績により道路台帳整備委託料52万6,000円の減額です。

目5橋梁維持費は、実績により測量設計委託料117万6,000円の減額です。

50ページをお願いします。

項3、目1河川総務費は、申請実績がなかったことにより土砂災害危険住宅移転促進事業補助金300万円の減額です。

51ページをお願いします。

款5、目1住宅管理費は、公営住宅使用料等の減額による財源内訳の変更です。

52ページをお願いします。

款8消防費、項1目2非常備消防費は、実績により消防団員費用弁償150万円の減額です。

目4災害対策費は、実績により時間外勤務手当及び修繕料、合わせて466万5,000円の減額です。

53ページをお願いします。

款9教育費、項1、目2事務局費は、実績により消耗品費及び情報回線通信使用料合わせて8万2,000円の減額です。

目3住宅施設費は、新型コロナウイルス感染症対応総合交付金充当額の増額による財源内訳の変更です。

54ページをお願いします。

項2、目1小学校の学校管理費は、実績により電気料及び県器楽合奏コンクール出場補助金合わせて149万8,000円の減額です。

55ページをお願いします。

項3、目1中学校の学校管理費は、小・中学校施設使用料の減額による財源内訳の変更です。

56ページをお願いします。

項4、目1社会教育費は、実績により講師謝金40万円の減額です。

目2公民館費は、公民館使用料等の減額による財源内訳の変更です。

目3社会教育施設費は、新型コロナウイルス感染防止対策のための利用制限に伴う影響分実績により、苓北町町民総合センター等指定管理委託料ほか1件の委託料90万5,

000円の増額です。

目5志岐集会所管理費は、実績により電気料40万円の減額です。

57ページをお願いします。

款5、目1保健体育総務費は、実績により各種大会等報償費53万1,000円の減額です。

58ページをお願いします。

款10災害復旧費、項1、目1農業用施設災害復旧費は、実績により査定設計委託料78万6,000円の減額です。

目2林道施設災害復旧費は、実績により丈量図作成委託ほか1件の委託料54万7,000円の減額です。

以上で、令和3年度苓北町一般会計補正予算（第12号）の説明を終わります。

ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 2点ほどお伺いをいたします。

まず、41ページ、新型コロナウイルスワクチン接種委託料831万2,000円が減額されておりますけども、これは3回目の接種の件数が少なかった結果の減額なんですか。その内訳をお尋ねいたします。

それと、44ページ、短期就労及び観光型移住体験業務委託料111万8,500円が減額されておりますけども、これの実績の方お尋ねをいたします。当初予定から体験のこれがあつたのか、なかったのか、その辺をお尋ねいたします。以上、2点です。

○議長（錦戸俊春君） 健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 野崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

41ページになります。新型コロナウイルスワクチン接種委託料831万2,000円の減額につきましては、事業の確定に伴いまして減額をさせていただいたところでございます。予定の人数と件数といたしましては、内訳はありませんが、令和3年度、1万5,782件の接種、これは予診のみと接種を含めた件数でございます。これは実績により減額させていただいたものでございます。

私ども、100%の接種を計画しておりましたが、実績により89%、トータルですね、になっておりますので、その分で減額というところでございます。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君） 44ページの短期就労及び観光型移住体験業務委託料の減でございますけども、実績による減ではあるんですけども、この取り組みの方が

ですね、やっぱコロナの関係で、よそからおいでいただいて行う事業ですので、ちょっとストップした状況がありましてですね、それで、この金額の減少になったということでございます。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） コロナワクチンの件は89%ということで、大体内容わかりました。あと44ページの短期就労ですけども、コロナにより、ストップしていたということですけども、全く実績は行われなかったのか、例えば1件なり行って、残りの減額をされたのか。その点をお尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 農林水産課長。

○農林水産課長（松井徹也君） 委託業者とですね、ずっとオンラインでやりとりをしながら、実際、募集も行いまして、農業、漁業で受け入れる、もういつ来てもいいようなところまでは行ってたんですけど、ちょうどその時期にコロナがちょっと拡大しました。そこでちょっとストップしたと。全然やってないということではありません。以上です。

○8番（野崎幸洋君） 実績は。

○農林水産課長（松井徹也君） 実際に、この事業においていただいて、短期就労と観光していただく実績としてはありませんでした。

○議長（錦戸俊春君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

松本良人君。

○5番（松本良人君） 39ページですね。18の負担金の関係の保育所運営費補助金が4,400万円ぐらい減額になっています。これ園児の減少か何かと思いますけれども、実績と、それから本年度の推計あるいは、もしわかっとなったら。それと、3年、5年後のおおよその推計がわかっとなったらですね、園児の推計をお願いいたしたいと思います。

それから、47ページ、プレミアム付商品券の発行事業でございますけれども、本年もあっておりましたけれども、この申し込みがですね、多分、役場必着となっていたように思います。できればですね、混乱を招かぬように、例えば、郵便局の消印有効っていうのできないものかどうか。そこら辺ですね、いろいろ町民の方からの消印有効じゃつまらんじゃったっじゃろかといったようなこともありましたので、そこら辺が今後の問題としてですね、できるかできないか、お尋ねをいたしたい。

それから、温泉センター指定管理委託料を挙げておりますけれども、管理委託料は合計いくらになったのか。すいません、48ページですね、すいません。

それから、49ページ、道路維持費の中で道路台帳整備委託料が減額になっております。この進捗状況はどのくらいぐらいになっているか。それに応じて台帳をつくっていつ

であるのかどうか、あるいはまだ遅れているのかどうか、そこら辺のお尋ねをいたします。

以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） まず令和３年度の保育所入所児童運営事業の負担金補助及び交付金の令和３年度実績額でございますが、すいません、手元に持っておりますのが、令和４年４月１日現在の園児の数がございまして、それをちょっと回答させていただきます。

現在利用定員２４０名に対しまして、町内が１６２人、町外が３３人、計１９５人が保育所のほうに入っております。以上です。

そこで０歳から５歳児の年齢別が手元にありますが、これを見た限りではそれほど、この情報からいきますと、年々減少をしていることは間違いございません。

令和３年度の予算に対しての実績の額でございます。すいません。減額の理由でございますが、当初計画しておりました園児の数及びその学年のバランス等によりまして、その実績が、その分の差で減額という運びになりました。主な理由は利用する人数が一番大きな理由です。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君） ４７ページのプレミアム付商品券発行事業の消印等の取り扱いということですが、すいません、第２弾、今年度までの分を一応、必着ということしておりますので、今後ですね、第３弾をする場合には、その辺もちょっと内部のほうで消印有効にということについては検討させていただきたいと思います。

４８ページの温泉センターの総額が、通常の方を合わせていくらかぐらいになる見込みかというご質問ですが、決算見込みであわせて、３，２６０万円程度の決算を見込んでおります。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） ４９ページの道路台帳整備委託料の件ですが、この件につきましては、昨年度、工事等を実施した分の道路台帳の修正件数でございますが、全体で予算額を２４３万３，０００円組んでおりまして、その修正した件数が１９０万６，０００円程度になりました。その残額を５２万６，０００円減額したものでございますので、この台帳の進捗状況ではなくて、その都度修正をしているところでございます。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君、もう１回、すいません、３９ページ説明してください。もう１回、３９ページ、すいません。松本議員。

○５番（松本良人君） 対象者が、専決ですので最終に何人ぐらい出てとってでし

よ。最終の出とるものの対象者は何人ぐらいおいでですかと。そしてできれば、3年度に対象者が何人でした。確定しているのでできるはずです。あとは、今年度の予算、対象者は何名ぐらいを見ておられますか。それでその後、できれば3年後、5年後。要するに私が知りたいのは、園児の推移を知りたいんです。どのぐらいあるか、今の小学校あたりの統合なんかが出てきておりますので、もしかしたら頑張っていたかンバ、保育園の廃止とかなんかがあるんじゃないかなろうかと。そこら辺をちょっと考えますので、お尋ねしたんです。

そこら辺を加味して答弁をしていただければいいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 申し訳ございませんでした。

令和3年度の当初の児童数が、園児が245人で計算をしております。245です。そこからまた減りまして、先程申しました195人が現状です。数的にも申しましたとおり、0歳から5歳がそれぞれ出ておりますが非常に厳しい状態で。

○5番（松本良人君） その3年後、5年後あたりの見通しはつけてなかったのか。

○福祉保健課長（本田 保君） はい。つけてないですね。今、年齢別は持っておりますが。だから0歳が何人とか、決算から、5年のも・・・。

○議長（錦戸俊春君） 3年から5年後の園児数自体はわかりますか。年齢別にわかりますか。

○福祉保健課長（本田 保君） 申し訳ございません。

○5番（松本良人君） 調査に行きますので教えてください。

○議長（錦戸俊春君） よろしいですか。

○5番（松本良人君） その件について後で聞きに行きます。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質問はいいですね。

○5番（松本良人君） いや、今1回。1回聞きましたので、2回目ば言います。この辺検討していただいて、できれば私は消印までしていただければいいんじゃないかなろうかと思います。ほとんどのところがやっぱり消印ですね、郵便局の消印で受け付けているようでございますので。必着じゃなくて、そういった方が町民の方々はやりようになってよかったなということで。郵便局に入れたもんな、ぎりぎりまでってそこでやりますからね。そういうことで検討していただければと思います。

それから道路台帳の進捗状況の今年の予算に対してじゃなくて、現在、道路台帳がどのくらいぐらい進捗しているのかなって、もう100%、ずっと合わせてできているのかなという、そこら辺が知りたかったもんですから。今まで後手後手だったもんですからね。そこら辺もう1回教えてください。

それから、この温泉センターの指定管理の中にカビとか何かの対応とかなんかは指定

管理の委託の中に、委託料の中に入っておりますか。入っておりませんか。内部の清掃とか、カビが壁いっぱい入るとるっていうのは、これは管理不足だと思うとですよね。家庭の風呂場にも、やはりきれいにしてあるところは、カビは生えとりませんけれども、すばらしい風呂場の中にも、カビが生えますのでね。そこら辺を委託の中に、そういったことまで入っているのか、入っていないのか。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君） カビを落とす程度にもよるかと思いますが、軽微な修繕等につきましては、管理の中でしていただくということにしておりますので、もう一度ですね、温泉センターのほうを確認して指定管理者の方にも指示を出したいと思います。大規模になる場合は、町のほうで修理というかですね、クリーニングするということになると思います。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） 道路台帳の進捗状況ということですが、この道路台帳自体は舗装をした長さ、幅、例えばブロック積みをつくったところをそれぞれ工事を1年まとめた部分で台帳を整理していきますので、毎年、整備しておりますので、これは進捗は100%だと思っております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） ありがとうございます。今まで道路台帳がかなり後手後手になった時代があったもんですから。もう今はその町道の路線別に、もうきれいにでき上がるとるということですね。はい、ありがとうございます。頑張ってください。

それから、もう1点見落とししました。

温泉プールの指定管理委託料の分が出ておりますが、56ページです。これが合計はいくらか。それから中の管理、その他はどのようになっているのか。温泉センターはあまりカビとか何かありませんけれども、プールは相当なカビが生えとります。同じ指定の管理の委託なのか。管理委託で同じような管理委託の中で管理をなされていれば、あれだけのカビは生えない。ということは、町の管理不足じゃなかろうかなと。ぜひですね、もし管理不足であったならば、今のうち、きれいに洗えば取れますので、洗っていただいて、それからカビが生えない薬剤等がありますので、そこら辺で処理していただいて、カビをなるべくつけない。管理不行き届きですので、それは担当者の、担当課の問題でしょう。温泉センターとプールと同じ管理形態がとられていて、あれだけ差があるということは、やはり、怠慢だと思われます。そこら辺ですね、前回、そこら辺を、カビが生えとるけん、全部張り替えますもんというような安易な考え方はできない。ただカビはですね、どう綺麗かとも生えますのでね、中身がどのくらいかわかりませんけれども、そこら辺もう最後でございますので、聞いただけ、確実に答弁をしてく

ださい。

もし、私が聞いたとからずれとったなら、議長のほうから答弁を促していただきますようよろしくお願いします。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（西川文孝君） まず令和3年度の指定管理料でございます。今回の補正を合わせまして1,758万2,890円。それと維持管理につきましては、温泉プールの指定管理者の方にカビ対策っていうか、日頃からですね、清掃の方をしていただくように、お願いはしております。保守点検及び維持管理業務につきましては、まず開館前に、衛生管理ということで館内の清掃、整理整頓をしっかり行うように管理業務の中で明記をしております。

○議長（錦戸俊春君） 内容については、全ての指定管理の管理をしていただく内容についてはもう変わらんとでしょ。温泉もプールもという質問もあったかと思いますが。要するに、管理体制で、変わらんなら変わらんと。

教育課長。

○教育課長（西川文孝君） プールの管理につきましては、管理運営・水質管理それと衛生管理・機械管理、それぞれ開館前、営業中か、閉館後、また随時管理の部分それぞれですね、管理業務の明記をしております、適切に管理をしていただいているところでございます。

○5番（松本良人君） カビの生えとるけん、今回責任も聞いたと・・・。

○議長（錦戸俊春君） それでは、ほかに質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 決算のときにも質問しようかと思いますが、この財源内訳の中でですね、特定財源がマイナスになって、一般財源がプラスになっている箇所が10箇所ぐらいあります。

これは、例えば44ページの堆肥センターのその他が133万1,000円減額になって、一般財源が133万1,000円増額ですね。これは特定財源、使用料とかそういうものが減ったから、あるいは、福岡に持っていく部分の処理費が減ったから特定財源その他としては減額になるけども、一般財源も必要ないということであれば話は別ですが、その分をですね、一般財源から持ち出してしまうということになれば、この施設の赤字を増やすということにつながってくるんじゃないかというふうに思うわけです。

それでこのような状況は、44ページ、45ページ、46ページ、51ページ、55ページ、56ページ、58ページにもそれぞれあります。その点について、今後の施設運営についてどのようなお考えをお持ちなのか、お尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） 只今の件ですけど、浜口議員おっしゃるとおりですね、そういう施設の管理につきましては通常、やはり使用料ということで、例えば、堆肥センターの場合は堆肥センターの堆肥収入、それを当初見込みましてですね、予算を立てるわけですけども、残念ながらその堆肥収入が少なかったというようなことの中でですね、一般財源を投入せざるを得ないようになるというようなことでございます。

当初、歳入歳出をですね、それぞれ算定しながらやるわけですけども、その辺についてはやはり、その年、その年の状況でありますとか、その施設の状況にあたりまして、収入の変動等もございましたので、一般財源をどうしても投入せざるを得ないという状況が生まれてまいります。

ただ、このことは、浜口委員おっしゃるとおり、あまりですね、良いことっていいですか、そういうことではございませんので、やはり、こういった施設を維持するためには、ある程度の収入を確保した中で、できる限り一般財源を少なくして、経営に当たっていくというのが、当然のことかと思っております。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 一般論とすればそういう今副町長のお話のとおりですが、今、堆肥センターに限って言うと、そういうことで堆肥センターの収入が減ったということであればですね、一般財源を何でもっていくのか、その代わりにですね。ということは当初の見込みも甘かったということになるんじゃないですか。ですね。でしょ。

やっぱそういうときには、特定財源で予定しとったものが、副町長の話によれば収入が減ったということで、それはだからマイナスになったっちゃう、その他がですね、それは私も理解できます。であればそれはそのままマイナスだけにして、なぜ一般財源から持ってこなければならぬのか。もうちょっとわかりやすく言えば、収入は減ったけども飯は今までどおりのごつつおば、食いよるばいと。収入が減ったならば、ごつつおば減らして、これは言い方は不適切かもしれませんが、肉で食いよった分ば、漬けもんで食うとか、あるいは梅干しで食うとか。そういう形に持って行かんと施設は良くなりますよ。ですね。

今度もプールの問題もこの後、出ていきますけども、プールとか温泉とか、富岡の船とかいろいろあります。やっぱそこら辺のことはですね、今後、全体的に、次の一般質問あたりでもお尋ねしようかとも思いますが、やっぱり全体的に捉えて、町の財政をどう守っていくのか、先程もちょっと保育園の子どもたちの話も出ましたが、これは、人口が減っていくということはですね、朝日新聞の総務省の調べでも、子どもたちが減っているということは、論評は上がっておりました。そういうことでですね、長期的な見積りの中で、決算の見込み、それから予算の策定に励んでもらいたいと思います。単に特定財源の内訳でですね、これが減ったから、一般財源を持ってきましてと、そうい

うことがないようにしてほしいと思う。

○議長（錦戸俊春君） 副町長。

○副町長（山崎秀典君） 今の浜口委員おっしゃるとおり、こういったことにつきましてでは予算の1年間の管理の問題でございます。

それぞれの状況、状況を見ながらですね、例えば歳入が減っている状況であれば、歳入を増やすために、今後どういう努力をしていけばいいのかということも考えねばなりませんし、どうしても歳入が減るようであれば、歳出の削減をする必要が出てくるかと思えます。

今後、十分留意しながら対応に当たっていきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 47ページの観光費の中ですけども、私は一般質問でもさせていただきました。観光客にとって、町は観光を主にしていらっしゃると思うんですけども、観光客にとって本当にわかりにくいと。看板もないところもある。またメインのところに案内板がないとかいうのを指摘しましたけども、その中で看板製作委託料が96万9,000円も減額をされているというのはどういうことでしょうか、お聞きいたします。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君） この部分につきましては、令和3年度はですね、7箇所分の看板の改修等を予定しておりました。

それで、新規では天草空港のですね、玄関の横のスペースを空港管理事務所と協議をして看板を新設しております。

今回の減額の主な理由といたしまして、苓北町物産館前の海の駅って書いてある青い看板がございました。あそこちょっと下も腐食しておりまして、看板を建てかえる予定でございました。しかしながら、皆さんご承知のとおり、物産館の入居者が撤退された状況の中でどのような看板が一番いい看板になるのかと、入られる方の、予定のですね、そこが決まってから、そこを建て替えようということで、その部分を令和3年度で施行しませんでしたので、今後入居が決まりますので、そこに合わせたところで、令和4年度で対応したいということでこの金額になっております。あとは執行残でございます。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 物産館とか今おっしゃいましたけども、ほかのところのですね。私が質問させていただいたのは、やっぱり観光施設に案内板が少ない。それこそ、それも町長も答弁の中でそれは少ないと、ちゃんとわかるようにするというふうにおっしゃっていただいたんで、本当に期待していたんですけども、それもいまだに作ってな

い。

それこそ大きなメインのところに案内ができてないとかいうのが本当にあります。だから減額するということ自体は、物産館の分で減額をされたということですけども、ほかの案内板とかいうふうに回すべきではないでしょうか。

本当に案内板が少なくてですね、観光客にとっては本当に不親切だなあと、観光を謳ってあるにもかかわらず、苓北町はそういう案内板が少ない、案内板がわかりにくいというのが、本当に観光客からも指摘をされています。

だから私も一般質問でさせていただいたんですけども、そのときに本当に先程も言いましたように、町長もそれは考えなければいけないという答弁をさせていただいたんで、この減額をされているということ自体にですね、ちょっと不信感を持つわけなんです。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君） 今、石田議員おっしゃったとおり、3月の議会の中でそういったご質問がございまして、町長もそのようにお答えしております。

町のほうもそのような形で、今年度ですね、そこの看板の洗い直しと、きちっとした整理ということで、業務を担当にきちっと入れまして、そこの整理をした中で、看板の整理をするということにしておりますので、延ばしているということではございませんで、ここの90万弱の部分は、撤退されたのが12月末で撤退をされまして、1月、2月、3月はもう入居なされておられませんのでその間の中で、先程お答えしましたとおり、この予算についての執行はですね、4年度の中で、看板の建て替え、そこの部分の建て替えと、全体、町全体の誘導ですね、石田委員がおっしゃられたトルレス神父記念広場の誘導がうまくわからないというふうなところ、重々承知しておりますので、そこ以外の観光施設の誘導についても町長からの指示がっておりますので、そこをきちっと今年度整理をしてですね、改めて予算を計上させて、ご提案させていただきたいというふうに考えております。

○議長（錦戸俊春君） 石田みどり君。

○6番（石田みどり君） それはそれでいいんですけども、本当に観光を謳ってる苓北町にしては取り組みが遅いなというふうに思っているわけですね。

だから今4年度でしていただくということですので、本当にトルレス広場だけでなくね、富岡城に行くのもわかりにくいというのを観光客から聞きました。だから本当に見直しをやっていただいて、きっちりした、観光案内板、観光案内図、というのをきっちり作っていただきたいというふうに思いますので期待をしております。よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 39ページの保育所運営費補助金4,440万円減になってい

る件でお伺いいたします。先程の松本議員からの質問の中で、令和4年4月1日現在の保育園の定員が240人、そのうち町内が162人、町外が132人、合計195人ということの回答がありました。多分、予算はこの定員の240人で予算化をされているんじゃないかというふうに思います。これが実際に今年度も、55人ですか。もう既に大幅な減になっていると。

今後、町内の子どもたちが増えたとすれば、もう異動で移住か何かで、また町内に子どもを連れて帰ってきていただければ増えるかと思うんですが、なかなかそういう方も少なく、逆に出ていく人たちが実際には多いんじゃないかというふうなのが現状かと思っています。

やっぱり保育園自体は、やっぱり苓北町にとっては非常に重要な、役場に次ぐ重要な施設かなと思います。その中でやっぱりこの定員に対しての保育士の配置というのは、当然法律で決まっているかと思っています。それで最終的には人員で精算となって、結局4,440万という大きな金額が保育園にのしかかってくると。

これは役場の場合は、いっぱいほかに財源があるから、先程、浜口議員がおっしゃったように、どこかが少なくなれば一般財源で補充というのができますけれども、保育園の場合は単体で経営をされていますから、実際に保育士に給料を払ったお金というのは何がしか、自分たちの、財産を食い潰してでも、やっぱり支出したんなら払わにゃいかんと、というふうなのが現状かと思っています。

これまでも、そんなに経営が、放漫経営なんていうのは、苓北町はないと思います。給料も非常に低い賃金体系で、保育士は働いていらっしゃるかと思っています。その中でやっぱりこのように人員が減っていくと行った場合の考え方、保育士の定員、保育園の定員の問題とかいうこともですね、含めて、もしこのような形で、これからも推移していくのであれば、特にびっくりしたのは、町外の人と、町内の人、ほぼまでいきませんけれども、162人と130人……。町外33。失礼しました。今33人ですね。これは特に病院関係とか介護施設で通っておられる方が多いかと思いますが、やっぱり先程の定員と実人員の差というのが、今後大きく広がっていくとすれば、やっぱり町からも何らかのこの手だてを考えるべきだと思いますが、そのような支援策というのは考えられていらっしゃるのかが1点。

あと、もう1点は温泉プールに全保育園の子どもたちをスイミングスクールに通わせていらっしゃいますけれども、これは特色ある保育園という形で、全保育園がやっぱり子どもたちに、水難事故防止のために行っているのか、町からもやっぱりそういう特色ある苓北町の保育園ということでそういうものを推奨されていらっしゃるのか、その辺りがどうなのかだけちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） まず1つ目の定員の関係でございますが、利用定員というものがあまして、この利用定員につきましては、当然、少子化ってずっときておりました関係でこの利用定員のほうもずっと減少してきております。

そこで何か手だてということでございますが、利用定員の場合は措置費の算出基準のベースになる数字がこの利用定員でございます、この利用定員の数が少ないほど、1人当たりの単価が高くなるようなそういう国の仕組みになっておりますので、数が減りましても単価が、一応少しでも上がるというようなそういう設計になっておりまして、そのようなことで対応をしております。

それと、特色ある保育園づくりということですが、現在のところにつきまして各保育所のほうに実際にお任せをしておりますので、こちらからは特に、そういった指示は出していないのが実情でございます。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） わかりました。当然、措置人員とかが低くなれば、ある程度の保育士を確保せにやいかんということで、割り増しでの措置費というのは当然のことだと思います。

ただ、あまりその乖離が大きくなってくると保育園の負担が非常に大きくなるんじゃないかというふうな懸念があつてですね、やっぱりそこで町としても単独でも、何らかの保育園へのやっぱりそういう大幅な園児の減少対策ということに対する手当ても検討すべきじゃないかなというふうに考えていたところでございます。

今のところ、何もそういうことはもう制度に任せた状態になっているということでございますね。はい、わかりました。

それと、先程聞いたのは、県の負担金でですね、特色ある保育園づくりで県費の方が1,700万円ぐらい落ちていたもんですから、何かそれであつてののかなと思っていたところです。これはもう園が独自でやっているということですね。わかりました。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

承認第6号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号、専決処分の承認については承認することに決定しました。
ここで11時10分まで休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時53分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

-----○-----

日程第5 承認第7号 専決処分の承認について

専決第6号 令和3年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第5、承認第7号、専決処分の承認について、専決第6号、令和3年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（田尻康彦君） 承認第7号、専決処分の承認について、専決第6号、令和3年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたしますので、次の次のページの1ページをお開き願います。

今回の補正は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,335万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億8,711万4,000円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、歳入では県支出金等の確定、歳出では保険給付費等の確定に伴うものでございます。補正予算の中身についてご説明いたしますので、6ページをお開きください。

まず歳入ですが、款4国庫支出金、項1国庫補助金、目1災害臨時特例補助金60万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免を申請された方がいなかったため、実績により補正を行うものです。

次に7ページをお開きください。

款5県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金5,215万3,000円の減額は、普通交付金及び特別交付金の概算交付額の確定により補正を行うものでございます。

次に8ページをお開きください。

款7繰入金、項1、目1一般会計繰入金、節2事務費繰入金32万4,000円の減額、節3出産育児一時金等繰入金28万円の減額は、事業費の確定によるものでございます。

次に 9 ページをお開きください。

款 9 諸収入、項 2 雑入、目 1 一般被保険者第三者納付金 1,000 円の減額は、該当者がなかったことによるもので、目 2 特定健診等利用者負担金 3,000 円の増額は、令和 4 年 1 月に実施しました特定健診の申し込み実績によるものでございます。

次に、歳出でございます。

10 ページをお開きください。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は、財源区分の変更でございます。次に 11 ページをお開きください。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、目 1 一般被保険者療養給付費、目 2 退職被保険者等療養給付費、目 3 一般被保険者療養費、目 4 退職被保険者等療養費の減額は、いずれも事業費の確定により減額をするものでございます。

次に 12 ページをお開きください。

項 2 高額療養費、目 1 一般被保険者高額療養費、目 2 退職被保険者等高額療養費、目 3 一般被保険者高額介護合算療養費、目 4 退職被保険者等高額介護合算療養費の減額は、いずれも事業費の確定により減額するものでございます。

次に 13 ページをお開きください。

項 3 移送費、目 1 一般被保険者移送費の減額は、該当者がなかったことによるものでございます。

次に 14 ページをお開きください。

項 4 出産育児諸費、目 1 出産育児一時金の 42 万円の減額は、事業費の確定によるものでございます。

次に 15 ページをお開きください。

項 5 葬祭諸費、目 1 葬祭費の 20 万円の減額は、事業費の確定によるものでございます。

次に 16 ページをお開きください。

項 6 傷病手当金、目 1 傷病手当金の減額は、該当者がなかったことによるものでございます。

次に 17 ページをお開きください。

款 3 国民健康保険事業費納付金、項 1 医療給付費分、目 1 一般被保険者医療費、医療給付費分は、財源区分の変更でございます。

次に 18 ページをお開きください。

款 5 保健事業費、項 2 特定健康診査等事業費、目 1 特定健康診査等事業費、54 万 2,000 円の減額は、事業費の確定によるものでございます。

以上が、令和 3 年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の内容でございます。

ます。

ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

承認第7号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第7号、専決処分の承認については承認することに決定しました。

-----○-----

日程第6 承認第8号 専決処分の承認について

専決第7号 令和3年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第5号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第6、承認第8号、専決処分の承認について、専決第7号、令和3年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 承認第8号、専決処分の承認について、ご説明をいたしますので、次の次のページをお願いいたします。

専決第7号、令和3年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第5号）について、ご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,818万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,458万1,000円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、歳入では、介護保険料及び国県補助金等の確定、歳出では保険給付費等の確定に伴うものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、6ページをお開きください。

歳入です。款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料、節1現年度分特別徴収保険料146万7,000円の減額、節2現年度分普通徴収保険料79万2,000円の増額、節3滞納繰越分普通徴収保険料53万9,000円の増額は、いずれも

確定によるものでございます。

7 ページをお願いします。

款 2 使用料及び手数料、項 1 手数料、目 1 手数料、節 1 手数料 1,000 円の増額は確定によるものでございます。

8 ページをお願いします。

款 3 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 介護給付費負担金、節 1 現年度分 26 万 4,000 円の減額は、確定によるものでございます。

9 ページをお願いします。

款 3 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 調整交付金、節 1 現年度分調整交付金及び目 2 地域支援事業交付金、節 1 現年度分 9・・・

先程の節 1 の調整交付金の 625 万 5,000 円の減額から、目 5 介護保険保険者努力支援交付金、節 1 介護保険者努力支援交付金の 160 万 6,000 円の増額のこの分の 179 万円の減額につきましては、実績による確定でございます。

10 ページをお願いします。

款 4 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金、目 1 介護給付費交付金、節 1 現年度分 1,445 万 7,000 円の減額、目 2 地域支援事業交付金、節 1 現年度分、6 万 1,000 円の減額、いずれにしても、二つとも、実績による確定で 1,451 万 8,000 円の減額となっております。

11 ページをお願いします。

款 5 県支出金、項 1 県負担金、目 1 介護給付費負担金、節 1 現年度分 16 万 5,000 円の減額につきましても、交付額確定によるものでございます。

12 ページをお願いします。

款 5 県支出金、項 2 県補助金、目 1 地域支援事業交付金、節 1 現年度分 17 万 2,000 円、この二つの細目につきましても、事業費確定によるものでございます。

13 ページをお願いします。

款 7 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 介護給付費繰入金、節 1 現年度分、1,488 万 5,000 円の減額は、事業費確定による減額でございます。

14 ページをお願いします。

款 7 繰入金、項 2 基金繰入金、目 1 介護給付費準備基金繰入金、節 1 介護給付費準備基金繰入金の 635 万 2,000 円の減額につきましても、基金の取り崩す額が減少したためでございます。

15 ページをお願いいたします。

款 9 諸収入、項 3 雑入、目 1 第三者納付金、節 1 現年度分 9 万 7,000 円の増額も、実績によるものです。

目３雑入、節１雑入１，０００円の増額も実績によるものでございます。

１６ページをお願いします。

これより歳出となります。

款１総務費、項４地域包括支援センター事業費、目１地域包括支援センター事業費につきましては、財源区分の変更でございます。

１７ページをお願いします。

款２保険給付費、項１介護サービス等諸費、目１介護サービス等給付費、節１８負担金補助及び交付金３，８１８万３，０００円の減額は、実績による補正でございます。

１８ページをお願いします。

款２保険給付費、項２介護予防サービス等諸費、目１介護予防サービス等給付費につきましては、財源区分の変更でございます。

１９ページをお願いします。

款２保険給付費、項３その他諸費、目１審査支払い手数料につきましても、財源区分の変更でございます。

２０ページをお願いします。

款２保険給付費、項４高額介護サービス等費、目１高額介護サービス費につきましても、財源区分の変更でございます。

２１ページをお願いします。

款３地域支援事業費、項１介護予防・日常生活支援総合事業費、目１介護予防・生活支援サービス事業費目２一般介護予防事業費、目３その他諸費につきましても、いずれも財源区分の変更でございます。

２２ページをお願いします。款３地域支援事業費、項２包括的支援事業任意事業費、目１権利擁護事業費から目４認知症総合事業支援事業費につきましても、財源区分の変更でございます。

２３ページをお願いします。

款６諸支出金、項１償還金及び還付加算金、目１第１号被保険者保険料還付金、これにつきましても、財源区分の変更でございます。あ、はい・・・。

一応、以上が令和３年度・・・。

○議長（錦戸俊春君） 暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午前１１時２４分

再開 午前１１時３２分

—————○—————

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 申し訳ございませんでした。いろいろ迷惑かけてすみませんでした。

23 ページです。款6 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目1 第1号被保険者保険料還付金のゼロにつきましては、1,000円と1,000円が、1,000円が入って1,000円が出て、申し訳ございません。財源区分の変更でございます。第三者納付金の分の1,000円と、雑入の分が入っておりまして、その分で相殺しまして表示的にはゼロとなっていることになっております。

以上が、令和3年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第5号）の内容でございます。

ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 23 ページについてですが、これは今、課長から説明のあった分は、節のですね、説明の中で書くわけにはいかんだったのでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（本田 保君） 申し訳ございませんでした。説明が悪くてですね、申し訳ありませんでした。確かに説明の欄に書くべきだったと思いました。申し訳ありませんでした。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

承認第8号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第8号、専決処分の承認については承認することに決定しました。

—————○—————

日程第7 承認第9号 専決処分の承認について

専決第8号 令和3年度苓北町下水道特別会計補正予算（第4号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第7、承認第9号、専決処分の承認について、専決第8

号、令和3年度苓北町下水道特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（松本康秀君） 承認第9号、専決処分の承認について、専決第8号、令和3年度で苓北町下水道特別会計補正予算（第4号）についてご説明をいたします。

次の次の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ553万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ3億4,309万2,000円とするものでございます。

主なものは、下水道事業費の確定によるものです。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正、1変更ですが、（下水道事業債）特定環境保全公共下水道事業を、事業費の確定により40万円減額をするものです。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1分担金及び負担金、項1、目1分担金は、実績により、下水道事業受益者負担金5,000円の増額です。

8ページをお願いいたします。

款4、繰入金、項1、目1一般会計繰入金は、歳出の確定及び見込みにより、下水道事業繰入金、事業費分と、建設費分、合わせて513万9,000円の減額です。

9ページをお願いいたします。

款7町債、項1、目1、下水道事業債は、実績により40万円の減額です。

続いて、歳出です。

10ページをお願いいたします。

款1公共下水道事業費、項1、目1一般管理費、節10需用費は、修繕料の実績により303万9,000円の減額です。

11ページをお願いいたします。

款1公共下水道事業費、項2、目1下水道事業費は、工事請負費の確定により49万5,000円の減額です。

12ページをお願いいたします。

款1予備費、項1、目1予備費は200万円の全額減額でございます。

以上で、令和3年度苓北町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

ご承認のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

承認第9号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第9号、専決処分の承認については承認することに決定しました。

—————○—————

日程第8 承認第10号 専決処分の承認について

専決第 9号 令和3年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第8、承認第10号、専決処分の承認について、専決第9号、令和3年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（松本康秀君） 承認第10号、専決処分の承認について、専決第9号、令和3年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について、ご説明をいたします。

次の次の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ126万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1,710万3,000円とするものでございます。

主なものは、一般管理費の実績によるものです。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款3繰入金、項1、目1一般会計繰入金は、歳出の確定及び見込みにより、農業集落排水事業繰入金、事務費分を126万9,000円減額いたします。

続いて歳出でございます。

7ページをお願いいたします。

款1農業集落排水事業費、項1、目1一般管理費、節8旅費は、実績により4,000円の減額です。

節１０需用費は、消耗品費、薬品代、燃料費、電気料、修繕料の実績により、合わせて３７万１,０００円の減額です。

節１１役務費は、電話料、汚泥汲取料の実績により、合わせて１０万９,０００円の減額です。

節１２委託料は、処理施設運転管理業務委託料の実績により、２８万５,０００円の減額でございます。

８ページをお願いします。

款３予備費、項１、目１予備費は、５０万円全額減額です。

以上で、令和３年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第２号）の説明を終わります。

ご承認のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

承認第１０号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第１０号、専決処分の承認については承認することに決定しました。

—————○—————

日程第９ 承認第１１号 専決処分の承認について

専決第１０号 令和３年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第３号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第９、承認第１１号、専決処分の承認について、専決第１０号、令和３年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（松本康秀君） 承認第１１号、専決処分の承認について、専決第１０号、令和３年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第３号）につい

てご説明いたします。

次の次の１ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ８４万６,０００円を減額し、歳入歳出それぞれ３,９４３万３,０００円とするものでございます。

主なものは、事業実績によるものです。

６ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款２使用料及び手数料、項１使用料、目１戸別合併処理浄化槽使用料は、実績により３２万３,０００円の増額です。

７ページをお願いいたします。

款２使用料及び手数料、項２、目１手数料は、戸別合併処理浄化槽使用料等督促手数料の実績により、３,０００円増額です。

８ページをお願いいたします。

款３県支出金、項１、目１特定地域生活排水処理事業費補助金は、熊本県公共浄化槽等整備推進事業交付金の確定により、１万２,０００円の増額です。

９ページをお願いいたします。

款４繰入金、項１、目１一般会計繰入金は、歳出の確定及び見込みにより、特定地域生活排水処理事業繰入金、事務費分を１１８万４,０００円の減額です。

続いて、歳出でございます。

１０ページをお願いいたします。

款１特定地域生活排水処理事業費、項１、目１一般管理費です。節８旅費は、実績により４万４,０００円の減額でございます。

節１０需用費は、実績により、消耗品費、修繕料合わせて１７万３,０００円の減額です。

節１１役務費は、実績により、後納郵便代、法定検査手数料合わせて３万円の減額です。

節１２委託料は、浄化槽維持管理委託料の実績により７万円の減額です。

節１８負担金補助及び交付金は、実績により２万９,０００円の減額でございます。

１１ページをお願いいたします。

款３予備費、項１、目１予備費は５０万円全額の減額です。

以上で、令和３年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第３号）の説明を終わります。

ご承認のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

承認第11号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第11号、専決処分の承認については承認することに決定しました。

—————○—————

日程第10 承認第12号 専決処分の承認について

専決第11号 令和3年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第10、承認第12号、専決処分の承認について、専決第11号、令和3年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） 承認第12号、専決処分の承認について、専決第11号、令和3年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

次の次のページの1ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ715万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31万9,000円とするものでございます。

今回の補正の主な内容につきましては、財産売払収入の減額に伴う関連予算の減額補正でございます。

歳入につきましては、6ページをお願いいたします。

款1財産収入、項1財産売払収入、目1不動産売払収入、節1土地売払収入は714万6,000円の減額でございます。

7ページをお願いいたします。

款2、項1繰入金、目1、節1一般会計繰入金は1万円の減額でございます。

歳出につきましては8ページをお願いいたします。

款１事業費、項１宅地造成事業費、目１分譲宅地造成事業費、節１０需用費は、修繕料１０万円の減額です。

節１１役務費は、広告宣伝料１１万円の減額です。

節１２委託料は、宅地用販売促進委託料がなかったことによりまして、４０万円の減額でございます。

節１８負担金補助及び交付金は、宅地建設補助金の実績により１００万円の減額でございます。

９ページをお願いいたします。

款２諸支出金、項１繰出金、目１一般会計繰出金、節２７繰出金は５３９万７、０００円の減額でございます。

１０ページをお願いいたします。

款３予備費、項１予備費、目１予備費は１４万９、０００円の減額でございます。

以上で、令和３年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第２号）の説明を終わります。

ご承認のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君） 専決の承認事項であります。８ページにですね、修繕料１０万円それから役務費１１万円、委託料が４０万円、負担金補助金が１００万円計上してあってそれが全て減額です。

この修繕料は、どこの修繕、当初見込みがですね、だったのか。ここに上がってるってことは、財源は売れた土地を使うよということですけども、対象は、今の町営住宅を修繕するのか。ですね、ちょっと会計が違うと思いますけども、それから、委託料も住宅用地販売促進委託料、これは減額せずに、やっぱ赤字でずっと残しとかんと、今後の販売促進にはつながっていかんとじゃなかかという気がします。

それから、住宅建設補助金はどういう場所のあるいはどういう種類の住宅建設のときに補助金として出す予定であったのか。

以上、お尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） まず１点目の修繕料の見込み場所でございますけれども、これは、ざいのお団地の部分でございます。コンクリート等ですね、経年劣化によって剥がれ落ちる分等についての修繕を見込んでおりましたが、そこでは修繕はございませんでした。

2点目のですね、住宅用地販売促進委託料でございますけども、これはこの住宅用地を販売したときに、販売の中継、代理店、不動産業者を経由して販売していただいた場合について、その委託料がその価格の3%と3万円、やっぱり3万円という部分がございます、ざいのお団地が売れなかったことによりまして、その経費が必要なくなったということでございます。

それと、宅地建設費の補助金でございますけれども、これもざいのお団地が売れていた場合についての見込みでございます、町内の業者で建設された場合、40万円の補助金、また町外より転入されて、建設された場合、60万円を計上しておりましたので、それもざいのお団地が売れておりませんでしたので減額した手続きでございます。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 大体流れはわかりましたが、この修繕料ですね、10万円。ざいのおの経年劣化に対する修繕という説明でしたけども、これはふれなかったからその経年劣化はなくなったんですか。経年劣化を当初予算に上げたということは現状見てあると思うわけですよ。想像では、この10万円の経年劣化は予算計上してないというふうに思うわけですよ。そこら辺どうなのか。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） その見込みにつきましてはですね、毎年少しずつ剥がれている部分がございますので、その部分について修繕料を見込んでおりました。

今年もですね、発生したもので、今年は10万円を使わせていただいたところでございます。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） そしたらこの10万円ちゅうとは残り、予算の残りということですか。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） はい、予算の残額です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

承認第12号を採決します。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第12号、専決処分の承認については承認することに決定しました。

—————○—————

日程第11 報告第2号 令和3年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町一般会計）の報告について

○議長（錦戸俊春君） 日程第11、報告第2号、令和3年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町一般会計）の報告についてを議題とします。

説明を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 報告第2号、令和3年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町一般会計）の報告について。

令和3年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町一般会計）を別紙のとおり調整したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを議会に報告する。

令和4年6月8日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由でございますが、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰越したときは、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならないためです。

次のページをお開きください。

令和3年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町一般会計）です。

これは、3月議会で議決をいただきました繰越明許費について、額の確定により、翌年度繰越額として報告するものです。

款2総務費から款10災害復旧費まで、13の事業で繰越を行っており、金額合計で3億6,653万5,000円のうち、令和4年度に繰越した額は3億961万8,000円です。

財源内訳は、国県支出金が1億7,894万円、地方債が1億140万円、一般財源が2,927万8,000円です。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

山口利生君。

○1番（山口利生君） 1点だけ。この金額と翌年度繰越額を見ると、これは議会のほうにかけた繰越承認額がこの金額ですよ。この確認が1点。ここの金額というのが、

議会への繰越承認額がこの金額ということなのかどうかということと、もしそれがであれば、翌年度の繰越額がほぼ同額になっている場合、通常契約したら、前払い金を払って、材料費等を前もって購入していただくというようなことですね、できるだけ前払いを、支出してその残りを繰越しという形をしていくのが通常じゃなかろうかと思いますが、中身を見ますとその金額イコール翌年度繰越額というのがいくつか見られます。

それと額的に1割ぐらいしか払ってないという部分もあつたりとかしますが、この点、未契約で全額翌年度に繰越しているというような事が多くあつたのでこのような計算書になっているのかどうかを確認いたします。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 議会で承認をいただいている繰越は、限度額というように形で報告、承認をいただいておりますので、今回の繰越計算書につきましては、3月専決を受けまして、額の確定見込みにより、前払い金等を差し引いた額で繰越しとして報告したものでございます。

以上でございます。あと、すいません、個々の事業の契約どうこうにつきましてはですね、詳細については、すいません、こちらのほうでは詳細にはちょっと把握しておりませんので、それぞれの担当課のほうから報告をいただくということでよろしいでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） いや私が聞いたのは、この金額という形で表示されているのがですね、この意味がよくわかんなかったんですよ。

これ議会のほうで、当然翌年度に繰越しをするときは、限度額っていいですか、あらかじめ、この事業に対していくらぐらい繰越しを予定していますからということで承認を、これ議会の承認が必要ということで、12月、3月議会ですか。これで承認をしている。その金額はこの金額というところに来るのかなというふうに思ったものですから、この金額という、この表示自体がですね、非常に紛らわしい。意味がわかんない。ということで今質問したところ。

だから、これは繰越額ってなるとこの翌年度繰越額というのが、当然その事業に対して、仮に100の予算であつたんならばそれを80なり、60なりとしたときに、100が60繰越しという形での数字としてくるのかなというふうに思いますので、この表示自体が、これは町のほうで、特別にこれでこの表をつくって金額というふうになっているのか。これは全国的な総務省が指定した表なのかというところで、ちょっとよくわかんなくてこの金額というのが、お聞きしたところです。

ですから、翌年度繰越額というのが、あらかじめその繰越承認した、その最終的な決算、100で繰越承認したら80で済んだと。80のうちに、仮に20支出したら、

残り60だったというようなことの意味なのかどうかがよくわからなくて。やっぱ全額繰越なのか、ある程度払った残りを繰越したのかということもよくわかんないところがあったもんですからお聞きします。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） すいません。説明が不足して申し訳ございませんでした。この表にあります金額っていうのは、それぞれの事業に係る全体の事業費でございます。

そのうち、翌年度にいくら繰越したっていうのが右の欄ですね、翌年度繰越額っていうふうな記載の仕方となっております。以上でございます。

すいません。様式につきましては総務省の様式を使っております。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） そうであれば、事業に係る全体の金額が金額ということであれば翌年度に同額であれば、前払い等もしないまま、そのまま繰越したということですよ。で、私はそれを経済対策とかで早期に発注したのであればですね、会社のほうもやっぱり早く工事を竣工するためにはですね、お金を、前払い金という制度がありますので、その制度を使ってですね、もらって、それで原材料、必要な資材を購入した上で、早期に工事を完了させると。

特に災害復旧等についてはですね、その点はもう、すぐ取りかかって、早急な完成というふうなことを目指すのであればですね、町からも、逆にそういうふうな指導をやって、前払いをとった上で、今前払いも、当然会社のほうは資金の関係もあるし、当然それを購入先にも払わにやいかんというようなこともありますのでですね、大体通常だったら契約したらもう前払いをとって、かかるというのが通常ですので、何かこう、特に災害が10番の河川等災害復旧事業は、1億6,500万が1億4,200万しかない。1割程度しか支出していないという状況ですので、やっぱりこれは、そういう面ではですね、異常な状況かなというふうに思います。

ですから、本当にこれが正しい数字なのかなということもちょっとあってですね、この金額自体が、どのようなことなのかを質問したところです。ですから、前払いを止めたのか、もう、会社のほうから前払い要りませんと。ただ、事業については新年度でかかりますので、そのときにいただきますというようなことなのか。多分、国も県も補助金でストップをかけることはないと思います。その点はどうだったのか。特に10番の災害復旧担当の方の状況を教えていただきたいと。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） 災害復旧でございますけれども、この1億6,580万1,000円のうち、前払いをですね、2,310万円を行っております。

その残りの１億４，２７０万１，０００円を支出したところでございます。繰越ししました。すいません。以上です。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第２号を終わります。

ここで１時５分まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午後０時０４分

再開 午前１時０５分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 日程第１２、報告第３号、令和３年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町下水道特別会計）の報告についてを議題とします。

説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（松本康秀君） 報告第３号、令和３年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町下水道特別会計）の報告について。

令和３年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町下水道特別会計）を別紙のとおり調整したので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、これを議会に報告する。

令和４年６月８日提出。苓北町長 田嶋章二。

提案理由でございますが、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、翌年度の５月３１日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならないためでございます。

次のページをお願いいたします。

令和３年度苓北町繰越明許費繰越計算書（苓北町下水道特別会計）でございます。

これは、本年３月議会で議決いただきました繰越明許費の額について、確定により翌年度繰越額として報告をするものです。

款１公共下水道事業費、項２下水道事業費、事業名、下水道事業（社会資本整備総合交付金事業）として、富岡浄化センター耐震診断委託料１，９８０万円を繰り越しております。

財源内訳は、国県支出金が９５０万円、地方債が１，０２０万円、一般財源が１０万

円でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

倉田明君。

○10番（倉田 明君） 先程の一般会計また特別会計の事業の繰越しということで、それぞれの予算が提案されておりますが、ご承知のとおり、最近のこの資材といいましょうか、物価高騰関係で、この繰越しの予算で、予定されている事業が完了できるのか。その点についてお尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 先程の一般会計の繰越計算書でございますけども、倉田議員言われたとおりですね、まだ今から工事発注する分も出てきておりますが、あくまでも見込みというふうな形でですね、計上しておりますので、今後の資材高騰分もですね、含めたところでの予算計上とはなっております。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 倉田明君。

○10番（倉田 明君） ご答弁のとおり、契約を結んだ事業もあろうし、また今からもうする事業もあろうし、いずれにいたしましても、非常にこう、油をはじめいろんな物価、輸送コスト等も上がっております。

そういったことも加味しながらですね。やはりそれは致し方ないわけで、やはりその辺も含めて、今後対応いただければと思っております。終わります。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これで報告第3号を終わります。

—————○—————

日程第13 議案第26号 令和4年度苓北町一般会計補正予算（第1号）

○議長（錦戸俊春君） 日程第13、議案第26号、令和4年度苓北町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 議案第26号、令和4年度苓北町一般会計補正予算（第1号）（案）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入では、デジタル田園都市国家構想推進交付金の交付決定に基

づく国庫支出金の増額等、歳出では、デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用した双方向型情報配信システム導入に要する費用及び新型コロナウイルスワクチン４回目接種に要する費用等の補正でございます。

内容につきましては、企画政策課長から説明いたさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 議案第２６号、令和４年度苓北町一般会計補正予算（第１号）（案）の内容について説明いたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１億４,２５５万２,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を４９億２,３１５万２,０００円とするものです。

主な点について、説明をさせていただきます。

４ページをお願いします。

第２表、地方債補正、１、追加は町道改良事業に係る社会資本整備総合交付金交付決定額の減額に伴う起債事業への予算組み替えによる緊急自然災害防止対策事業債１,１５０万円の追加、及び温泉プール改修設計業務に係る過疎対策事業債１００万円を追加するものです。

２、変更は、町道舗装事業に係る社会資本整備総合交付金交付決定額の減額に伴い、過疎対策事業債２８０万円を増額するものです。

７ページをお願いします。

歳入です。

款１４国庫支出金、項１、目２衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金１,０１５万４,０００円の増額です。

８ページをお願いします。

項２、目１総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事業の追加、及びデジタル田園都市国家構想推進交付金の交付決定により、合わせて１億１,３４７万１,０００円の増額です。

目３衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金４２８万３,０００円の増額です。

目４土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金（町道改良）ほか２件の交付決定により、合わせて１,０１５万５,０００円の減額です。

目６教育費国庫補助金は、学校保健特別対策事業費国庫補助金１２５万円の増額です。

９ページをお願いします。

款１５県支出金、項２、目１総務費県補助金は、新型コロナウイルス感染症対応総合交付金活用事業の追加により、１１７万１,０００円の増額です。

10ページをお願いします。

項3、目1総務費県委託金は、参議院議員選挙投票日の現時点での予定に伴う期日前投票日数の変更見込みにより、参議院議員選挙事務委託金54万4,000円の増額です。

11ページをお願いします。

款19繰越金、項1、目1繰越金は、前年度繰越金338万4,000円の増額です。

12ページをお願いします。

款20諸収入、項5、目1雑入は、コミュニティ助成事業助成金ほか1件の交付決定及び事業内容承認により、合わせて315万円の増額です。

13ページをお願いします。

款21町債、項1、目6土木費及び目9教育費は、先程4ページの地方債補正で説明したとおりで、合わせまして1,530万円の増額です。

続いて、歳出です。

14ページをお願いします。

款1議会費、項1、目1議会費は、条例の一部改正に伴う議員費用弁償36万7,000円の減額です。

15ページをお願いします。

款2総務費、項1、目1一般管理費は、熊本県町村会からの依頼により、ウクライナ避難民支援金10万円の増額です。

目5財産管理費は、デジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワーク）の交付決定により、企業誘致活動に係る普通旅費及び旧郷土資料館改修設計委託料、合わせて211万9,000円の増額です。

目6企画費は、交付決定により出来町区分のコミュニティ助成事業補助金の追加、及び町単独の住宅リフォーム等支援事業補助金の申請予定件数増により、合わせて290万円の増額です。

目14情報化推進費は、デジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装）の交付決定により、情報配信システム導入に係る印刷製本費から、情報配信システム構築委託料まで、合わせて1億837万1,000円の増額です。

16ページをお願いします。

項4、目3参議院選挙費は期日前投票日数の変更見込み等により、期日前投票立会人報酬から備品購入費まで、合わせて54万4,000円の増額です。

17ページをお願いします。

款3民生費、項1、目1社会福祉総務費は、5月末日付けでの職員の退職に伴う会計年度任用職員の雇用に係る事務補助員報酬から事務補助員費用弁償まで、合わせて18

5万9,000円の増額です。

18ページをお願いします。

款4衛生費、項1、目2予防費は、新型コロナウイルスワクチン4回目接種に係る消耗品費から新型コロナウイルスワクチン接種移送業務委託料まで、合わせて1,533万7,000円の増額です。

19ページをお願いします。

款6商工費、項1、目2商工業振興費は、苓北町物産館（その2）施設の内装等改修に係る修繕料、及び施設改修にあわせ老朽化したエアコンの新型コロナウイルス感染症対策のための空気清浄機能付エアコンへの取替に係る備品購入費、合わせて399万8,000円の増額です。

目3観光費は、採択要件の見直しにより滞在型観光コンテンツ造成事業委託料150万円の増額です。

20ページをお願いします。

款7土木費、項2、目3道路新設改良費及び目4道路舗装費は、社会資本整備総合交付金交付決定額の減額による財源内訳の変更です。

目5橋梁維持費は、道路メンテナンス事業国庫補助金交付決定額の減額による財源内訳の変更です。

21ページをお願いします。

款8消防費、項1、目2非常備消防費は、退団者の増加により消防功労金198万円の増額です。

22ページをお願いします。

款9教育費、項1、目2事務局費は学校における新型コロナウイルス感染症対策用消耗品購入費用として、消耗品費250万円の増額です。

23ページをお願いします。

項3、目1学校管理費は、旧都呂々中学校施設活用に係る水道加入分担金11万円の増額です。

24ページをお願いします。

項4、目3社会教育施設費は、苓北町町民総合センター排煙窓装置取替等修繕料56万円及び温泉プール改修設計委託料104万1,000円、合わせて160万1,000円の増額です。

以上で、令和4年度苓北町一般会計補正予算（第1号）（案）の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

松本良人君。

○５番（松本良人君） １５ページですね。財産管理費の中の委託料、旧郷土資料館の委託料が１８０万円組んであります。この１８０万円組まれた根拠、こういったところをこういった形でやるのかですね。そこら辺を教えてください。それから、委託料が１８０万円ということはこういった形でなされたのか。委託料の算定の方法はこういった形でなされたのか。２点ですね。どの辺をこういった形でやるのか、これからこの委託料を算定された基礎をこういった形でやられたのか。

それから、１６ページですね。参議院選挙関係でございますけれども、役務費の中で、計数機点検料ということで５万円みてありますね。これはどういうものか。

衆議院のときにもこれを使われたんじゃないかなと思いますね。こういった形でこういったことを点検するのか。職員でできないのかどうか。衆議院のときに使ってそのまま別に支障なからんば、この５万円というのは要らんわけですね。そこら辺をお尋ねいたします。

それから２０ページ、道路新設改良費の中で、工事請負費ですね。その中で、補助が単独に切り替わっておりますね。国にはかなり財源不足もあろうと思いますけれども、例えば国庫支出金でこの場合は５７０万円いただくようになっております。いや、そうじゃなかったかな。これは今の分じゃっけん。そうですね、それ以上かもしれませんけれども、マイナスが、５７５万円減額になっておりますけれども、こういった事業が、今後、起こりうるならば大変じゃなかろうかなと。これが全て地方債のほうに回るとつとじゃなかろうかと思いますね。あくまでも起債なんですね。

それから、そこら辺の部分がですね、この工事だけじゃなくて、今後こういうことがあり得るならば、やっぱり町の財政ちゅうとは相当、やっぱり考えにやいかんとじゃなかろうかと思いますね。そこら辺の見通しとですね、これが、こういった関係がどのようにして国費が切られたのかどうか。そこら辺。道路舗装費も同じですよ。国費が切られて、地方債にまわる。要するに借金財政ですね。借金のほうに回ると。今回２点しか、事業関係で２点しか出ておりませんけれども、今後の見通しもあわせてお尋ねいたします。

それから、２４ページ、温泉プールの改修設計委託料１０４万１，０００円。これも先程申しました、旧郷土資料館の設計と同じですね、この１０４万１，０００円の出された根拠。それから、工事の内容。当然工事の内容がぴしゃっと把握されておればですね、ある程度の委託料の算定は可能だと思いますけれども、既にもう委託料として業者と担当、こんくらいぐらいくだっせというようなことでなつとるのか。そういったことになれば、両者と話おうて、しとつとですばいとなるとと思いますけれども、そこら辺、根拠を教えてください。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（福田誠一君） 15ページの財産管理費の旧郷土資料館改修設計委託料でございます。まず場所といたしましては、旧のKDDでございます。今回、国のデジタル田園構想の交付金をいただきまして、サテライトオフィスを2社、KDDの方で計画をいたしまして、入り口側、図面のほうはちょっと用意できてないんですけど、玄関から入った入り口側に2部屋、2社分を今年度整備いたします。

設計の内容でございますが、実施設計の算定の計算式によりまして人間の数とかですね、図面の枚数等を積算いたしまして、計上いたしております、180万円の設計額でございます。

次のページ、16ページの選挙費の計数機点検料でございますが、松本議員ご指摘のように、衆議院選挙でも使いましたが、投票用紙の枚数を間違いなく数えなければなりませんので、選挙ごとに、専門業者に計数機の点検を行っていただいている状況でございます。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 土木管理課長。

○土木管理課長（田尻 悟君） 20ページの道路新設改良費の工事請負費の件でございます。これにつきましては、当初予算で国のほうにですね、1,625万円を要望していたところ、交付決定額が767万5,000円、これは改良費と舗装費を合わせた金額なんですけども、これが決定をされまして、減額となっております。こちらの要望をした部分の47.2%というところでございました。

今後の見通しにつきましては、この辺については強靱化事業等を合わせて要望が他市町村と重なったのかなということでは思っているところでございますけども、実態は把握しておりません。

こういうことがないようにですね、今後、国のほうに予算獲得ができるように要望をしていきたいと思っております。あわせて財源組み替えの地方債につきましては、1,150万円については、緊急災害防止対策事業債というのが、令和元年度に創設されておりまして、それが充当率100%ということで交付税措置が70%の有利な起債を活用しながらこの事業を、当初に予定しておりました事業を実施させていただきたいということで計上させていただいております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 設計委託料の104万1,000円ですけれども、温泉プールの外壁の改修工事の部分になります。これにつきましては、設計業務に係る人件費、技術者の人件費、それと図面の枚数等によりまして算出をいたしまして104万1,000円という数字を出しております。

○議長（錦戸俊春君） 松本良人君。

○5番（松本良人君） 郷土資料館の委託料でございますけれども、要するに部分的にどこと、どこと、どこをやるということは確実に業者さんに指定してやりたいと。もう既にそのことであるから、委託料は180万円かかりますよということなんですかね。ある程度おおよそ180万円ということですかね。

そして、改修をされるところはもうきれいに完全に把握はなさっておられるわけですかね。そこら辺を教えてください。

それから、計数機点検料でございますけれども、1回1回選挙あるたびに、去年あったばつかりに、5万円も払わんちゃ。大変でしょうね。これは役場の職員ででもですよ。なんかそこら辺は、でけんとでしようかね。大変ですよ。先程も言いましたけれども。今回もまた質問しますけれども。国費あたりは、経費、補助金がもうバンバン打ち切られてきよつとでしよう。そういったことで、これも国費で、国の選挙でございますので、もらえるのは当然だと思いますけれども、こういったことを積み重ねれば、国全体が銭がなかごてなつとですね。それから、今度は町議員、町長の選挙もありますけれども、そんなときもこういった5万円ぐらいかかれば、これはもう純粹の町費でしょう。そういったことで大変でございますので、自分でできるようなことはやっぱり自分でやったほうがよかと。私は思います。今後はそういった形でやっていただきたいと思っております。無駄なのはなるべく使わんでですね、業者がおっても。

それから、工事請負の、土木サイドではそれでいいかもしれませんが、財政を組む以上ですね、すいません、20ページですね、20ページの道路橋梁費の中でも、3項目ともですね道路新設改良費、道路舗装費、橋梁維持費、3項目とも国費が減額、アウトになつとつとですね。おおよそ1,000万円それを今度借金と自費で賄おうということでしょうね。私はこういったことが、度々あるんじゃないかなと言っているんですよ。土木予算じゃなくて。そっちはそっちで今説明してあったというと思います。

それで、こういったことがあったら、今後、町の財政は相当厳しくなるんじゃないかなと。そういった場合は、やっぱり相当やっぱり辛抱したりですね、支出には十分に警戒しながら、注意をしながら、借金体制じゃなくて、借金せろば、どうせ払わんばんとですから、我々の時代でもいいかもしれませんが、子ども、孫の時には相当の負担がかかるんじゃないかな。そしてまた人口が減ってきますので、それ以上にかかる。そこら辺を見通した財政対策を立てていってもらわにやいかんで、聞くわけですが、もう1回ですね、そこら辺の回答をひとつよろしく願いいたします。

それからプールの改修設計委託料でございますけれども、これには改修の設計委託料になっておりますので改修という事業わかりますかね、意味は。改修と補修は全く違いますからね。意味が。

補修というのは、きれいに元どおりにまたもう1回やり直しますよと。改修は幾らかまた改造して、違う設備もつけてでもやりましょうということが改修なんです。そこら辺を含めてですね、なぜ今の委託料の算定からですね、それから、先程申しましたが、どこをどうやってやるのか、私たちがいただいたのは、温泉プールについては全員協議会の時にいただいたんですけれども、この中でですね、これだけやりますよという形で、図面もつけていただいとつとですよ。ですね。いただきました。これを精査してみました。この中で一番最後にですね、最後にこの中にも、設計委託料は104万1,000円ですよ。工事費が2,273万1,000円、合計が2,377万2,000円。

お金の内容ですけど、どこからどう出ますかって、出るというのが過疎債。これ借金ですね。2,370万円を借り入れますよ。幾らか補てんはあると思いますよ。そして一般会計から70万円。合計23万7,000円。いや、2,377万1,000円いたします。もう設計委託料104万1,000円、ここにあります。普通ならば、先程、こういったことでやります。委託を。払いますよというなら、104万1,000円まで1,000円まで出るのかなと。

予算ですので、そこまで決め切るような職員さんがおいでになったら、修繕ですので、修理でしょう、改修ってなっておりますけれども、私たちに教える予算は改修で出されたのですか。修理ならば、修理やけん、我々が4万1,000円まで出すような計算をしきられる方がおいでならば、この設計自体も、積算自体も、町でできるんじゃないかなと私は思います。

そこら辺をですね、回答をお願いします。それから、この前いただいた図面。これには確かに、黒くなるとところありますよ。カビですね。私は先程、カビの対策はどうだったのかと。管理不行き届きならば、役場の職員が監督不行きですので、行って、掃除ばしなさい。

そしてまた、委託に組んでないならば、ここら辺はカビがあるから、こういったカビ取りの薬をやるから、撒いてくださいと指示をしてやればカビをなくならせんばいかなとじゃなかですかね。

カビについてはですね、多分お客さんあたりも、アレルギーの方なんかがいっぱいおいでじゃなかろうかと思うとですよ。そういったことはお考えになったのかな。

このカビあたりを取るには、そこら辺も含めた上で設計委託をなさるのか。このカビが入って真っ黒くなっておりますけれども、これはカビで黒くなったか、腐れて黒くなったか。両方ありますからね。そこら辺は十分検討なされて、この設計の委託を104万1,000円を出されるのか。そうなった場合、もう既にここは変えにやいかんですよということになったのか。あるいはカビが生えとるけん、全部外してしまわんばんも

んなということでさせたのか。そこら辺をお尋ねいたします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（福田誠一君） 15ページの旧郷土資料館の改修設計委託料ですが、この分に関しましては、旧郷土資料館の2部屋をサテライトオフィスに改修していただくための設計業者に頼みます、設計委託料でございます。

次の16ページの計数機点検料でございますが、松本議員さんのご意見もわかりますが、投票用紙の数え間違いとかを防止、一番大事なことです。計数機の点検は選挙ごとにさせていただいております。今回、専門業者が来ますので、今、提案された、自分たちでできないのかも含めてちょっと聞いてはみたいと思います。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 企画政策課長。

○企画政策課長（宮崎良成君） 20ページの道路改良関係について財政サイドとしての考え方についてですけれども、今回補助事業の減額によって起債事業に回ったことになりました。

ただし、この事業については全てですね、当初予算に計上された、必要であるから計上されたものと考えております。その中でですね、担当課とも協議する中でより有利な起債がある、それを活用する中で年次計画を立てて実施するというようなことで今回、予算の組み替えをさせていただいたところでございます。

財政サイドといたしましても振興計画の中では、起債の借り入れの残高をですね、令和10年までには58億までに抑えていくというふうなことで立てております。

そのようなこともですね、見ながらですね、借り入れについては今後計画をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 温泉プールの件についてお答えをしたいと思います。

まず、カビの件でございますけれども、午前中もご指摘をいただきました。課長のほうから、午前中もお答えをしたところでございますが、日常点検に加えて、様々なですね、毎日の管理をやっていただいております。午前中、私どものほうで、こちらのほうのチェック体制っていうのに触れておりませんでした。指定管理の方、一生懸命やっておりますけどそれに対する私どものチェック、毎日といかなくてもですね、こちらのほうから出向いて、そして私ども自身の目で、プール内装等もチェックをしていきたいという新たなチェック体制を考えていきたいというふうに思っております。

それから、設計委託料でございますけれども、実は前回の予算でお願いしておりましたのは、110万円でございました。今回104万1,000円という、数字の根拠でございますけれども、前回から、今回提出しますまでに、温泉プールの壁面に設置しておりました電熱板、これが管理者の方でですね、日々の点検の中でぐらつきがあって今

にも落ちそうだということで、その電熱板の撤去を行いました。

それによってその電熱板関係の設計図、これは、1枚分は減るということで、参照にしましたのは、志岐集会所の場合の一般標準設計委託料で、1枚減ったときにどれぐらいの設計量、設計図を図面に起こす分と、それからその設計量といいますか、それに差が出るのかというのを算出して、大体、大体というのはちょっとあれですけども、これぐらいの金額だったら、今回の温泉プールの改修設計、これはできるというふうに考えた次第でございます。途中の工事が一箇所入っているということ、それから図面の減、そこら辺で算定基準にさせていただきました。以上でございます。

○5番（松本良人君） 内容の確認……。回数が減るけん、3回までしかできん。

言ってよかですか。プラス1よかですか。

○議長（錦戸俊春君） 何をですか。もう1回質問してください。

○5番（松本良人君） 質問したですよ。

○議長（錦戸俊春君） もう1回してください。松本良人君。

○5番（松本良人君） 今言ったのは、カビとか何かの確認を、カビでこうなったとかの中の確認。

腐敗の状況の確認とか何かをしてするのが本当やかかって言うたばってん。そこら辺も言うたごたったんですけれども、言い漏れとったですかね。言い漏れとったならば、修理か改修かでなかなか違うと。これには改修ってなつとる。改修となつとればどこかをする、それ以上にするのは改修じゃなかろうかなと。改修の委託設計料になっておりますからね。例えば、階段を増築するとか、教育長は学校の先生やっけんか、漢字の意味わかるでしよ。

修理、修復ならば、今のままのやつをやりますよというのが修理、修復だと思うんですよ。

改修だからどこをするのかと。そういったことであれば、その改修がわかる、それと中の黒くなっておりますけれども、黒くなっているところが、腐れとるのかどうか。

そしたならば、このいただいた図面で見ますと、まだ、カビの生えとるだけであつて、十分使えるような状況ならば、先程、財政の問題もいろいろ言いましたけれども、やっぱりそれなりに辛抱してですね。

今はですね、塗装なんかも相当な上等な塗装がありますし、塗装も平米1,500円くらいでできますのでね。あるいは塗装しなくても、きれいにこのカビを落として、それからカビ防止剤、これ100円か、200円ぐらいかければきれいになつとじゃなかですかね。

ただこの黒かところが腐れておらずに、ただカビで黒なつとつとならば、この黒かところが好かんということであればですね、塗装でごまかすっし、いや、なかなか黒いのも情緒が

あっていいんじゃないかならうかなということであれば、カビのつかないような薬剤、薬品処理すればいいんじゃないかならうかなと。

今システムキッチン、バスなんかも、どがん良かったっちゃカビはつくとですから。カビで腐食するわけじゃなかつですから。カビで模様がかわったりなんかすつですよ。

それで、これを私は言うんですよ。お宅たちは監督不行きじゃなかったかって。確かに、この構造自体がですね、全部横につけてありますので結露の関係でですね、そんな掃除のしにつかとはあつとですよ。これは、これば作ったときの当時のやっぱり責任者の間違いですよ。結露の多かところなら縦にしとけばですね、上からずっと水は、水滴は流れてきますのでね、私は少なかと思いますよ。しかし、ここはもう横に打ってあるんですよ。それはなかなか管理をされる方は、手がかかるとは思いますけれども。それは一番最初の問題ですけれどね。そこら辺を私聞くとですよ。

例えば、腰高の下の方は確かに壊れとるところがありましたね。そこら辺は補修。補修でいいですよ。腰から上ぐらいはまだ中もぼちちしておりますので、きれいに洗ってから、どもこも黒が好かんと。カビで色がかわつとるわけですから、これが好かんとならば、塗装でごまかすと。

あるいはこれはもういいなということであれば、薬剤、カビ取り、カビキラーとかなんかいっぱいありますね。そういったところで処理をできるのならば、この積算自体の関係のあたりも、違くてくつとじゃなかりうかなと。

そうする場合は財政的にも、変わりますけれども、借金も要らんごてなって、後世、借金を払う孫も子もいなくなる。

あるいはこの金を使って、やはり子育て支援とかなんかいっぱいやっていただいて、お金があればですよ。

そして若い者も苓北の魅力ある町で育てて、段々、苓北に住んでもらうような対応をとっていただければ、今後町は発展すると。

無造作に、金が借りられるから、バンバン使ってやろうと。してよかやつかということであれば、後で首絞めることにならせんかなというのが、私が一番心配するところなんです。そこら辺もう1回ですね、どういった確認、方法なんかですね。してなかなかよかですよ。しとりませんと。してあつたならここまでしますと。

でも、こん図面を見れば、もうどこもかしこも全部するくらい、壁は全部するようになつとるもんですから。私は無理して使わんじやつたっちゃよかじゃなかりうかなと。辛抱するところは辛抱して良かつじゃなかりうかなって思いがあるだけです。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（瀧崎敏和君） 大変申し訳ありません。改修、補修でございます。お手持

ちの図面の中にもあると思いますけれども、いろんな壁、それから足元等のこちらで差し上げた中にも、改修（ア）として、例えばですね、採暖室外壁補修という言葉が使っていたり、いろいろ入り混じっているわけですが、全体的にですね、その壁面を改修という言葉で、その中に撤去、それから補修、新設という言葉で、それぞれの壁面の補強改修を行っていくと。

これまでありました表層材の木材部分ですね、そこら辺は、前回説明をしておりますけれども、足元部分はコンクリートで打設していくとか、そこら辺の補修、改修、そして、撤去、新設という、それらの言葉が入っているところでございます。

それらを含めましての設計委託っていう形でやっておりますけれども、表層材撤去、木の下地は撤去、それから補修としましてLGS下地、すみません、これ私もよくわかっておりません。

ただ、新設としまして下地に耐水合板、防水シート、それから表層材にバスパネルを使っていくと、こういう計画のもとでのこの前、差し上げた立面図、その他の改修計画図でございます。

以上でございます。大変申し訳ありません。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） まず、15ページの情報化推進費の中のシステム構築委託料ですね。これはもちろん田園都市構想の中の双方向型配信システムのことだと思うんですけども、この前の説明ではタブレットはまだ決まってないということで説明を受けてますけども、今回のこの予算というのは、どの部分にこういった形で使われるのかお尋ねをいたします。

それと、19ページの商工業振興費の修繕料。これが物産館の修繕料ということで説明ありましたけども、それとエアコンですね。あそこが今、空いてる状態ですけども、入居というか、入所の予定が入っての今回の修繕なのかをお尋ねをいたします。

以上、2点です。

○議長（錦戸俊春君） 行革デジタル対策長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） 只今の野崎議員のご質問にお答えさせていただきます。

確かにですね、今までの全員協議会等でタブレットの中身がどうなるかとかはまだ決まってないというふうなことで申し上げておりますけれども、今回の補正予算はですね、もともと、国のほうに申請しております実施計画に基づいた予算というふうにしております。ですから例えば、タブレットであれば、当初ご説明しておりましたとおり、800台という想定で、住民説明会を行うとかですね、そういった中身に係る経費について、

計画のとおりで、このまま上げさせていただいております。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君） 苓北町物産館の募集を、再募集をですね、3月8日から4月12日までかけてしておりましたけれども、その中で、その2ですね、左側の平屋の部分につきまして、4月8日に都呂々在住の「福田さん家のオリーブ園。」という事業者の方から利用の申し込み書の提出がありました。

それを受けて、町も当該事業者とですね、現場で数度、協議を行って、今後、入っていただく部分で町がすべきところと、相手方がしていただく部分の協議をしまいいりました。

それを受けて正式にですね、5月31日付で、行政財産の使用許可の申請書と計画の提出がありましたので、その協議を踏まえたところで修繕料を上げております。

予定といたしましては、7月1日からですね、借りていただいてそれからいろいろ機材であったりとか、必要な物品等を搬入されて、7月末ぐらいからプレオープンという形で計画がなされております。

それに伴って今回の修繕料につきましては、これまで複数箇所がございまして、物産館の女子トイレの洋式便器のところずっと水が流れて止まらないというところとありまして、前回の指摘がありました、その1のところの玄関の屋根のひさしのところがちょっと腐食をしているのでその修繕をするということと、物産館その2の中におきましては、床と内壁ですね。あと、コンセントの工事等を含めてトータルで265万6,000円を計上させていただいております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） 最初の15ページの方ですけども、一応まだタブレットは決まってないけども、国からのそういった予算をそのまま今回上げているということで理解していいですね。

この前の説明では、移行まではあと2年ほど、最終的には、2年ほどの間に準備を進めていくということでされておりますけども、タブレットに関しては、いつ頃最終決定、その機種に対する最終決定をされる予定なのか、その点だけを聞いておきます。

それと、先程の物産館の修繕料の件ですけども、入所者が決まったということで、非常に喜ばしいことだと思います。

その2っていう、ひとつだけの建物を利用されるわけでしょうけども、今、都呂々のほうで営業されてはいますが、形態としては同じようなのをあそこでやられるんでしょうか。例えば、飲食も兼ねた中でのそういったオリーブのお土産品的なものも一緒に販売される予定なのか、その辺の営業形態といいますか、内容的にはどの程度、町は把握されているのか、お尋ねをいたします。

○議長（錦戸俊春君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） 野崎議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、タブレットがいつ頃決まるかということですが、今回、補正予算をいただきますと、業者選定のほうに入らせていただきますので、業者が決まってしまうと、ほぼそのまま、それによって自動的に内容もある程度は決まってくるかなと思います。

もちろん業者の方と決まった後もですね、ここはこういうふうにしてほしいというような、こちらからの要望を聞いていただくということは可能だと思っておりますので、それでも最終的な、取りあえずの形というのは来年の4月のですね、本格施行の前にはきれいに決まってしまうと思います。

あと2年というのはですね、現在の告知端末が使える期間というふうな想定をしておりますので、それまでの間は告知端末と新しいタブレットなりが一緒に使える、並行して稼働するような形になります。ということでよろしく願いいたします。以上です。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君） 営業形態といたしましては、今の都呂々のところをちょっとやめられて、こちらに移られて、こちらで重点的に、物産館の中で事業を展開したいということで、今の事業に加えてですね、今のところちょっと手狭ということだったので、今のところお聞きする三つの事業者の取り扱いの物産品とかも取り扱って販売等を受託して、なされるということと、あと食事につきましては、今後、考えていくということと、あとほかの町外ですね、事業者の方との連携も何かあられるみたいですので、その辺のところを含めたところでこの町の振興につながればという思いは持っております。

○議長（錦戸俊春君） 野崎幸洋君。

○8番（野崎幸洋君） タブレットの件はわかりました。ただ、2年間併用されるということですが、一般質問の中で言いましたように、無料電話。この問題といいますが、町民に対するまだ説明もないわけですので、この前の答弁では、代わる代替機があれば、今後は、その辺も探して行っていくということですので、その辺もですね、ぜひ無料電話をわざわざ、電話機を買ったけども使えなくなるというのが、どうしてもやっぱ町民の方の中には、不信とまで言いませんけども、なぜなんだというのがありますので十分説明と、またその代替機があるようであればこの2年間の間に十分検討いただきたいと思います。

それと、物産館ですけども、決まったことはいいんですけども、あとその家賃、この辺がどういう体系に今後なっていくのか。前回では、1年間は無料で、2年目から半額とか、いろいろその決まり事っていうか、なっていたようなんですけど、今回はどのよう

な形態での契約を結ばれたのかお尋ねします。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君） 前回3月の議会のときに、野崎議員さんのほうから10分の1だったとか、無料も含めたところで入居者を募集したらどうかということでございまして、本来、無料がいいんでしょうけれども、これまでずっと入ってこられた皆様方もおられますし、タダということ自分たちも考えていないということで、家賃を払っている相当のところまではもう電気代、家賃ですね、お支払いさせていただくということで、一応公募がですね、現行の家賃のコロナ等含めて4分の3を減免した額ということで、そこでも数字を公表しておりましたので、4分の3を減免して、月額税込みで1万9,380円の賃料ということで、納めていただくということで、あと3年間をこの金額でいくということで、今のところ協議をしております。

○議長（錦戸俊春君） ほかに。はい、浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） まず15ページ、財産管理の委託料180万円は、これ工事費になるんですか。何か説明の中では、サテライトオフィス2部屋分ということですよ。そんな180万円もかかって今の部屋を間仕切りするわけですか。どうするんですか。そこら辺の資料を見せてください。

昨日の一般質問の中でも、プールが行き詰まったのは、執行部の説明不足、資料不足だろうということが一般質問の中で問われたですよ。町長あてにですね。昨日のことですよ。資料も何も出さずにおって、なかなかわかりにくい状況ありますので、この180万円の根拠の資料をください。

それから委託料の中で、15ページ、情報配信システム構築委託料1億円、これも何かカタカナとアルファベットで何か非常に内容がわかりにくいわけですが、何かわかりやすいようなものがあればですね、この前の全員協議会と別に、もっとわかりやすいものがあれば見せてください。

それから19ページで、物産館がまた新たな業者さんが利用されるということですが、あそこはなかなか長続きしない状況がありますよね。

これまでですね。その原因は一体何なのか。私の考えでは、駐車スペースをもっと、例えばですね、大型バスが自由に出入りできるような駐車スペースを確保すべきではないかと思うわけです。

そのためには、何か陶板の看板がありますね。とか電気自動車の充電施設が。あそこを取り壊して裏側の農地を所有者の方に相談されて、あそこも駐車場にすれば、スペースは確保できる。後は入り口をもうちょっとこう入りやすく、出やすくすれば、大型車も大型バスも進入できるわけです。とすれば、お客さんも多分旅行会社も大型バスの出入りができて、トイレがあつて、土産物があれば、ツーリストのコースの中に入れるこ

とが可能だと思います。

今のままではですね、マイクロバスが精一杯ですよね。あれ大型が入れば、今度は大型バスを入れるのに10分、出るのに10分、それじゃなかなか旅行者も嫌うと思いますので、そこら辺から根本的に、なぜ物産館の利用者が短期で終わってしまうのか、そこら辺の根拠も考えながら、原因を探りながら、取り組んでほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（福田誠一君） 15ページの旧郷土資料館の改修設計委託料でございます。浜口委員さんのご指摘の平面図は私の手元でございますが、後でお配りしてもよろしいでしょうか。用意をいたします。

○議長（錦戸俊春君） 商工観光課長。

○商工観光課長（錦戸雅志君） 物産館の駐車場についてのご質問とご提言ですけれども、まずは長く入らなかった要因というのが、やはり家賃がやっぱりその3年とか2年されて、やっぱそこが一番ネックになったと。あとは従業員を雇用された場合に、給料等を支給しなければなりません。そこに見合うだけの収入の確保がちょっとできなかったということ、この2点が、私どもが理解する大きな要因だと考えております。

また、浜口議員からお話がありましたその駐車場につきましてはですね、今度入っていただく方と連携をとってですね、にぎわい、多くの方がですね、観光に訪れていただくのと合わせたところで引き続き、検討させていただきたいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 行革デジタル対策室長。

○行革デジタル対策室長（山下晃弘君） 只今の浜口議員のご質問ですけれども、先日ですね、5月20日に開催いたしました全員協議会の際に、こちらのほうで資料をお作りして、ご説明を差し上げたところですが、できるだけですね、カタカナとかアルファベットは使わないように、使わないようにと思って作成をして、ご説明したつもりだったんですけれども、そうですね、できるだけ日本語っていうですかね、漢字でご説明をするようにしたいとは思いますが、もしわからないことがあればですね、個別でもお尋ねいただければ、ご説明差し上げますので、この場ではご了承いただければと思います。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 情報配信システムについてはですね、個別に来なさいということですので、個別にお尋ねにいきたいと思いますが、ただ議会の説明と合わせてですね、先程、野崎議員も一般質問されておりますように、無料電話との関連ですよね。

無料電話を、当初からその電話機を町が貸与したと、町民に、対象者に、貸与したということであれば話は別ですが、買わせとつとですもんね。3,000円から4,000

円、高いのは6,000円ですよという形で。町が買わせとつとですよ。要は買わせとつとですよ。町はそう思わっさんですが、買う方は買わせられとつとです。買わんば無料電話は使われんということは、受益者からせろば、それは買わせられとつとです。それで今度はそれを取り上げるっていうか、使わないようにして、また町が独自で1億円ばかりの事業をすると。半分は国庫補助金があるけども、あとは私たちの、あなたたちの税金ですよという形で取り組んであるわけです。

やっぱり町民の皆さんに、住民の皆さんにはわかりやすい説明を、資料の中で説明をしてください。

それから物産館についても、なかなかですね、詳しく従業員の給与の話とか出ましたが、私はそういうことじゃなくて、よく二江のイルカセンターに出かけるわけですが、あそこもやはり、大型バスも入って、駐車場が結構ありますよね。漁協の側とか、橋のそばとかずっとあります。

やっぱ車、車が簡単に止められるか、止められないかです。あれ、今の物産館にはもう止めるとすれば国道にしか止められん。

そういうことですね、いくら店の配置を研究しても、なかなかお客さんは来ないだろうと思いますので、もっと、入っておられる家賃の問題とか、店の従業員の皆さんの待遇とか、それも大事なんでしょうけども、もうちょっとやっぱ根本的に広い目で、町の振興、入り込み客の増加、観光振興、そういう形をとらえるべきだというふうに思います。

それから、総務課長には何ば質問したいきや。

(図面を用意します。)

これはもう立っとかんば3回目になつとやろけんな。

○議長(錦戸俊春君) 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時07分

再開 午後2時11分

-----○-----

○議長(錦戸俊春君) 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

-----○-----

○議長(錦戸俊春君) 総務課長。

○総務課長(福田誠一君) すいません。遅くなって申し訳ありませんでした。今の図面の上側が町道でございます。赤の部分が今回の改修でございます、旧KDD分の改修でございます。サテライトオフィス二部屋と書いている分を、今回改修をいたします。

それに伴いまして、玄関のシャッターと窓ガラス等が傷んでおりますので、それに含

めまして、男子トイレ、女子トイレ、多目的トイレ等々を改修をする設計委託料が１８０万円でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君） これは左側の赤線、当初ＫＤＤの事務局と局長室ですね。これは、どういう形になるわけですか。ちょうど均等に配分してサテライトオフィスが、二つ入られるということで、均等に配分するような設計なのかどうか。それから男子トイレも根本的にやりかえるわけですか、女子トイレも、今のままでしょう。基本的にはですね。工事費なら別ですよ。委託料ならば、この多目的トイレ、女子トイレ、男子トイレ、これ構造とか何とか変わらんわけでしょうが。なのに、何でその１８０万円もいくらかかるわけですか。それで今課長の話じゃシャッターもという話ですが、シャッター、これ工事費の場合はいくらかの金が必要という気がします。

これに併せてですが、郷土資料を展示するとかですね、あと、この一番上の右端、町有備品ですか、避難所用品、そういうものの取り扱いはどうされるのか。

特に、この郷土資料展示室の展示品は所有者の方からお借りしている部分があつとじゃないかなつですかね。そういうものについての取り扱いはどうするのか、そういう部分の保安施設とか、そういう保安機器とか、そういうものを視野に入れているんだということならばまだ若干違いますけども、もう昔のたったこの２部屋の間仕切り変えるだけで、そんなに１８０万円もの委託料が要るのかどうかです。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（福田誠一君） 今のご指摘の分でございますが、今回は、このサテライトオフィス、二会社分にするための設計費用でございまして、設計が終わりますと、その後に、工事請負費の補正予算をお願いする予定でございます。

右側の緑の分の備品等とか、郷土資料の収蔵庫につきましては、数年前、文化財保護委員さんたちも見ていただきまして、できるだけ所有者の方にお返し、うちとして管理ができない分はお返しするような手はずをとりましたが、なかなかそれでもお預かりしている分がたくさんあるようでございます。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 浜口雅英君。

○７番（浜口雅英君） やっぱりですね、今の説明は私の質問に対しての答えではないと思います。どう考えてもですね、これに１８０万円も２００万円も使うっちゃうのは高過ぎるというか、します。終わります。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○１番（山口利生君） 今、問題になっています、旧郷土資料館設計委託料、前回の全員協議会の中で交付決定があったというときに、私も郷土資料館の中を見せてもらったんですが、非常に荒れていますね。窓はもうさびだらけで開からない。玄関の入り口

はシャッターが動かない。もう一生懸命担当の人が押してようやくを開いたというような、本当にこれが公共施設だろうか。

まあ、何年も使っていないからあのような状態になったんだろうと思いますけれども、その中に天上を見たら相当な染みが入っていました。やっぱり今回内装だけきれいにしても、雨漏りとかが、実際にこの郷土資料館がどうなっているのか。

耐震診断はされたというふうに聞いていますが、これ相当50年以上経ってる施設じゃないですかね。昭和40年代に郷土資料館を建てられてそのまま手も入れないまま、町が購入したんじゃないかと思いますが、町が郷土資料館にするときにも手を入れられたかもしれませんけれども、中身を見れば相当、ひどい状態になっているというふうに思います。

その辺りも踏まえた上で、このサテライトオフィスをどうするのかと。

やっぱ全体をよく考えないと、何かその単発、単発でやったら、あとが大変なことになるというふうな思いをしております。

その辺りも含めて前回、全員協議会でそういう話をしたら、町長もやっぱり、その点は重々わかっているという話をされましたが、実際にこの180万円、単にその部屋だけを改修する設計というふうなことにするのか、もう少し具体的に、どこがどうなっているのかという、全体の調査をまずやるべきじゃないかと。

これが田園都市の補助に当たらないのであれば、せっかく手をかけるのであれば、過疎債あたりも使ってですね、調査を実施するとかいうぐらいに、やっぱり今が一番大切な時期じゃないかと思います。

今現在使っている、私一番気になったのは東大の地震研究室。これが今あります。これ非常に高価なものが、入っているんじゃないかというふうにと思いますが、その辺りの東大の研究室との関係がどういうふうになっているのか。

一般に今まで郷土資料館だったから、公共が管理するというところで、特に問題なかったかもしませんが、そこに民間を入れるとした場合の管理面がどうなるのかということですね。

当然、使用料を取っていらっしゃると思いますが、そのときの管理をどうするのかという点も含めてですね、やっぱり今、検討すべきじゃないかというふうに考えます。

やっぱり、中だけきれいにしても、全体がどっかおかしければ、すぐまた雨漏りして、第二の志岐の集会所みたいなるかもしれません。

そういうふうにならないようにですね、ぜひ、今もう1回この設計委託180万円、これを有効に活用してですね、郷土資料館がよみがえるような将来的に、もうみんながここは非常に使い勝手がいいような形での目標を立てて、取り組んでいただければと思いますが、いかがでしょうか。

それと、あと1点。温泉プールですね、改修の件。

いろいろと当初予算から、全員協議会等でお話をいただいております。

確かに温泉プール、内壁見せていただいたら相当老朽化してですね、やっぱり今指定管理されておられる方も苦慮されているんだと思います。やっぱり利用者に対してケガの心配とかですね、やっぱカビが健康に悪いんじゃないかと、その中で一生懸命不評が出ないように頑張っているかと思っています。

ほかのところではもう指定管理者がもう手を挙げないということになって、もう閉鎖せざるを得ないというところが何箇所も出て。

ただですね、そういった面では苓北町も今、いろいろとスイミングスクールで頑張っている人を集めてもらっていますが、如何せん、町民の皆さんがですね、使ってる人が非常に少ない、先日出してもらった資料の中で、やっぱり町民の人が85人、今60・・・何人だったかな。もう70人を切っているという状況です。

やっぱそういう状況の中ですね、本当に町民の皆さんもその温泉プール自体の重要性というのがなかなか見えない。

温泉センターにしても、老人福祉センターにしても、やっぱり赤字補てんというのが合わせて6,000万円ぐらいになっている。年にですね。10年したら6億円ですよ。そういう中で、やっぱりその辺りのあり方自体も十分検討した上で、大規模改修にするなら、それを考えた上で、したらどうかというふうなことを提案したところですけども、如何せん、目の前がやっぱり危ないということであれば、対応せざるを得んだろうと思いますけれども、やっぱり町としても、もっともっと町民の人がですね、温泉プールを使って健康になるというようなことをですね、やっぱり、介護予防という観点からも、例えば温泉にしても、プールにしても、やっぱりそれが非常に温浴、健康体操とか、そういういろんな、やっぱり温泉を使った健康維持管理、増進ということにですね、やっぱ積極的に取り組むべきではないかと思いますが、その2点、いかがでしょうか。

お聞きいたします。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（福田誠一君） 山口議員さんのほうから、改修についてのご意見をいただきましたので、設計の委託の発注に関しても、全体的にですね、この施設の有効利用を考えながら、雨漏りの件も私も見て、わかっておりますので、丈夫な施設になるように、研究をしてみたいと思います。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 只今、ご提案いただきました町民へのアピールといいますか、そこら辺でございますけど、実はまず、私たち自身が今の温泉プール、子どもたちはいくらなんだろう、大人はいくらなんだろう。それ条例を開けばわかりますけども一

般の方々になかなか浸透していかない。

そこで新しいチラシといいますか、案内の方を作りまして、まず各公民館とかいろんな集会場の方にこうやって温泉プールを開設していますので、どうぞ健康のためにおいでくださいという、そういうお誘いのチラシっていうのを、もう既に準備をしております。

それと同時に、今度温泉プール、指定管理の方でなさっていただいております、自主事業につきましても、裏面活用というふうな形で一緒に印刷をしました。いろんな公共の場に置かせていただくという形で周知を図っていく。

一人でも多くの方が、温泉プールに足を運んでいただくような手立てを今からまた新たに講じていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（錦戸俊春君） 山口利生君。

○1番（山口利生君） 旧郷土資料館、よろしくお願いします。やっぱりせっかくの建物と非常に良い場所に設置されていますので、みんなが利用しやすいようなことも含めてですね、ぜひ検討をお願いいたしたいと。

また、温泉プールにしても、温泉についてもですね、やっぱり、これは単に教育委員会だけの問題じゃない。これは。やっぱりつくったのは町です。やっぱりそれがただ単に社会教育施設ということで、教育委員会になっただけであって、やっぱりこれは町全体の問題だと思います。

やっぱ健康は、当然、福祉保健課、健康増進室の担当であるしですね、やっぱりその介護予防の中で、いかにその温泉っていうのが有効なのかとかですね、いうことも研究していただいて、やっぱみんなで知恵を絞れば、利用者が、昨日、町長もおっしゃいました。やっぱり町民の利用者増をいかに考えるかが、やっぱり赤字を減らすというのが一番じゃないか。まさに私もそう思います。

町民が利用しない施設は、当然、廃止せざるを得なくなることになろうかと思えます。

また老朽化して、危ないとなれば当然足は遠のくというのは、利便の利でございますから、その辺りも含めて私たちも検討する必要があるかと思いますが、まずやっぱり利用者増を、指定管理者に任せるんじゃなくて、役場職員全体がどうするか。

実は、私もまだ温泉は行ったことあるんですが、プールには、ちょっと裸になるのが恥ずかしくてですね、行けない状態でありますけど、やはり町長みたいに海水パンツでですね、やっぱりこう見せられるような健康体をつくっていくというのもやっぱり、健康維持のために、そうすると医療費も減っていきますからですね、やっぱりトータル的に町の支出が減っていくということも考える必要があるかと思えます。以上で終わります。

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論がありますので、討論にあつては必ず冒頭に賛否を明らかにしてから行ってください。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

浜口雅英君。

○7番（浜口雅英君） 先程、財産管理費で、旧郷土資料館の設計委託料の180万円の質問をしました。資料の提出がなかった。

昨日の一般質問の中で、「修正可決は、執行部の説明不足と捉えても仕方がないではないか。思いつきもしないような意見が出るかもしれない。それを全て予測して準備するのは無理だろう。できる限り用意して準備しておくのは当たり前」ということでした。

今日もですね、この資料が、平面図がほしいということと言ったところが、後でということで、暫時休憩の後で、これ、いただきました。

急遽やったもので、間違いはないだろうと思って見たんですが、このサテライトオフィス2部屋、6メートル掛ける12メートル、72平方メートル、掛ける2部屋って書いてあるんですよ。ですね。どう意味ですか。私は独自に鉛筆で波線をつけましたけども、あと1区画足りないんじゃないですか。

これで180万円使うわけですか、委託料をですね。

非常に町長。何というか、もうまさに昨日の一般質問のとおりなんです。

そういういろんな面はありますが、全体的な部分を考えてですね、賛成します、が、執行部は、いや、笑い事じゃないんですよ。

もう笑うてごまかすけん、つまらんとですたい。これは太か問題ですよ。

ひと区画取らんばんとですよ。見らしたですか、町長、笑とらすばってん。

6メートルが三つしかないんですよ。赤線の枠には。しかし、この数字の中、四ついるんですよ。笑ろてごまかせる問題じゃないんですよ。

○町長（田嶋章二君） それよりも、先程から、総務課長はたったこの2部屋だけを改修するという話はしておりません。入り口とか何とかいろんな改修をするわけですから。たった2部屋で180万円という話はなかったはずですよ。だから、そのところは全体的な話で話をしていただきたいというふうに思っています。

○7番（浜口雅英君） これはですね2部屋。サテライトオフィス。最初の話は2部屋使うやったでしょう。いや、だから。この数字の中で、赤線の枠の中では6メートル

の枠が三つなんです。ほんなら。この中に書いている数字、サテライトオフィス2部屋、6メートル掛ける12メートル掛ける2部屋。これを生かすならば、あと1区画つくるべきなんです。この図に表示・・・。

○町長（田嶋章二君） それはあんたが言うのが本当。

○7番（浜口雅英君） これやっけんな。そういうことですね、やっぱり間違った資料を出さないように。

そのためには、急遽出すんじゃなくて、前もって用意しとってですね。昨日一般質問が出て、町長も頑張るということです。そういうことで頑張ってください。

で、賛成します。

○議長（錦戸俊春君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） これで討論を終わります。

議案第26号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号、令和4年度苓北町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（錦戸俊春君） 高戸幸雄君。

○4番（高戸幸雄君） 只今、議案第26号、令和4年度苓北町一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議を提出したいと思います。

○議長（錦戸俊春君） 只今、提出者、高戸幸雄君、賛成者、所定数以上の者の連署により、発議第5号、議案第26号、令和4年度苓北町一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議が提出されました。

お諮りします。

発議第5号、議案第26号、令和4年度苓北町一般会計補正予算（第1号）に対する付帯決議を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号を日程に追加し、直ちに議題とします。

議案と追加議事日程表配付のため、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後 2 時 3 1 分

再開 午後 2 時 3 6 分

—————○—————

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

それでは、追加日程第 1、発議第 5 号、議案第 26 号、令和 4 年度苓北町一般会計補正予算（第 1 号）に対する附帯決議についてを議題とします。

提案者の趣旨説明を求めます。

高戸幸雄君。

○4 番（高戸幸雄君） 発議第 5 号、令和 4 年 6 月 10 日、苓北町議会議長錦戸俊春様。

提出者、苓北町議会議員、高戸幸雄。

賛成者、苓北町議会議員、石田みどり。

賛成者、苓北町議会議員、松本良人。

賛成者、苓北町議会議員、野崎幸洋。

賛成者、苓北町議会議員、山口利生。

賛成者、苓北町議会議員、浜口雅英。

議案第 26 号、令和 4 年度苓北町一般会計補正予算（第 1 号）に対する附帯決議。

上記の議案を、会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により、別紙のとおり提出します。

次ページをお願いしたいと思います。

発議第 5 号、議案第 26 号、令和 4 年度苓北町一般会計補正予算（第 1 号）に対する附帯決議（案）。

この度提案されている「議案第 26 号 令和 4 年度苓北町一般会計補正予算（第 1 号）」の歳出款 9 教育費、項 4 社会教育費の補正予算額 160 万 1,000 円の内、温泉プール改修設計委託料 104 万 1,000 円の予算執行に当たって、下記要件に留意の上、取り組まれるよう要望する。

本件は、令和 4 年 3 月議会定例会に上程されたが、施設の位置づけや、補修内容等をめぐって議論がなされ、結果、当該予算の削減による修正案が可決された。

再び提案という事態を招いたことについては、執行部には、事業の説明不足を含め反省の必要もあると考える次第である。しかし、本議会に、苓北町保育所連絡協議会から、苓北町温泉プールの継続と安全な利用のための要望書も出されている。子ども達の健康と安全性を考えれば、改修の必要性も理解できる。今後ボイラーの改修予定の説明もあったことから、最小限の予算で改修を行うべきである。

よって、今後この予算執行に当たっては、下記の事項に十分留意して取り組まれるよ

う、強く求めるものである。

記

1. 施行箇所は、応急処置程度として、破損個所の修繕のみとすること。
2. カビの発生は、管理者の責任とし維持管理を適切にすること。
3. 利用実績を精査し収支、経費等を視野に入れ、存続の検討を早急に行うこと。
4. 工事請負費については、議案提出前に十分な説明を行うこと。

以上決議する。

令和4年6月10日 苓北町議会。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これから附帯決議についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

発議第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第5号、議案第26号、令和4年度苓北町一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（錦戸俊春君） 起立多数です。

したがって、発議第5号、議案第26号、令和4年度苓北町一般会計補正予算（第1号）に、附帯決議を付することに決定しました。

—————○—————

日程第14 議案第27号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

○議長（錦戸俊春君） 日程第14、議案第27号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題とします。

なお、私、錦戸俊春は現在、熊本県市町村総合事務組合の議会の構成員であります、一身上の事件にも、直接の利害関係にも、立っていないと解され除斥の必要はない、となっておりますので、そのまま議事を続けます。

また、この議案は、関係市町村議会での同文議決の扱いとなります。

提案者の説明を求めます。

○議長（錦戸俊春君） 総務課長。

○総務課長（福田誠一君） 議案第27号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、熊本県市町村総合事務組合規約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号）の一部を次のとおり変更する。

令和4年6月8日提出、苓北町長 田嶋章二。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

熊本県市町村総合事務組合規約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号）の一部を次のように変更する。

別表第1、及び別表第2中「小国町外一ヶ町公立病院組合」を「小国郷公立病院組合」に改める。

附則、この規約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による熊本県知事の許可のあった日から施行し、この規約による改正後の熊本県市町村総合事務組合規約の規定は、令和4年4月1日から適用する。

提案理由でございます。

熊本県市町村総合事務組合規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

補足説明をいたします。

次のページ、1ページでございます。

新旧対照表をお開きください。

右が変更前、左が変更後で、下線部が変更部分となります。

別表第1では、熊本県市町村総合事務組合の組合を組織する地方公共団体。

2ページをお願いいたします。

別表第2は、当該組合の共同処理する事務の中で、第3条第1号で規定する地方自治法第204条第2項の規定による職員に対する退職手当に関すること。

3ページをお願いいたします。

第3条第9号で規定する地方公務員災害補償法第69条及び第70条の規定による議会の議員、その他非常勤の職員に係る公務上の災害又は通勤による災害の補償に関する事務の共同処理を構成する団体の内、「小国町外一ヶ町公立病院組合」が、「小国郷公立病院組合」に令和4年4月1日より名称を変更したことに伴い、規約を改正するもので、構成する全ての地方公共団体の同文議決が必要となります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

議案第27号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号、熊本市町村総合事務組合理約の一部変更については原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、3時まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午後2時48分

再開 午後3時00分

-----○-----

○議長（錦戸俊春君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

-----○-----

日程第15 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（錦戸俊春君） 第15、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましての説明をいたします。

このことにつきましては、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

記、田中信二氏、任期は令和4年10月1日から令和7年9月30日まででございます。

なお、田中信二氏の経歴につきましては、次ページに掲載してございますので、ご参考の上にご意見を求めるものでございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

これから、諮問第1号、人権擁護委員につき意見を求めることについてを採決します。

会議規則第82条の規定によって、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（錦戸俊春君） 只今の出席議員は11人です。次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、5番、松本良人君、6番、石田みどり君、7番、浜口雅英君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。

投票用紙のそれぞれの枠に、賛成者の方は賛成と、反対者の方は反対と記載願います。

白票及び他事記載は反対とみなします。

（投票用紙配布）

○議長（錦戸俊春君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（錦戸俊春君） 異常なしと認めます。

只今から投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

投票漏れありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の松本良人君、石田みどり君、浜口雅英君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（錦戸俊春君） 諮問第1号の田中信二君の投票の結果を報告します。投票総数11票、有効投票11票、無効投票ありません。有効投票のうち賛成11票、反対0票。以上のとおり賛成多数です。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、

田中信二君を適任とする答申をすることに決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

-----○-----

日程第 16 同意第 4 号 苓北町固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長（錦戸俊春君） 日程第 16、同意第 4 号、苓北町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 次の者を苓北町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記、氏名、荒木広之。

提案理由であります、苓北町固定資産評価審査委員会の委員のうち 1 名の委員が、令和 4 年 6 月 26 日をもって任期満了となるので、後任の委員を選任する必要があるためでございます。

なお、荒木広之氏の略歴につきましては、次ページに掲載しておりますので、ご覧いただき、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（錦戸俊春君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 討論なしと認めます。

これから、同意第 4 号、苓北町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを採決します。会議規則第 82 条の規定によって、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長（錦戸俊春君） 只今の出席議員は 11 人です。次に、立会人を指名します。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、8 番、野崎幸洋君、9 番、山本政人君、10 番、倉田明君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。

投票用紙のそれぞれの枠の中に、賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

白票及び他事記載は反対とみなします。

(投票用紙配布)

○議長(錦戸俊春君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(錦戸俊春君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長(錦戸俊春君) 異常なしと認めます。

只今から投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

投票漏れありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。立会人の野崎幸洋君、山本政人君、倉田明君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(錦戸俊春君) 同意第4号荒木広之君の投票の結果を報告します。投票総数11票、有効投票11票、無効投票ありません。有効投票のうち、賛成9票、反対2票。以上のとおり賛成多数です。

したがって、同意第4号、苓北町固定資産評価審査委員会の委員の選任について同意を求める件、荒木広之君に同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

-----○-----

日程第17 陳情第5号 苓北町温泉プールの継続と安全な利用のための施設の長寿命化についての要望書

○議長(錦戸俊春君) 日程第17、陳情第5号、苓北町温泉プールの継続と安全な利用のための施設の長寿命化についての要望書について申し上げます。

関連する議案第26号、令和4年度苓北町一般会計補正予算(第1号)が原案可決されたことに伴い、同一会期中の一事不再議の原則の観点から、陳情第5号、苓北町温泉プールの継続と安全な利用のための施設の長寿命化についての要望書は、みなし採択といたします。

-----○-----

日程第18 陳情等文書表について

○議長(錦戸俊春君) 日程第18、陳情等文書表についてを議題とします。

本会議まで受理した陳情等は先にお配りした3件となります。陳情第2号、女性トイ

レの維持及びその安心安全の確保についての陳情、神奈川県、女性スペースを守る会ー
L G B T法案における『性自認』に対し慎重な議論を求める会ー、共同代表、飯野香里
氏、井上恵子氏、永田マル氏、山田響子氏。

陳情第3号、国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める
陳情。東京都、海事振興連盟会長、衛藤征士郎氏。

陳情第4号、沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める
陳情。福岡市、辺野古を止める！全国基地引き取り緊急連絡会代表、里村和歌子氏とな
ります。

会議規則第95条の規定ならびに議会運営に関する申合せにより、議員配付すること
に決定しましたので、お手元に配付しております。

-----○-----

日程第19 閉会中の継続審査（調査）の件

○議長（錦戸俊春君） 日程第19、閉会中の継続審査（調査）の件についてを議題
とします。

議会運営委員長、総務文教厚生常任委員長、建設経済環境常任委員長、議会広報特別
委員長から、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続審査（調査）の申し出が
あっております。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議あり
ませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすること
に決定しました。

-----○-----

日程第20 議員派遣の件

○議長（錦戸俊春君） 日程第20、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり、派遣することにしたいと思
いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（錦戸俊春君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件についてはお手元に配付しましたとおり、議員を派遣する
ことに決定しました。

なお、議員派遣に変更がある場合は、議長に一任とさせていただきます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和４年第３回荅北町議会定例会を閉会します。

どなた様も大変お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後３時１４分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

荅北町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員